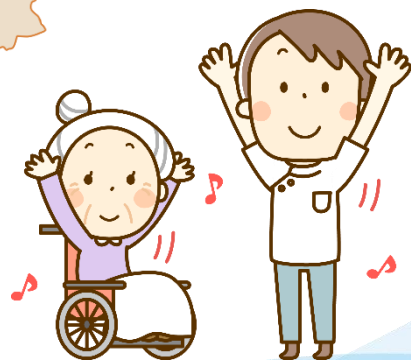


第10次 沼津市高齢者保健福祉計画

《第10次沼津市老人福祉計画・第9期沼津市介護保険事業計画》

【ぬまづ高齢者元気創造プラン】

(2024年度～2026年度)



令和6年3月
沼 津 市

はじめに

WHO（世界保健機関）の発表によると、2023年版の国別平均寿命（男女総合）のトップは、我が国であるとのこと。平均寿命が延伸している一方、我が国では超高齢化と少子化の進行により、高齢者を支える介護人材等の不足や医療・介護等における社会保障費の増大等、多方面にわたる影響が生じてきております。団塊世代全員が後期高齢者となる2025年問題、そして、人口減少と高齢者人口がピークに達すると言われる2040年問題を見据えて、介護予防事業の推進や介護サービスの充実といった取組は、地方公共団体において喫緊の課題となっています。



この課題を解決していくために、私たち一人ひとりが、健康でいきいきと暮らす期間である「健康寿命」を延伸させることが特に重要となっております。そして、介護や支援を必要とする状況になった際には、サービスを円滑に受けられる体制を整えておくことが求められております。

本市ではこれまで、第9次沼津市高齢者保健福祉計画「ぬまづ高齢者元気創造プラン」の基本理念である「住み慣れた地域で、ともに支え合いながら、高齢者が自分らしく、安心して暮らせるまち」の下、社会情勢の変化や高齢者のニーズを把握しながら積極的に高齢者施策を展開し、地域団体や医療、介護等の関係者によるネットワーク構築を図ってまいりました。

第10次となる本計画では、この基本理念を継承して、引き続き健康づくりや居場所づくり、認知症理解に関する普及啓発、介護予防と生活支援の推進を図るほか、関係者間の更なる連携強化を図り、全ての世代が支え合いながら健康で心豊かに暮らせる「地域共生社会」の実現を目指してまいります。市民の皆様には、地域福祉の担い手として、各種活動への積極的なご参加とご支援を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会の委員の皆様と、実態調査としてアンケートにご協力いただきました多くの市民の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和6年3月

沼津市長 頼重 秀一

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画の趣旨（背景と目的）	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	5
4	第9次沼津市高齢者保健福祉計画の評価	6
第2章	高齢者の現状	9
1	統計からみる沼津市のすがた	10
2	調査からみる沼津市のすがた	17
第3章	日常生活圏域	27
1	日常生活圏域の設定	28
2	地域包括ケアシステムの基本的な考え方	30
3	日常生活圏域カルテ	32
第4章	基本理念・基本施策	41
1	基本理念	42
2	基本施策	42
3	施策の体系図	44
第5章	計画各論	47
基本施策1	生きがいと健康づくりの推進	48
基本施策2	安心して暮らせるまちづくり	53
基本施策3	地域における支援体制の整備	60
基本施策4	自立支援と介護予防及び重度化防止	66
基本施策5	在宅医療と介護連携の推進	72
基本施策6	認知症施策の推進	74
第6章	介護保険サービス量等の見込みと保険料	81
1	総人口及び高齢者人口の推計	82
2	要支援及び要介護認定者の推計	83
3	施設・居住系サービス利用者の推計	84
4	居宅サービス対象者の推計	85
5	介護保険サービス量の見込み	86
6	介護保険サービス事業費等の見込み	89
7	第1号被保険者の保険料	91
8	介護サービスの充実と円滑な利用	93
第7章	計画推進のために	97
1	計画の周知啓発	98
2	計画の進行管理及び評価・点検	98
資料編		99
1	計画の策定体制及び策定までの経過	100
2	介護保険サービス一覧	106
3	地域支援事業一覧	108

第Ⅰ章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨（背景と目的）

日本では、平均寿命が延伸し、高齢化の進行による影響が多方面で出てきている一方で、少子化も進行しており、高齢者が増加、若者が減少という傾向が顕著にみられ、既に介護人材等の高齢者を支える人材が不足している状況にあります。このまま少子高齢化が進むことで、将来的に介護保険制度等の社会保障制度全般が存続できなくなることも不安視されています。

そこで、現在できることは、一人ひとりが介護や支援を必要としない「健康長寿」と言われている期間を延伸させること、また、介護や支援を必要とする状況になった時に必要なサービスを受けられる体制を整えておくことです。これらの実現のために、以前より介護予防事業の推進や介護サービスの充実等の取組が進められてきており、一定の成果がみられています。しかしながら、これから高齢者となる世代や元気な高齢者にとって自身の介護はまだ先の話として、なかなか介護予防や介護サービスへの関心が得られないという課題もあります。また、団塊の世代が全員後期高齢者となる令和7年を迎え、その15年程後には団塊ジュニア世代が高齢者になり、高齢者数がピークとなる時期を迎えることから、引き続き中長期的な視点で取組を進めていく必要があります。

このような状況を想定し、国はこれまで3年ごとに介護保険法を改正し、来たるべき高齢者増に備えた取組を段階的に進めてきました。中でも、高齢者が介護を必要とする状態になったとしても可能な限り住み慣れた地域での生活を継続することができるようにするための体制「地域包括ケアシステム」の構築・深化については、更なる充実が求められています。また、この「地域包括ケアシステム」が地域共生社会の実現のための中核的な基盤として位置づけられ、年齢や立場を問わず、多様な主体が介護予防や日常生活支援の取組を推進することが定められました。併せて、認知症高齢者への対応や医療と介護の連携、介護人材の確保等についても見直しが行われるとともに、地域の実情に応じた施策を定めることの重要性が説かれました。

本市でも、国の基本指針に則り、3年ごとに老人福祉計画・介護保険事業計画を策定し、本市の状況を鑑みた高齢者福祉サービスや介護サービスを提供してきました。本市の高齢化率は全国平均よりもやや高く、3人に1人が高齢者となる日がすぐそこまで迫ってきています。一方で、若い世代、特に本市の将来を担うであろう15歳未満の人口は、総人口の約1割と非常に少なくなっています。これらの状況を踏まえて、今後も持続可能なサービスを維持するためには、中長期的なニーズを正しく把握し、計画的に介護サービス基盤を整備していくことが重要となります。さらには、市民にも現状を周知し、介護に関する事柄を我が事として捉え、介護予防や各種サービス・支援について関心をもってもらうことが必要です。

このようなことから、本市では、高齢者の生活を包括的に支える高齢者福祉サービスや健康づくり、まちづくり等の方向性を定めるとともに、今後必要になる介護サービス量を推計し、必要量の確保に努めるため、「第10次沼津市高齢者保健福祉計画（第10次沼津市老人福祉計画・第9期沼津市介護保険事業計画）」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠と他計画との関係

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項・第7項及び介護保険法第117条第1項・第6項に基づき、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものです。

また、沼津市の高齢者福祉に関する総合的計画として、本市の特性を踏まえるとともに、第5次沼津市総合計画等の上位計画及び本市の関連する諸計画、並びに第10次静岡県長寿社会保健福祉計画（静岡県老人福祉計画・静岡県介護保険事業計画）と整合を持たせたものとします。

①老人福祉計画とは

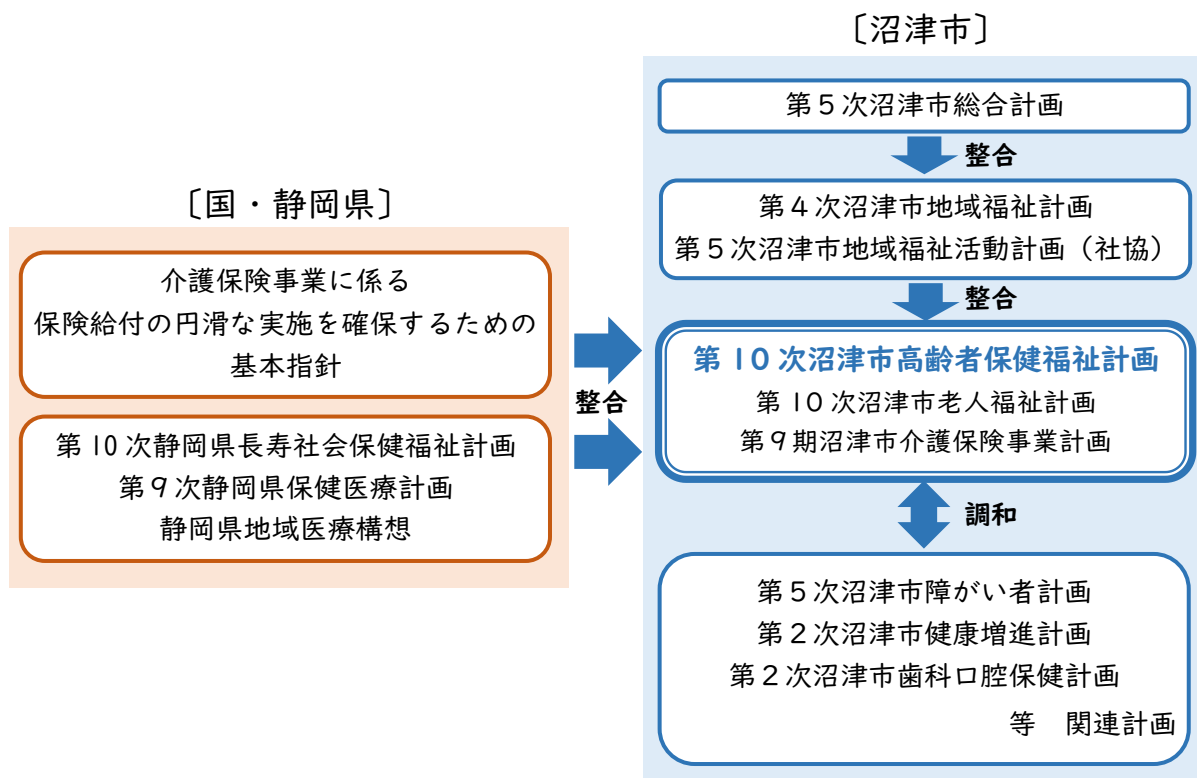
市町村で確保すべき老人福祉事業の量の目標、その量の確保のための方策、その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項に、介護予防や健康維持の取組を計画的に推進するための施策を加えた計画です。

②介護保険事業計画とは

介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握してサービス提供体制を整えること等を定めるものです。

介護保険法（平成9年法律第123号）第117条では、介護保険の保険者として位置づけられている市町村に対して、3年を1期とする介護保険事業計画の策定が義務づけられています。

<計画の関係図>



(2) SDGsとの関連

平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットで採択された SDGs (持続可能な開発目標) は、2030 年を目標年度とする持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことで、この目標は、先進国を含むすべての国が達成に向けて努力するものであるとともに、各国の地方自治体や企業、住民等にも行動を起こすことを求めています。

我が国では、SDGs の 17 のゴールを国内の状況に即した 8 つの優先課題に再構成し、具体的な取組につなげています。また、都道府県や市区町村、企業や学校等でも SDGs の推進に向けた取組の実施を求めています。

本市でも、第 5 次沼津市総合計画では、SDGs の 17 の目標を基本計画、推進計画のレベルで関連づけるとともに、各課所管の計画や事業において SDGs の目標を常に意識した取組を求めており、本計画においても、17 の目標のうち、各基本施策と下記の 8 つの目標を関連づけ、取組を推進していきます。

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 極度の貧困にある人をなくし、貧困ラインを下回っている人を半減させます。
	飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 毎日、安全で栄養のある食事をとることができるようにします。
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 適切な保健・医療・介護・福祉のサービス等を受けられるようにします。
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用(ディーセント・ワーク)と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。 すべての人々に生産的な完全雇用と働きがいのある人間らしい仕事の機会を提供します。
	各国内及び各国間の不平等を是正する。 取り残される人がいなくなるよう、格差や差別の解消に取り組めます。
	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 イノベーションや雇用を刺激する形で、人間居住地の再生と計画を図ります。
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 透明かつ効果的で責任ある制度に基づく平和で包括的な社会を目指します。
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 関係機関や民間企業等と連携を進め、効率的な高齢者支援を推進します。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 6 (2024)年度から令和 8 (2026)年度までの 3 年間です。団塊の世代全員が後期高齢者となる令和 7 (2025)年度及び団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、現役世代の人々が急激に減少する令和 22(2040)年度を見据え、中長期的な視点に立った施策の展開を図る期間となります。

	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度
総合計画 (計画期間：10年)	第 5 次沼津市総合計画						
	前期推進計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)					後期推進計画 (令和 8 年度～令和12年度)	
地域福祉計画 (計画期間：5年)	第 4 次 (令和 3 年度～令和 7 年度)					第 5 次 (令和 8 年度～令和12年度)	
老人福祉計画・ 介護保険事業計画 (計画期間：3年)	第 9 次 (令和 3 年度～令和 5 年度)			第10次 (令和 6 年度～令和 8 年度)			第11次 (令和 9 年度～ 令和11年度)

4 第9次沼津市高齢者保健福祉計画の評価

(1) 全体の評価

各事業の取組状況について、関係各課において自己評価を行ったところ、全73事業のうち、32事業(43.8%)がA評価、36事業(49.3%)がB評価となりました。また、C評価の事業は5事業(6.8%)となっています。全体として9割以上がAまたはB評価となっており、高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防、地域包括ケアシステムの整備等、概ね計画どおりに実施できたと考えています。

施 策	事業数	A	B	C
1 生きがいと健康づくりの推進	12	5	6	1
(1) 生きがいづくりと社会参加の推進	6	5	1	0
(2) 健康づくりの推進	6	0	5	1
2 安心して暮らせるまちづくり	21	11	9	1
(1) 在宅福祉サービスの充実	9	5	3	1
(2) 住まいの確保と生活環境の整備	5	2	3	0
(3) 安全・安心対策の推進	3	3	0	0
(4) 尊厳ある暮らしの確保	4	1	3	0
3 地域における支援体制の整備	10	5	5	0
(1) 地域包括支援センターの機能強化	3	3	0	0
(2) 生活支援体制の整備	2	1	1	0
(3) 見守り体制の推進	5	1	4	0
(4) 担い手となる人材の確保と育成	-	-	-	-
4 自立支援と介護予防及び重度化防止	14	6	8	0
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	3	3	0	0
(2) 保健事業と介護予防の一体的な実施	1	0	1	0
(3) 一般介護予防事業	7	3	4	0
(4) 地域リハビリテーション提供体制の構築	3	0	3	0
5 在宅医療と介護連携の推進	6	4	2	0
(1) 資源の把握と課題の抽出	2	2	0	0
(2) 在宅医療と介護の連携体制の推進	4	2	2	0
6 認知症施策の推進	10	1	6	3
(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発	4	0	2	2
(2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	6	1	4	1
合 計	73	32	36	5

A：計画どおりにできた（目標を達成したもの）

B：概ね計画どおりにできた（目標は達成しなかったが、数値的な成果として伸びがあり、前進があったと認められるもの等）

C：計画どおりにできなかったまたは実施していない（事業内容は縮小されていないが、数値的な成果として減少・後退したもの、事業として実施できなかったもの、事業内容や制度が縮小・廃止して後退したもの等）

(2) 要支援・要介護認定者への効果

第9次沼津市高齢者保健福祉計画において、令和5年10月1日現在の総人口を188,511人、65歳以上の高齢者人口を61,313人、高齢化率32.5%と推計していましたが、令和5年10月1日現在の実績は、総人口188,180人、高齢者人口61,130人、高齢化率32.5%と、総人口・高齢者人口は推計をやや下回ったものの、ほぼ推計どおりとなっています。

このような中、要支援・要介護認定者の出現率は16.1%と、第9次沼津市高齢者保健福祉計画にて推計していた16.5%を0.4ポイント下回る状況となっており、介護予防・重度化防止事業に一定の効果があったものと考えます。

(3) 基本施策ごとの評価と課題

①生きがいと健康づくりの推進

高齢者が生きがいをもち、社会とのつながりを継続できるよう、また、健康を維持できるよう、様々な講座の開催や老人クラブ支援、就労支援、健康診査や予防接種等を実施しました。計画期間が新型コロナウイルス感染症の拡大時期と重なったため計画どおりに実施できない取組もありましたが、感染対策を講じた上での実施に努めました。一方、感染リスクを避けるために高齢者自身が参加を見送るケースもみられました。今後は、このような社会とのつながりが希薄となりつつある高齢者等が新たに（再び）参加することができるよう、取組に関する広報の充実や時代に応じたニーズの把握、取組内容の検討等を行っていく必要があります。また、健康づくりに関しては、健康診査やがん検診、歯周病検診の受診率が依然として関連計画で定めた目標値に達していないことから、引き続き健診・検診の必要性を伝えながら受診勧奨を行っていきます。

②安心して暮らせるまちづくり

高齢になり身体機能や認知機能等の低下がみられるようになると、日常生活における些細なことでも負担や不安を感じるようになり、それが引きこもりや孤立、健康状態の悪化等につながる場合があります。そこで、高齢者が地域で安心して生活することができるよう、配食サービスや粗大ごみの収集、介護用品の支給等といった在宅福祉サービスや、住まいや移動手段の確保、ユニバーサルデザインの推進等といった生活環境の整備に関する取組を実施しました。他にも犯罪や事故、災害等の被害から高齢者を守る取組、高齢者の尊厳を守るための権利擁護に関する取組等も実施しており、幅広く高齢者の安全・安心を守るよう、日々取り組んできました。しかし、中には周知が十分できていない取組や効果があまりみられていない取組もあり、今後の取組方法を検討する必要もあります。また、国や県の制度を活用している取組については、引き続き国や県からの情報収集等に努め、安定した事業運営にあたっていきます。

③地域における支援体制の整備

可能な限り住み慣れた地域で安心した生活が継続できることを目的として、高齢者を包括的に支援する機能をもつ地域包括支援センターが市内に11か所設置されています。計画期間を通して、センター同士の連携強化や、介護や医療といった関係機関との情報共有、地域ケア会議の実施等を行うことで、地域包括支援センターがその機能を十分に発揮できるように努めてきました。また、地域にある企業や事業所、店舗、地域住民等の協力のもと、高齢者の日常的な支援や見守りができる地域づくりにも取り組んできました。高齢者の些細な変化から異常に気がついたり、徘徊行動のある認知症の人の捜索に役立ったりする等の効果に期待し、引き続き地域における様々な立場の人が高齢者を見守り支援できる体制づくりに努めていきます。

④自立支援と介護予防及び重度化防止

年齢を重ねることで身体機能や認知機能等が低下することは、多少なりとも誰もが経験することです。平均寿命の延伸に伴い、元気な高齢者は多数おられますが、介護サービスを受けるほどではないものの、身体機能等が衰えている高齢者も少なくありません。可能な限り住み慣れた地域での生活が続けるためにも、高齢者自身が自分の身の回りのことを行える状態を維持することは非常に大切なことです。そこで、計画期間中は主に介護を必要としていない高齢者を対象に介護予防の取組や、生活機能の向上を目的としたサービスの提供等を行ってきました。コロナ禍で定員を減らして実施した介護予防講座もありましたが、今後は参加者や利用者の増加が見込まれます。また、医療機関や地域包括支援センター、ボランティア等、高齢者を支える立場の人とも連携することで、増加傾向にある高齢者にも対応できるよう、引き続き取組を進めていきます。

⑤在宅医療と介護連携の推進

高齢化が進んだことで、自宅で医療を受けながら住み慣れた場所で家族との時間を過ごすことを希望する高齢者も増えてきました。国は以前より在宅医療を推進していましたが、訪問診療に対応する医療機関の不足や医療と介護の連携が課題とされていました。計画期間中は地域包括支援センターを中心として医療と介護の円滑な連携を推進していくとともに、地域課題の把握・解決や医療・介護関係者の資質向上に努めてきました。また、医療機関や介護施設に関する情報等を収集し、医療・介護関係者だけでなく、地域住民も円滑に医療資源・介護資源を活用できるよう収集した情報の提供を行っています。今後はより在宅医療のニーズが高まると考えられることから、地域の医療機関や介護施設と連携を密にし、それぞれの立場から高齢者を支える体制整備に取り組んでいきます。

⑥認知症施策の推進

アンケート調査結果によると、主な介護者が不安に感じる介護として「認知症状への対応」と回答する割合は3割以上に上り、最も多くなっています。認知症を患う方は24時間目を離せないこともあり、介護者の負担は重くなる傾向にあります。また、介護者が目を離した隙に徘徊行動をとり、行方不明となったり、事故や事件に巻き込まれたりすることもあります。一方で、認知症を患っていても、周囲の支援や見守りがあれば日常生活を継続できる方もいます。そこで大切なのは、認知症を正しく理解し、必要に応じた手助けをすることができる人材を地域で育成することです。市では認知症サポーターの養成講座を行っており、これまで3万人近くの方が受講しました。他にも、認知症を患う方の社会参加や、介護者の休息や負担軽減等を目的とした認知症カフェが市内で定期的開催されています。また、これらの施策と並行して、「認知症初期集中支援チーム」を組織し、認知症の早期発見・早期対応に努めてきました。今後も認知症を患う方は増加していくと見込まれており、これらの取組が担う役割はより重要になると考えられます。そのため、老若男女問わず多くの方が認知症に関心を持ち、正しい知識を得られるよう普及啓発に努めるとともに、認知症の早期発見・早期治療につなげる体制を強化していきます。

第2章

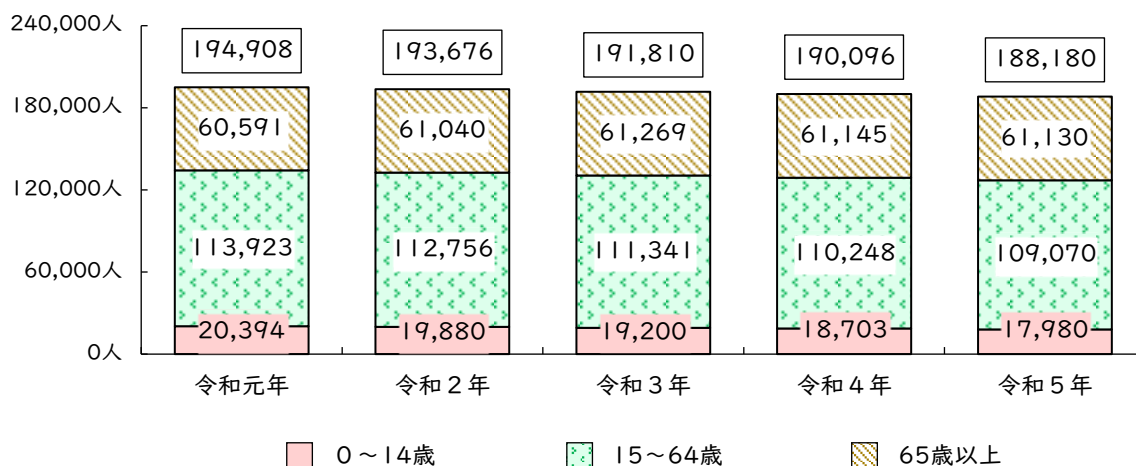
高齢者の現状

第2章 高齢者の現状

1 統計からみる沼津市のすがた

(1) 人口・世帯

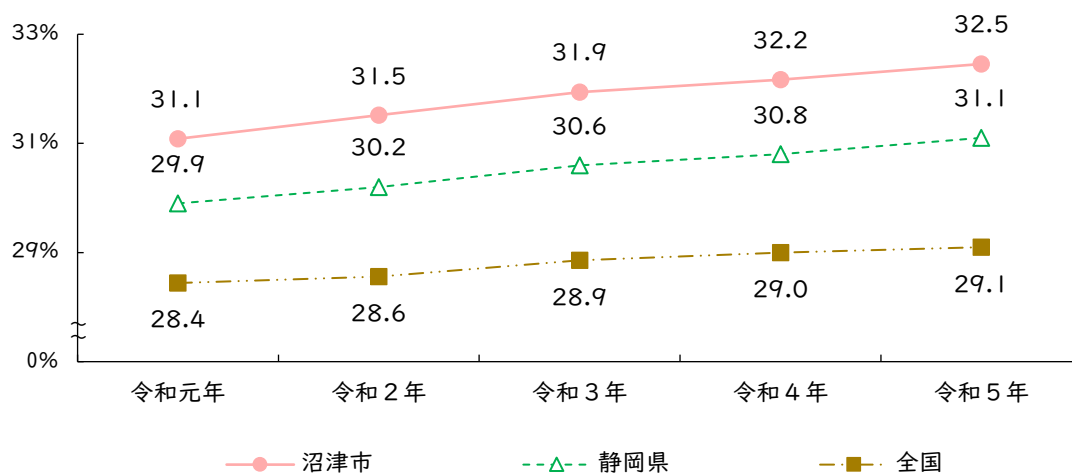
総人口・年齢3区分別人口



資料：「住民基本台帳（各年10月1日時点）」

総人口は減少傾向にあるが、「65歳以上」は令和3年まで増加傾向にあった

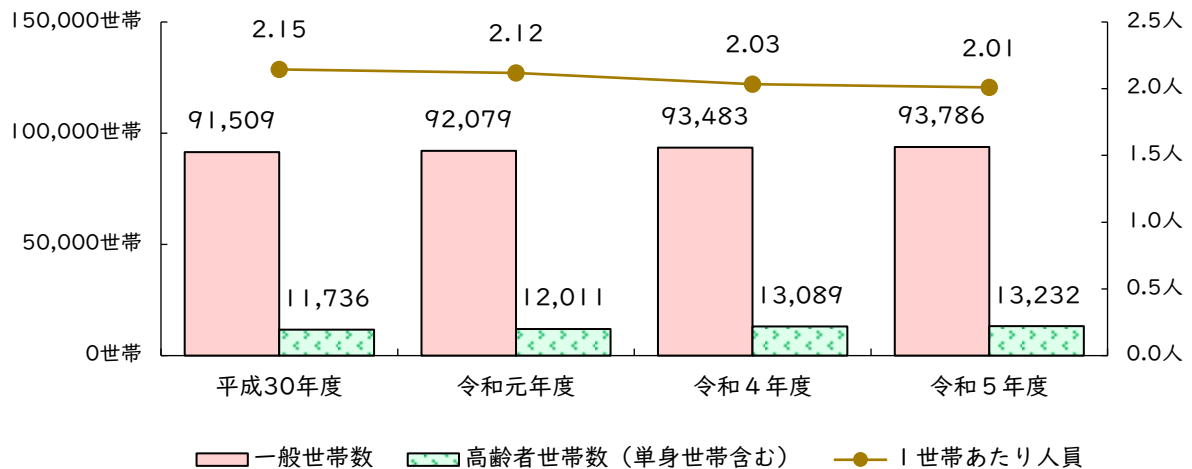
高齢化率の比較



資料：沼津市「住民基本台帳（各年10月1日時点）」、静岡県「静岡県年齢別人口推計（各年10月1日時点）」
 全国「人口推計（各年10月1日時点）」※全国の令和5年は10月の概算値

静岡県や全国よりも高齢化率は高い水準で推移している

一般世帯数・高齢者世帯数（単身世帯含む）・1世帯あたり人員



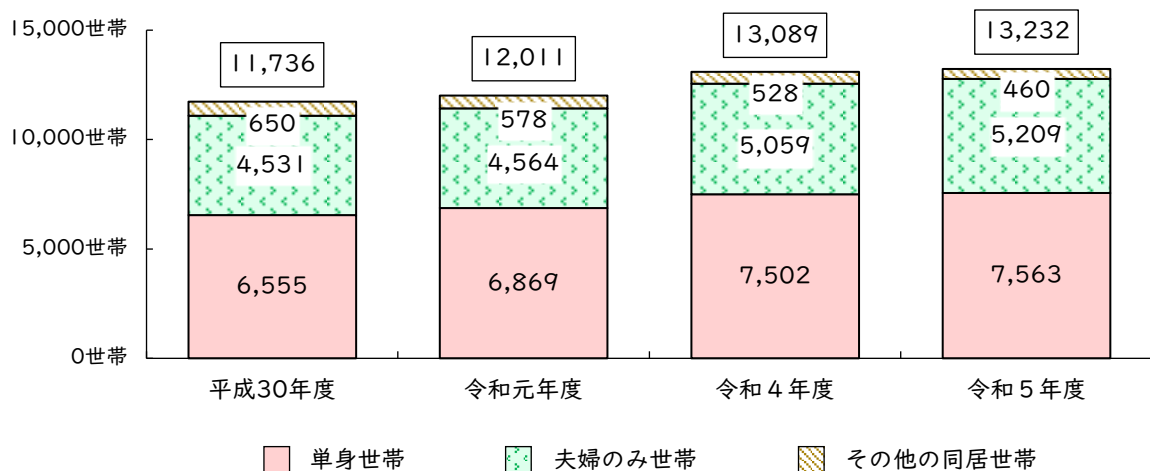
※ここでの高齢者とは「70歳以上の人」を指します。また、高齢者世帯とは、70歳以上の単身世帯、70歳以上の夫婦世帯、70歳以上の人を含む世帯を指します。

※令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、調査を実施していません。

資料：「一人暮らし高齢者等実態調査（各年度9月1日時点）」、「人口と世帯 一覧表（各年度8月31日時点）」

**一般世帯数・高齢者世帯数（単身世帯含む）は増加傾向
1世帯あたり人員は減少傾向**

世帯構成別高齢者世帯数（単身世帯含む）



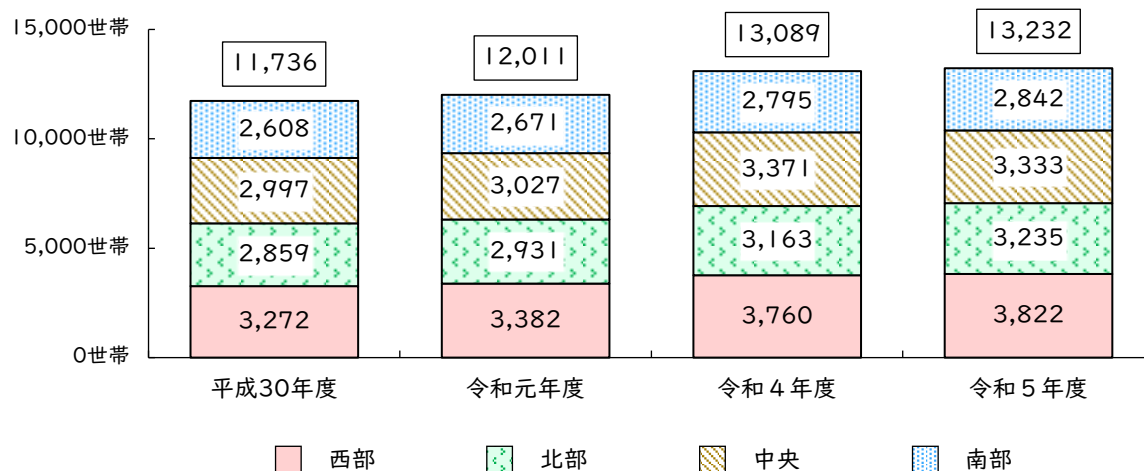
※ここでの高齢者とは「70歳以上の人」を指します。また、高齢者世帯とは、70歳以上の単身世帯、70歳以上の夫婦世帯、70歳以上の人を含む世帯を指します。

※令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、調査を実施していません。

資料：「一人暮らし高齢者等実態調査（各年度9月1日時点）」

単身世帯の増加が大きく、5年間で1,008世帯増加している

日常生活圏域別高齢者世帯数（単身世帯含む）



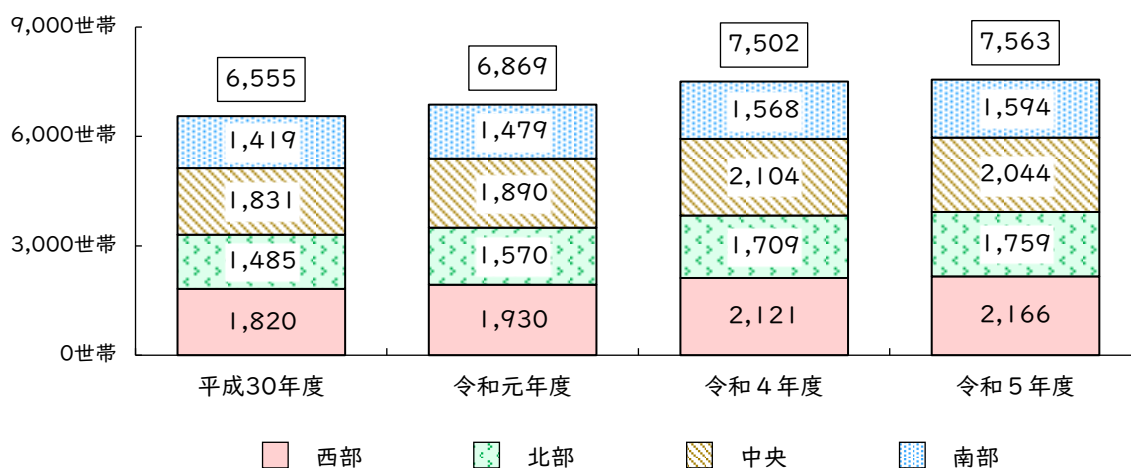
※ここでの高齢者とは「70歳以上の人」を指します。また、高齢者世帯とは、70歳以上の単身世帯、70歳以上の夫婦世帯、70歳以上の人を含む世帯を指します。

※令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、調査を実施していません。

資料：「一人暮らし高齢者等実態調査（各年度9月1日時点）」

全体的に増加傾向にあるが、西部での増加が大きい

日常生活圏域別高齢者単身世帯数



※ここでの高齢者とは「70歳以上の人」を指します。

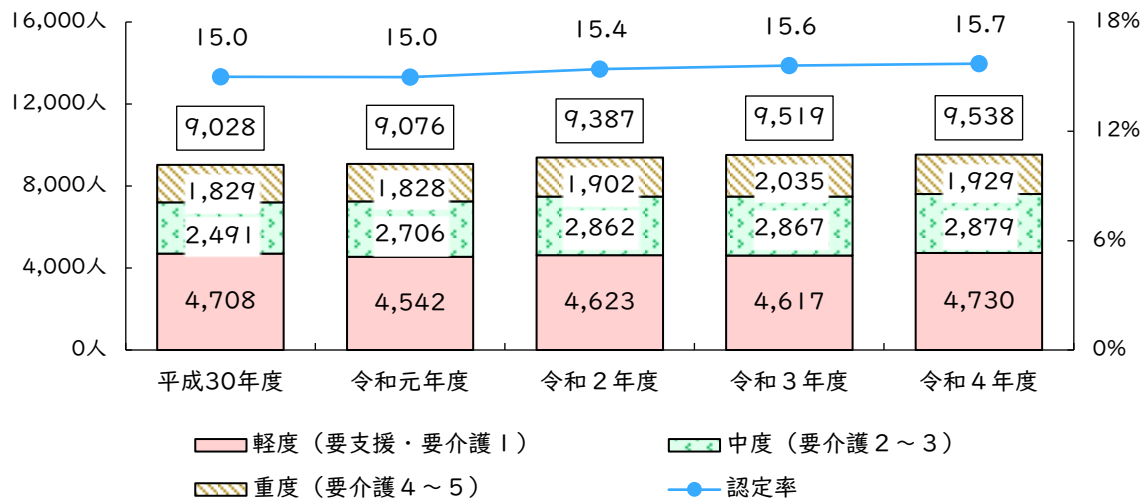
※令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、調査を実施していません。

資料：「一人暮らし高齢者等実態調査（各年度9月1日時点）」

全体的に増加傾向にあるが、単身世帯も西部での増加が大きい

(2) 介護

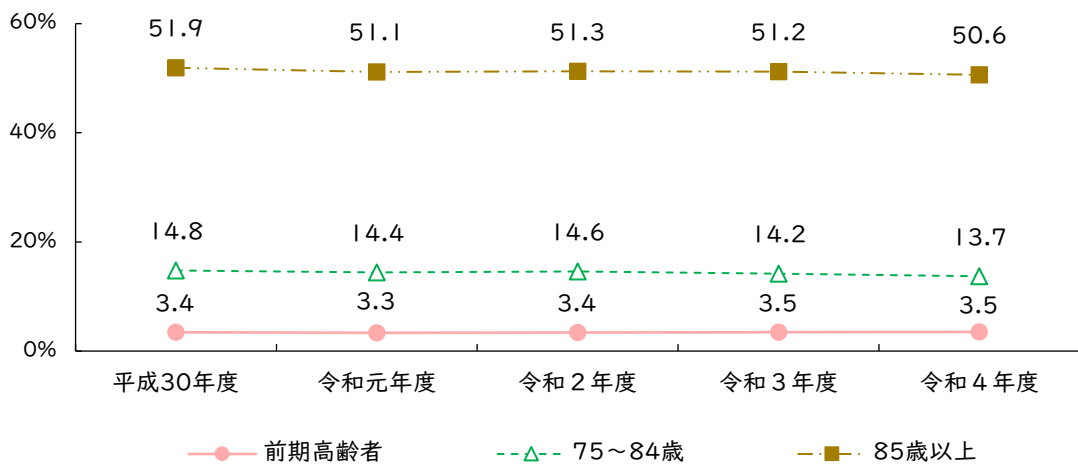
第1号被保険者の要介護度別要支援・要介護認定者数・認定率



資料：平成30年度～令和2年度「介護保険事業状況報告（年報）」
令和3年度～令和4年度「介護保険事業状況報告（3月月報）」

**要支援・要介護認定者数は増加傾向、「中度」の増加が大きい
認定率は上昇傾向にある**

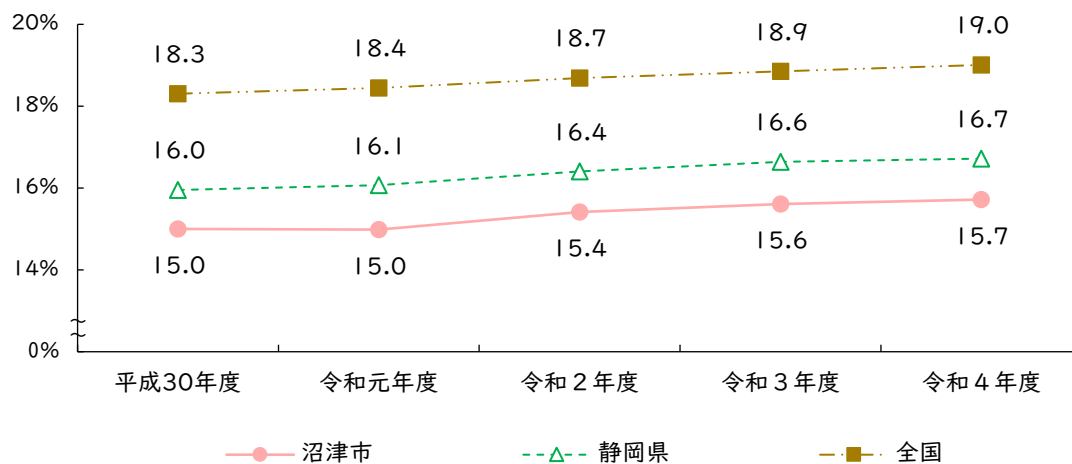
年齢別第1号被保険者の認定率



資料：平成30年度～令和2年度「介護保険事業状況報告（年報）」
令和3年度～令和4年度「介護保険事業状況報告（3月月報）」

**85歳以上で認定率の低下傾向がみられるものの、
2人に1人が認定を受けている状況が続いている**

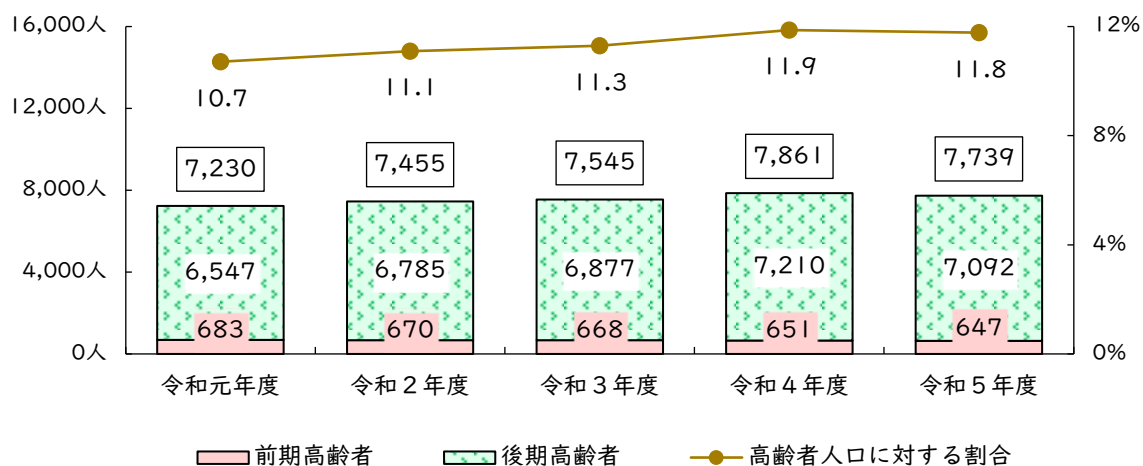
第1号被保険者の認定率の比較



資料：平成30年度～令和2年度「介護保険事業状況報告（年報）」
令和3年度～令和4年度「介護保険事業状況報告（3月月報）」

静岡県や全国よりも認定率は低い水準で推移している

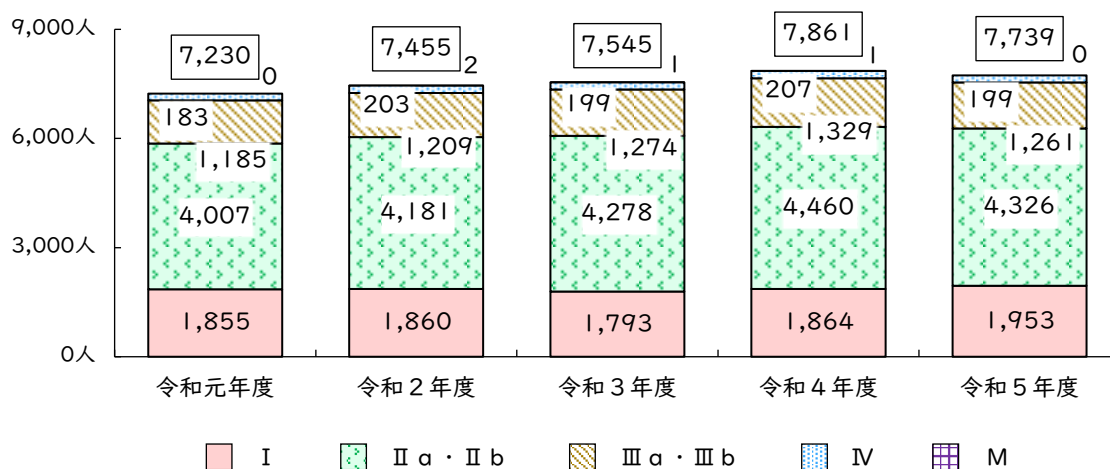
年齢別認知症高齢者数



（各年度4月1日時点）

**認知症高齢者の大半が後期高齢者で、前期高齢者は少ない
高齢者の10人に1人以上が認知症**

程度別認知症高齢者数



(各年度4月1日時点)

<認知症高齢者の日常生活自立度判断基準>

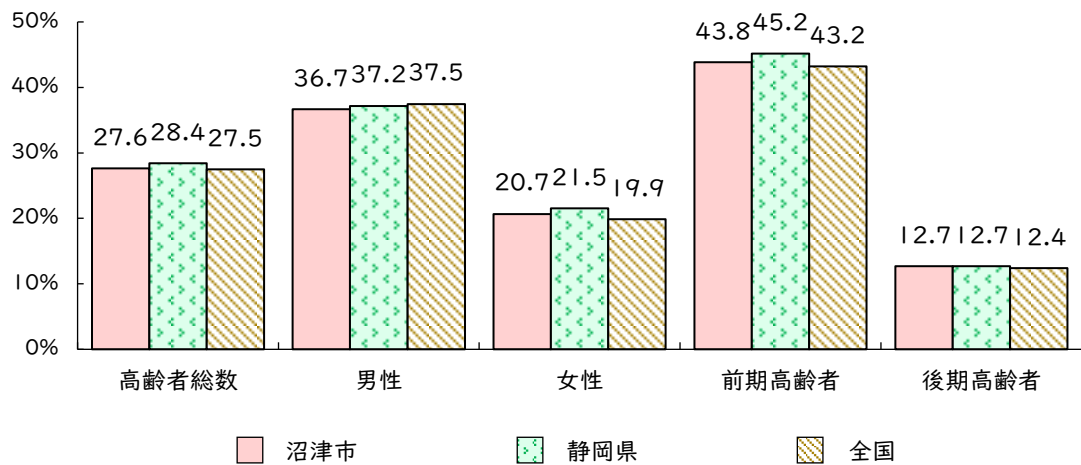
ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

認知症高齢者の半数以上がII a・II b

(日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できるという評価)

(3) 就労

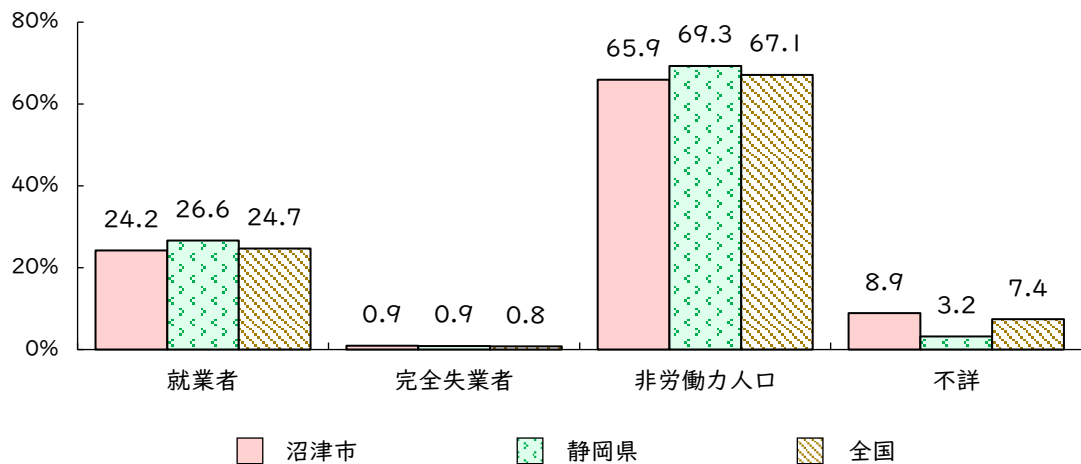
労働人口割合



資料：「国勢調査（令和2年10月1日時点）」

**静岡県や全国と類似した傾向がみられ、
女性より男性、後期高齢者より前期高齢者で労働人口割合が高い**

65歳以上の就業者割合



資料：「国勢調査（令和2年10月1日時点）」

**静岡県や全国と類似した傾向がみられ、
65歳以上でも約4人に1人が就業している**

2 調査からみる沼津市のすがた

(1) 調査概要

①調査の方法

調査対象：高齢者一般調査・・・沼津市在住の65歳以上の男女
総合事業対象者調査・・・沼津市在住の総合事業対象認定を受けている男女
在宅要支援認定者調査・・・沼津市在住の要支援認定を受けている男女
在宅要介護認定者調査・・・沼津市在住の要介護認定を受けている男女

抽出方法：高齢者一般調査・・・1,500人を無作為抽出
総合事業対象者調査・・・150人を無作為抽出
在宅要支援認定者調査・・・800人を無作為抽出
在宅要介護認定者調査・・・1,100人を無作為抽出

調査方法：郵送配布 郵送回収

調査期間：令和4年12月7日～令和4年12月23日

②回収状況

		発送数	回収数		有効回収数	有効回収率
介護予防・ 日常生活圏域 ニーズ調査	高齢者一般調査	1,500通	1,001票	1,630票	1,001票	66.7%
	総合事業対象者調査	150通	87票		87票	58.0%
	在宅要支援認定者調査	800通	540票		540票	67.5%
在宅介護 実態調査	在宅要介護認定者調査	1,100通	617票		617票	56.1%

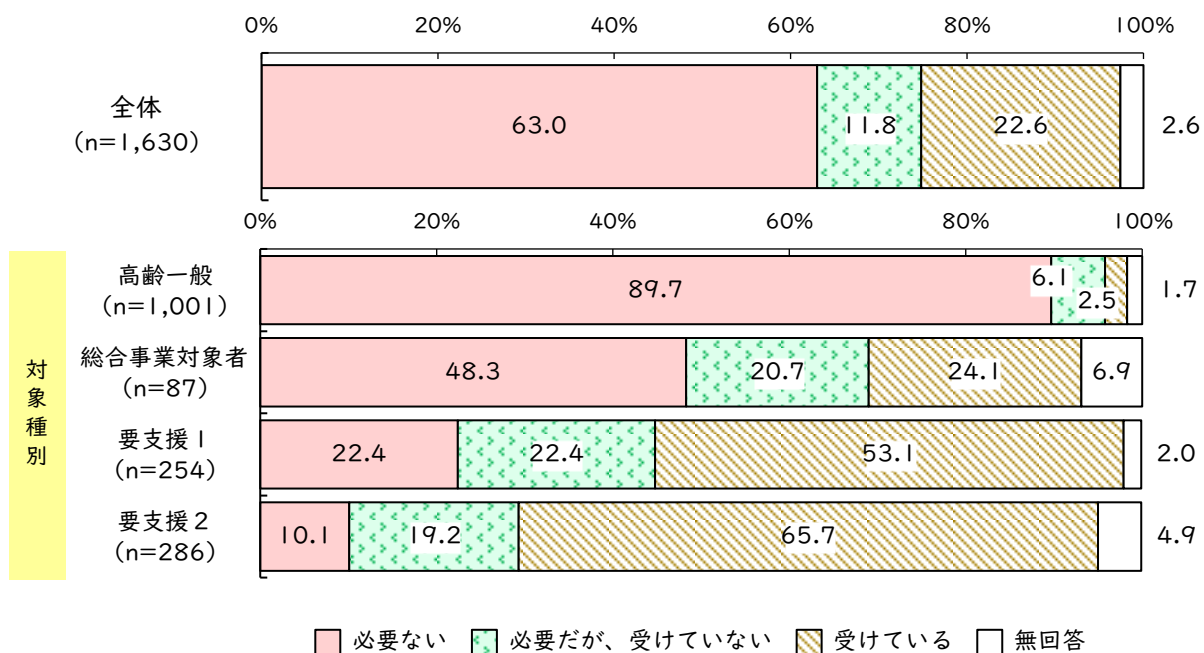
※有効回収数：回収票から全く回答がないもの（白票）や回答が少ないもの（無効票）を除いた数。
※対象者の振り分けのできない2票があったため高齢者一般・総合事業対象者・在宅要支援認定者の回収合計数も示している。

③注意事項

- ◇ 回答は各設問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してある。
- ◇ 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出した。このため、百分率の合計が100%にならないことがある。
- ◇ 1つの設問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合がある。
- ◇ スペースの関係上、一部設問、選択肢の文言を省略している箇所がある。
- ◇ この調査結果は、傾向や特徴がある設問を中心に掲載している。

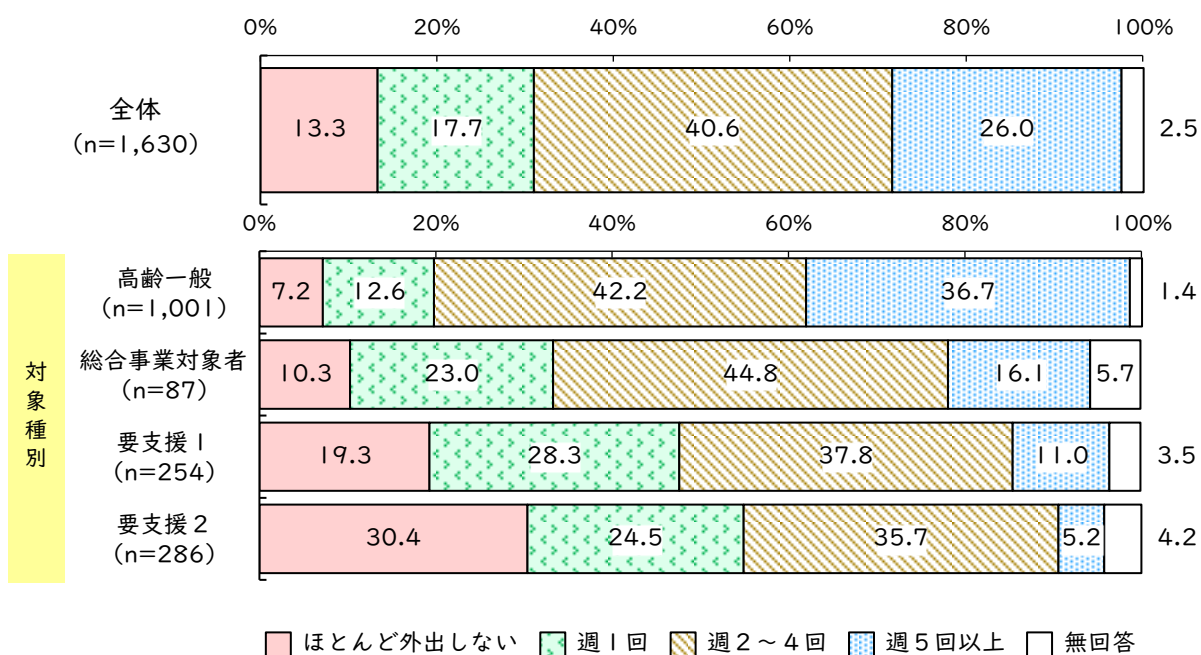
(2) 調査結果【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

■ 普段の生活で介護・介助が必要か（単数回答）



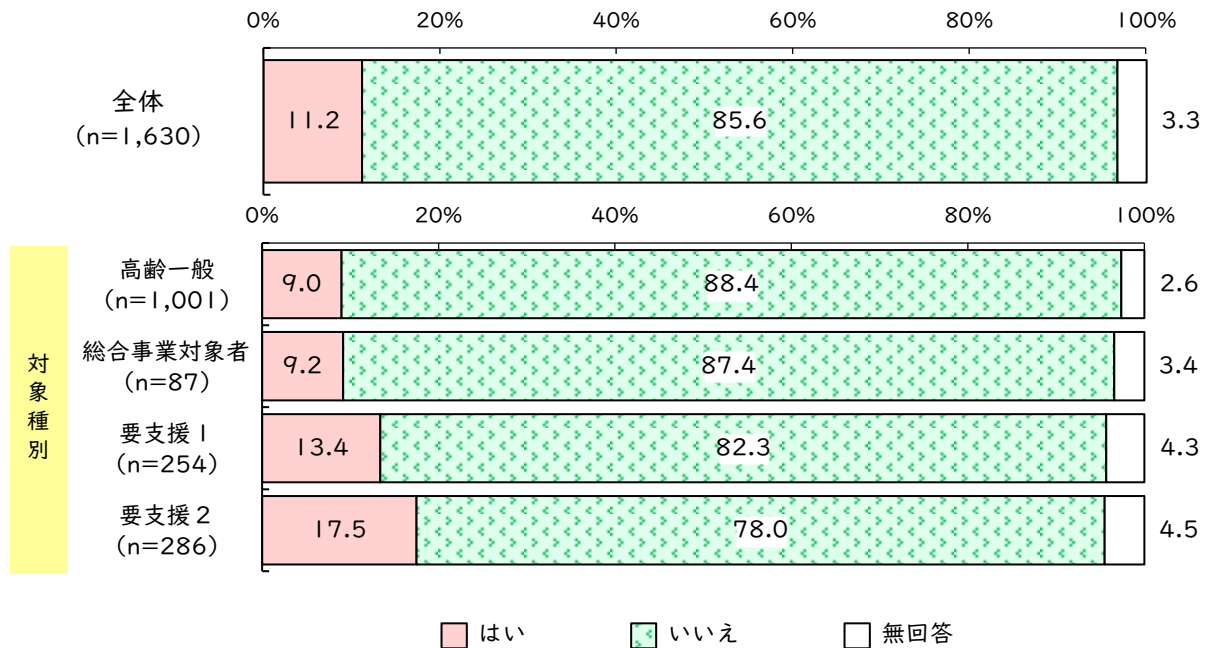
「必要ない」と答えた人がおよそ60%

■ 週あたりの外出頻度（単数回答）



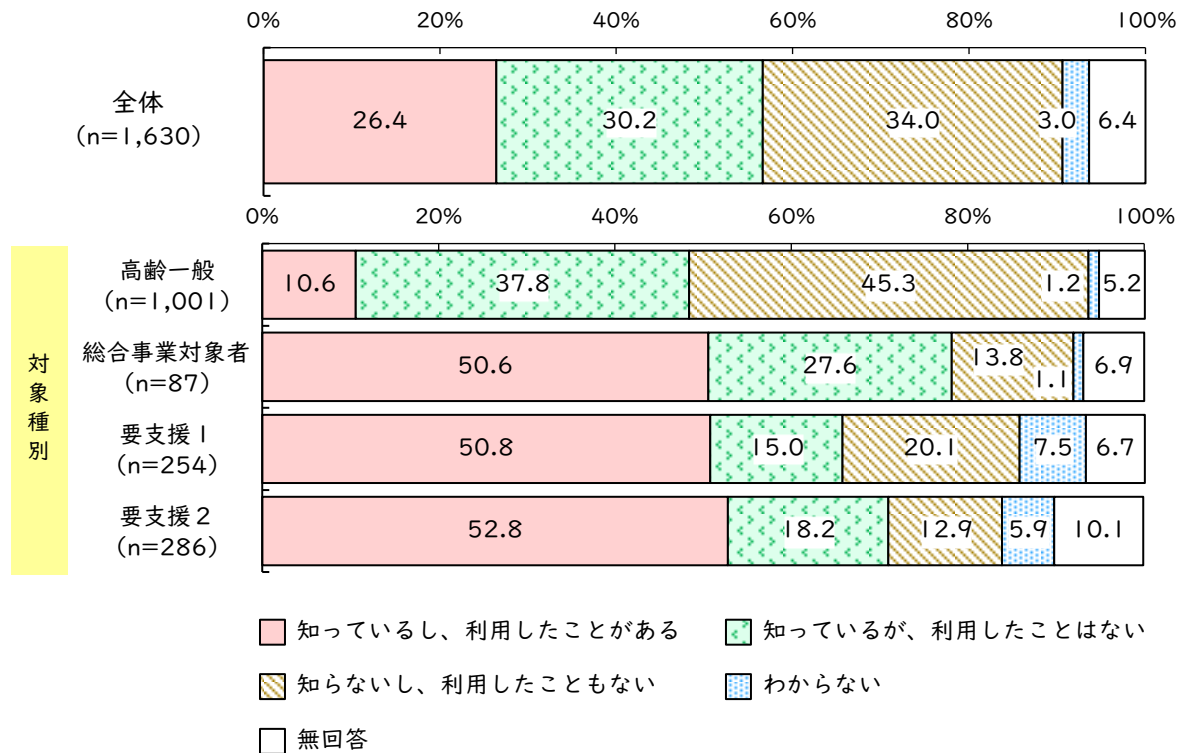
要支援2では「ほとんど外出しない」と答えた人がおよそ30%

■ 認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人の有無（単数回答）



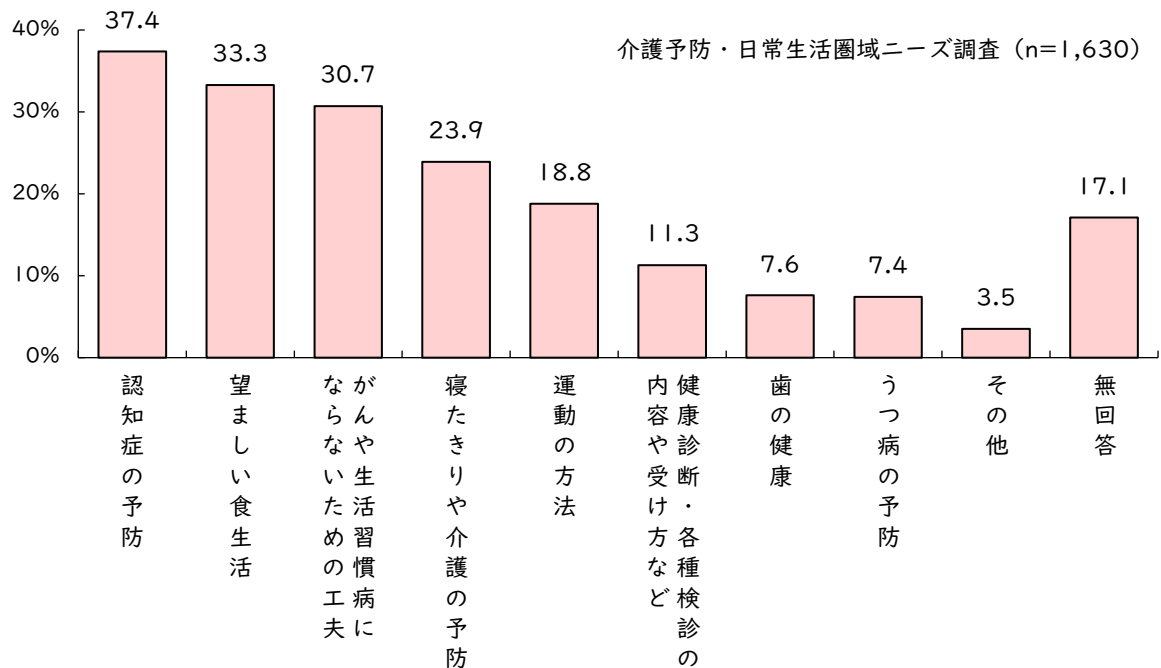
「いいえ」と答えた人がおよそ90%

■ 地域包括支援センターの役割の認知状況・利用状況（単数回答）



「知っているし、利用したことがある」と答えた人がおよそ30%

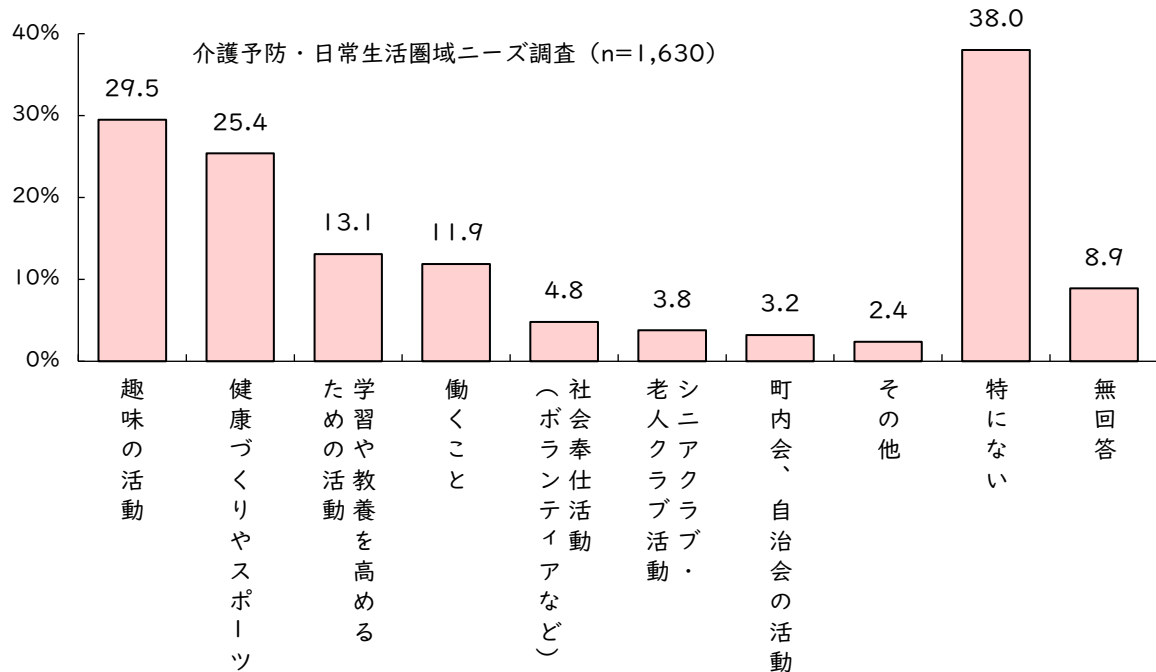
■ 健康について知りたいこと（複数回答可能：3つまで）



	回答者数	認知症の予防	望ましい食生活	がんや生活習慣病にならなための工夫	寝たきりや介護の予防	運動の方法	健康診断・各種検診の内容や受け方など	歯の健康	うつ病の予防	その他	無回答
対象種別											
高齢一般	1,001	38.2	34.3	36.9	16.8	19.7	11.7	7.8	7.1	4.0	16.0
総合事業対象者	87	43.7	33.3	23.0	28.7	20.7	10.3	5.7	3.4	1.1	20.7
要支援1	254	35.0	31.1	24.0	34.6	15.7	11.8	4.7	9.8	3.9	18.1
要支援2	286	35.0	32.2	17.8	38.1	18.2	10.1	10.1	7.7	2.1	18.2

「認知症の予防」と答えた人がおよそ40%

■ 今後やってみたいと思うもの（複数回答可能）



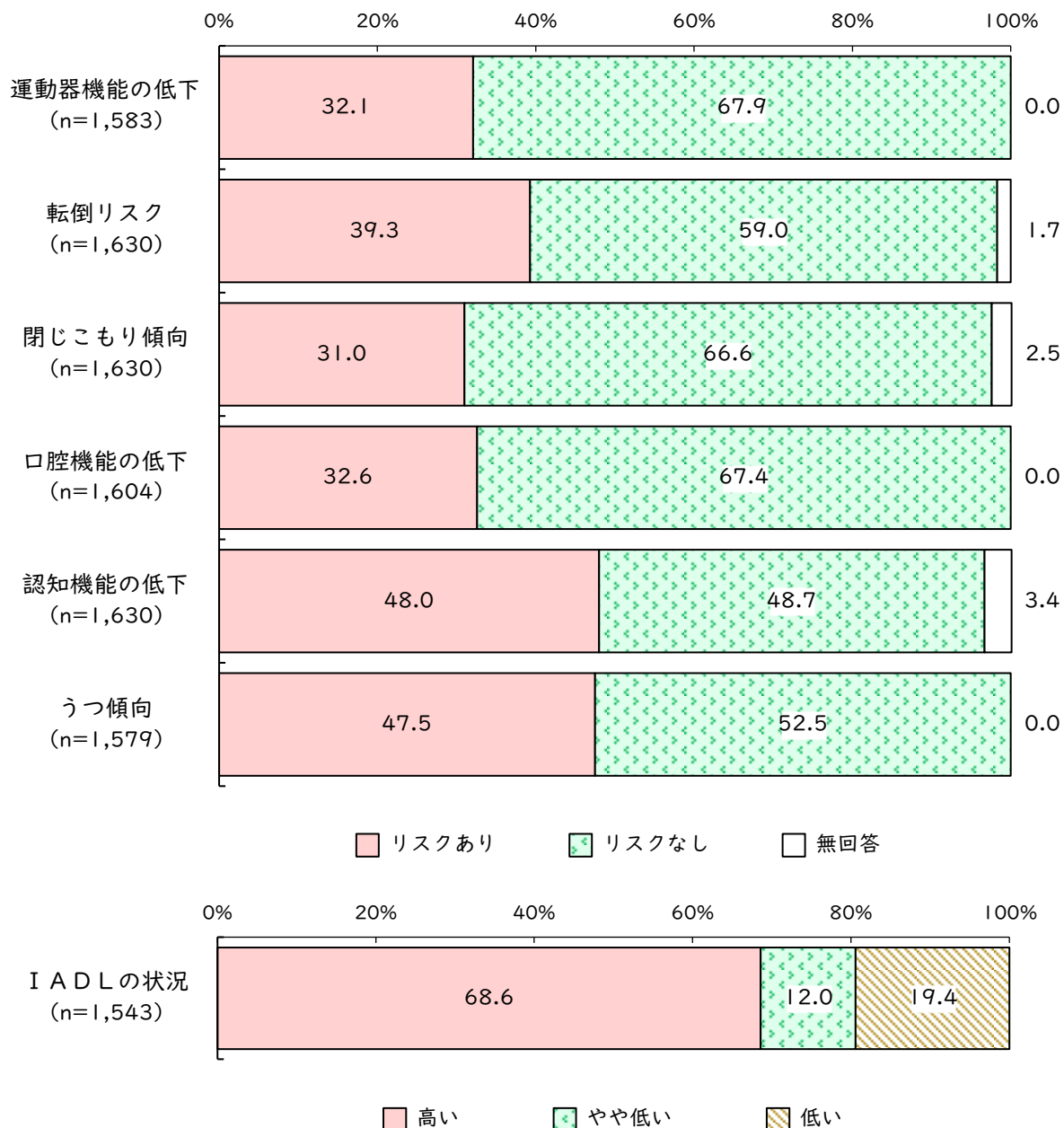
	回答者数	趣味の活動	健康づくりやスポーツ	学習や教養を高める	働くこと	社会奉仕活動（ボランティアなど）	シニアクラブ活動・老人クラブ活動	町内会、自治会の活動	その他	特になし	無回答
対象種別											
高齢一般	1,001	34.6	29.0	14.6	14.2	6.1	2.5	3.3	2.4	31.8	8.1
総合事業対象者	87	26.4	27.6	12.6	10.3	4.6	6.9	1.1	1.1	33.3	14.9
要支援1	254	23.2	18.9	10.6	9.4	2.8	7.5	3.9	3.5	46.9	10.2
要支援2	286	18.2	18.2	10.5	6.6	2.4	4.2	2.8	1.7	53.5	8.7

「趣味の活動」、「健康づくりやスポーツ」と答えた人がおよそ30%

■ 高齢者の身体機能の状況の分析

本市が実施した実態調査のうち、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では高齢者の心身の状況等のリスクを分析するための調査項目が設定されています。

それらの調査項目から高齢者の身体機能の状況を評価しました。（詳細な調査項目や評価方法は次ページに掲載しています。）



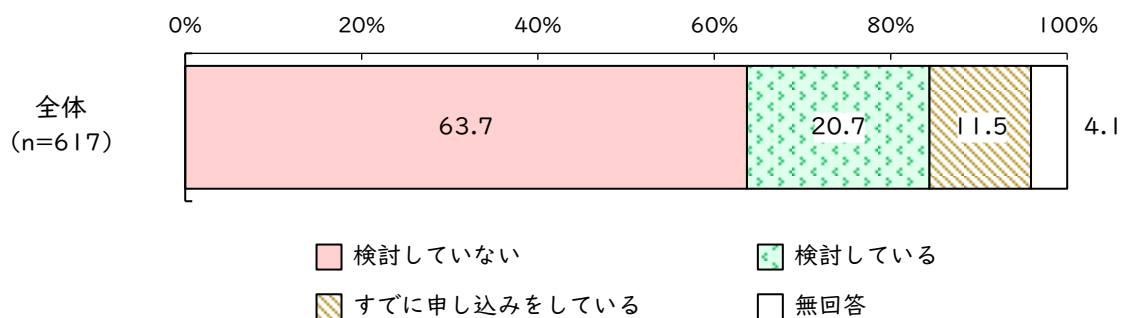
認知機能の低下、うつ傾向の「リスクあり」の人がおよそ50%
IADL※が「低い」人がおよそ20%

※ IADL: Instrumental Activities of Daily Living の略で、「手段的日常生活動作」という意味です。ADLに定義されている生活を送る上で最低限必要な動作（布団から起き上がる、着替える、食事を食べるなど）より、複雑で高度な判断を必要とする動作（献立を考え買い物をする、料理を作る、洗い物をするなど）を指しています。

		調査項目	選択肢
運動器機能の低下	3問以上で該当する選択肢を回答した場合	階段を手すりや壁を伝わらずに昇れるか	3 できない
		椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているか	
		15分くらい続けて歩いているか	
		転倒経験（過去1年間）	1 何度もある 2 1度ある
		転倒に対する不安	1 とても不安である 2 やや不安である
転倒リスク	該当する選択肢を回答した場合	転倒経験（過去1年間）	1 何度もある 2 1度ある
閉じこもり傾向	該当する選択肢を回答した場合	外出頻度（週あたり）	1 ほとんど外出しない 2 週1回
口腔機能の低下	2問以上で該当する選択肢を回答した場合	固いものを食べにくくなったか	1 はい
		お茶や汁物等でむせることがあるか	
		口の渇きが気になるか	
認知機能の低下	該当する選択肢を回答した場合	物忘れが多いと感じるか	1 はい
うつ傾向	いずれかの設問で該当する選択肢を回答した場合	気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがあるか	1 はい
		どうしても物事に興味がわかなくなったか	
IADLの状況	5問の合計点によってIADLの状況を評価する。 ・5点の場合「高い」 ・4点の場合「やや低い」 ・3点以下の場合「低い」	バスや電車を使って1人で外出しているか	1 できるし、している ⇒ 1点 2 できるけどしていない ⇒ 1点 3 できない ⇒ 0点
		食品・日用品の買物をしているか	
		自分で食事の用意をしているか	
		請求書の支払いをしているか	
		預貯金のおし入れをしているか	

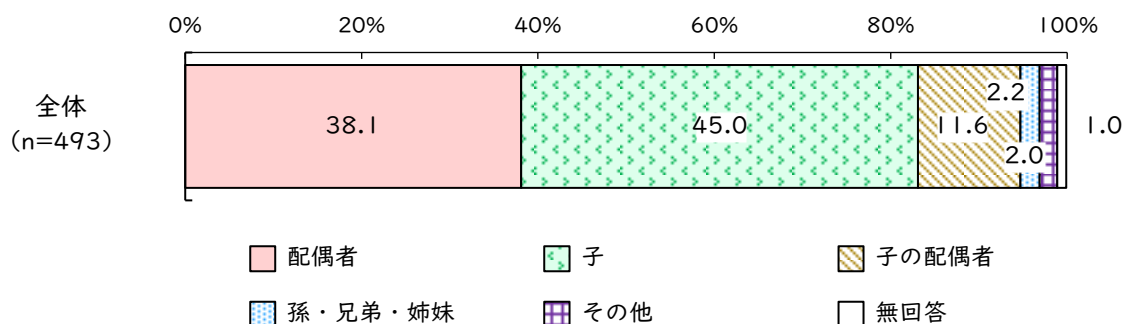
(3) 調査結果【在宅介護実態調査】

■ 現時点の施設等への入所・入居の検討状況（単数回答）



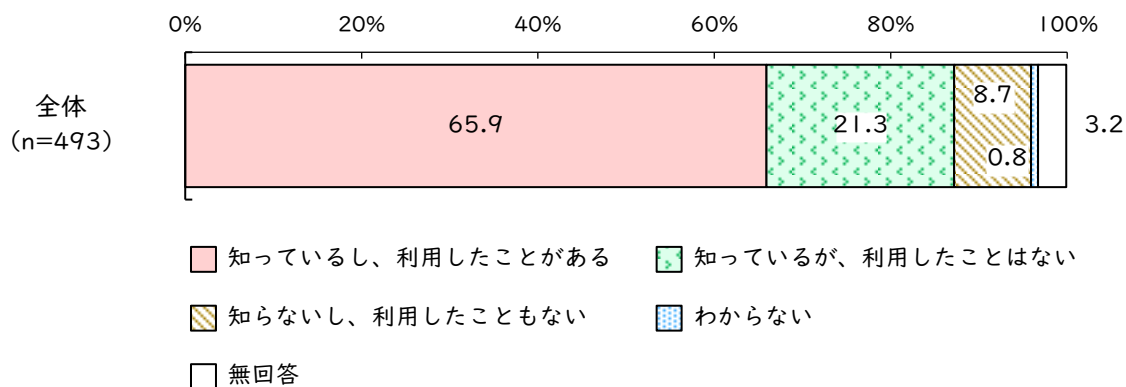
「検討していない」と答えた人がおよそ60%

■ 主な介護者（単数回答）



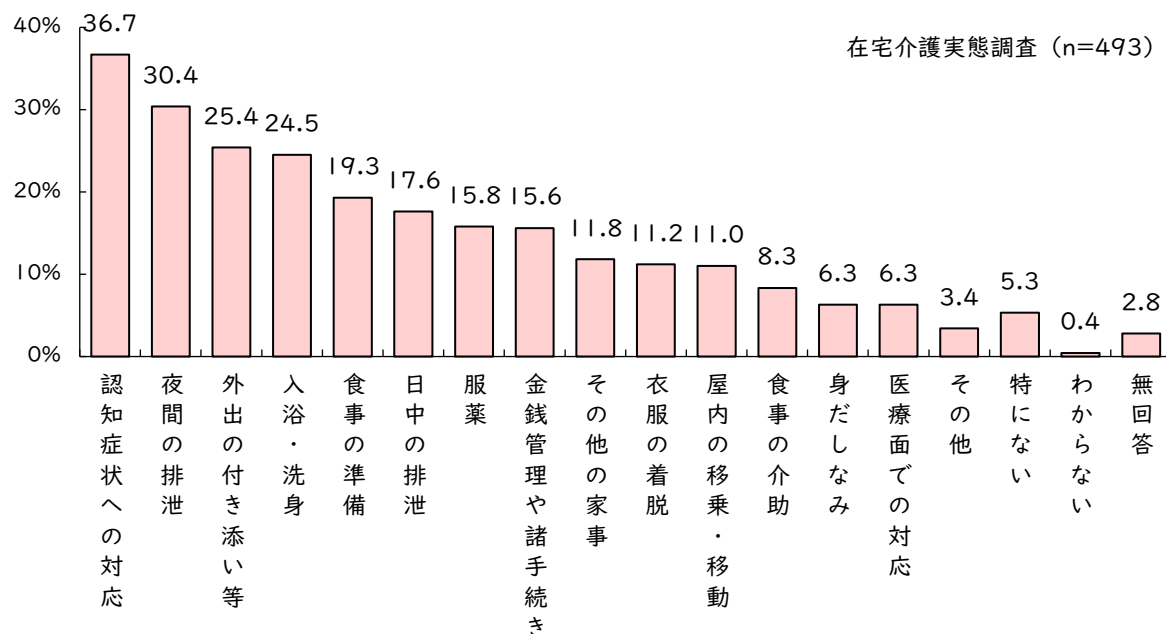
「配偶者」と「子」とそれぞれ4割前後

■ 地域包括支援センターの役割の認知状況・利用状況（単数回答）



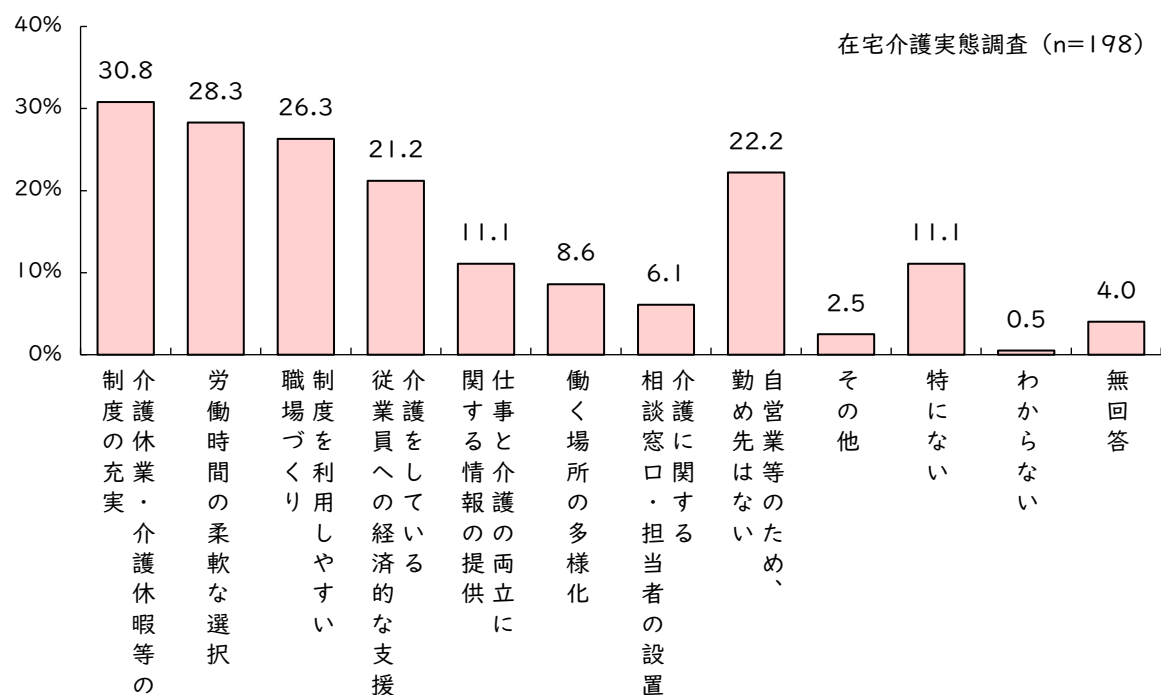
「知っているし、利用したことがある」と答えた人がおよそ70%

■ 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等
 ※現状で行っているか否かは問わない (複数回答可能：3つまで)



「認知症状への対応」と答えた人がおよそ40%

■ 主な介護者が仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援
 ※働いている主な介護者のみ (複数回答可能：3つまで)



「介護休業・介護休暇等の制度の充実」と答えた人がおよそ30%

第 3 章

日常生活圏域

第3章 日常生活圏域

1 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が介護を必要とするようになっても住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービス事業所の整備状況等を総合的に勘案して定める区域のことです。また、その区域は、高齢者の住まいから30分以内に必要な介護サービスが提供される区域と定められています。

本計画においては、第9次計画と同様に、4つの圏域を設定します。各圏域に設置している地域包括支援センター（市内11か所）を核とした地域包括ケアシステムの推進を図り、高齢者保健・福祉施策をさらに充実させていきます。

（1）日常生活圏域別高齢者人口

圏域名	総人口（人）	高齢者人口（人）			高齢化率（％）
		総数	65～74歳	75歳以上	
西部	53,310	17,568	7,925	9,643	33.0
北部	59,531	16,333	7,418	8,915	27.4
中央	42,775	14,321	6,407	7,914	33.5
南部	32,997	12,761	5,504	7,257	38.7
全市計	188,613	60,983	27,254	33,729	32.3

資料：「住民基本台帳（令和5年3月末時点）」

（2）日常生活圏域別介護度別認定者数及び出現率

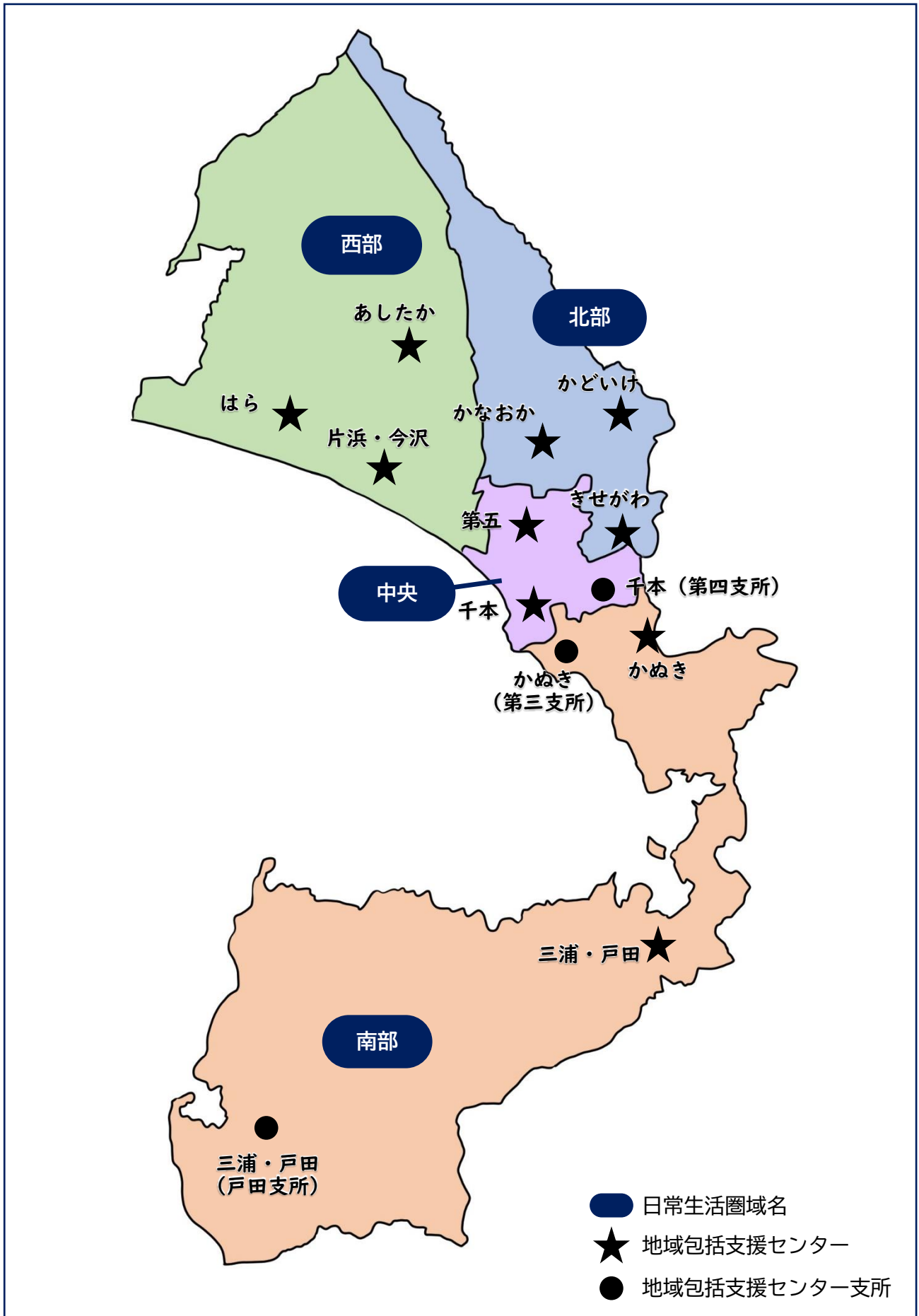
圏域名	要支援1（人）	要支援2（人）	要介護1（人）	要介護2（人）	要介護3（人）	要介護4（人）	要介護5（人）	認定者計（人）	出現率（％）
西部	361	517	502	416	299	286	171	2,552	14.5
北部	306	480	492	410	317	268	155	2,428	14.9
中央	367	487	431	368	287	221	120	2,281	15.9
南部	323	480	388	335	257	241	137	2,161	16.9
全市計	1,357	1,964	1,813	1,529	1,160	1,016	583	9,422	15.5

（令和5年3月末時点）

《参考》

圏域名	地区	圏域名	地区
西部	原・浮島・愛鷹・今沢・片浜	北部	金岡・大岡・門池
中央	第一・第二・第四・第五	南部	第三・大平・静浦・内浦・西浦・戸田

<日常生活圏域図>



2 地域包括ケアシステムの基本的な考え方

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための包括的な支援体制のことです。5つの要素「住まい」、「医療」、「介護」、「介護予防」、「生活支援」から構成されており、高齢者の生活を総合的に支援する体制となっています。また、元気な高齢者への支援だけでなく、例え介護を必要とする状態になったとしても、切れ目なく支援を継続できる体制となっており、今後の高齢者の増加に対応するための重要な支援体制として位置づけられています。

地域包括ケアシステムは、地域包括支援センターを中心に、日常生活圏域ごとの地域課題の解決に向けて対応することで、地域における高齢者の支援体制を充実させていきます。また、地域包括ケアシステムの推進には、自助・互助・共助・公助の4つの助が連携することが大切であり、高齢者の生活を支援する上で立場や状況に応じた対応をすることが求められています。

さらに、この地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤としても位置づけられています。地域共生社会とは、地域におけるあらゆる主体（地域住民や事業所、企業、学校等）が属性や立場を超えてつながり、支え合うことで一人ひとりの生活や生きがい等をともに創っていく社会のことです。地域包括ケアシステムが地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤に位置づけられた背景には、今後さらに少子高齢化が進み、高齢者を支え続けるだけの人材の確保が難しくなることがあります。また、高齢者に限らず、困った時に支援を求めることができる体制の1つとして、地域における支え合いの必要性は今後一層高まっていくと考えられています。

今後は、他の福祉分野との連携を図りながら、地域の特性と課題に対応した地域包括ケアシステムをより深化させることで、高齢者だけでなく、障がいのある人や子ども等、市内に住むすべての人が地域で支え合えることのできる地域共生社会の実現に向けた取組を進めていきます。

<地域包括ケアシステムを支える4つの助>

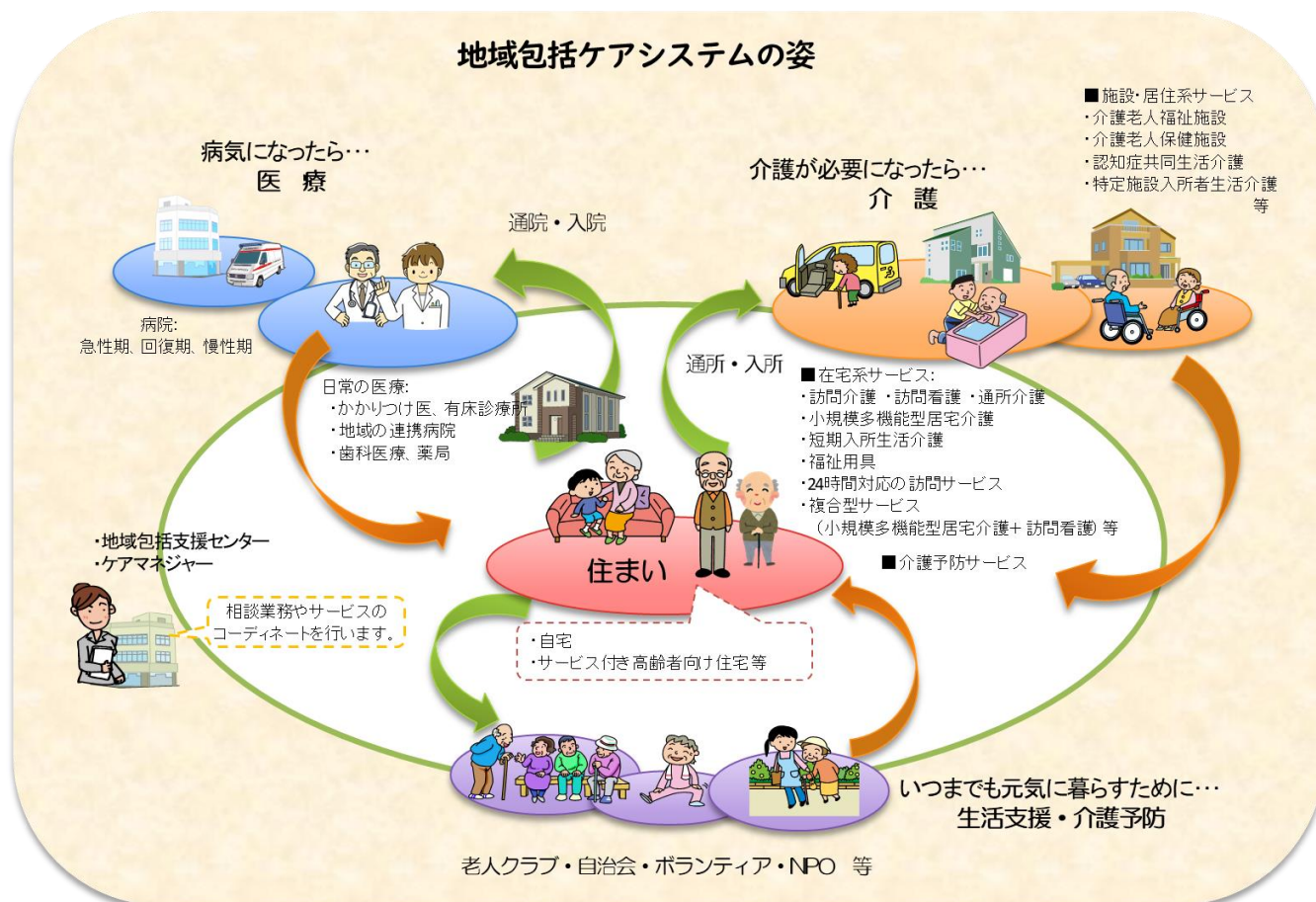


※平成 25 年 3 月 厚生労働省 地域包括ケア研究会報告書

<地域包括ケアシステムのイメージ図>



地域包括ケアシステムの姿



資料：厚生労働省

3 日常生活圏域カルテ

日常生活圏域の現況を整理し、地域の特性と課題を検証します。

【西部】

1 地域包括支援センターの名称	はら	あしたか	片浜・今沢	計
2 人口の状況（令和5年3月末）				
(1) 総人口（人）	23,428	15,234	14,648	53,310
(2) 高齢者人口（人）	7,889	4,718	4,961	17,568
65歳～74歳（人）	3,637	2,145	2,143	7,925
75歳以上（人）	4,252	2,573	2,818	9,643
(3) 高齢化率（％）	33.7	31.0	33.9	33.0
(4) 要支援・要介護認定者数（人）	1,120	631	801	2,552
(5) 出現率（％）	14.2	13.4	16.1	14.5

【人口の推移と構成】

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
非高齢者	37,091	35,528	35,742
65～74歳	8,541	8,823	7,925
75歳以上	9,134	9,695	9,643
高齢化率（％）	32.3	34.3	33.0

【要支援・要介護認定者数の推移と構成】

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要支援1	334	339	361
要介護1	474	467	517
要介護2	447	449	502
要介護3	427	418	416
要介護4	372	358	299
要介護5	345	380	286
出現率（％）	14.7	14.2	14.5

資料：「住民基本台帳（各年度3月末時点）」（各年度3月末時点）

3 地域資源

(1) 医療機関（か所）

病院・医科診療所	17	14	4	35
歯科診療所	12	5	6	23

(2) 活動場所や通いの場（か所）

通いの場（登録高齢者サロン含む）	22	7	10	39
認知症カフェ	1	1	2	4
市老連加入老人クラブ	0	5	0	5

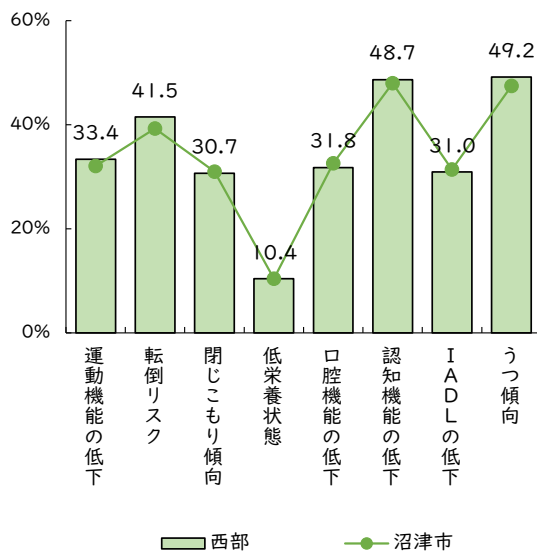
(3) 見守り・安心（件）

高齢者あんしんサポート店	11	7	5	23
高齢者あんしん見守りネットワーク協力事業所	6	4	5	15

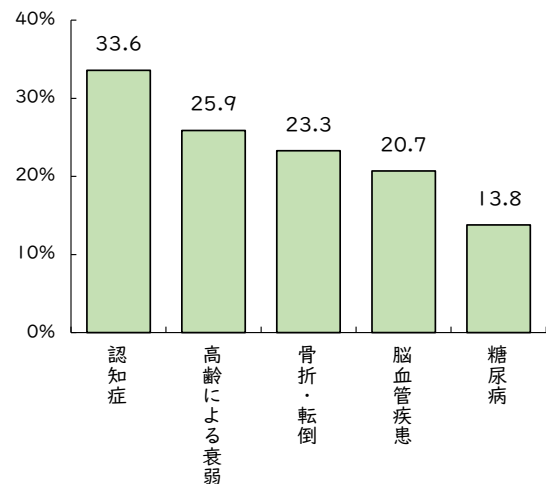
【西部】

4 高齢者の健康状況等

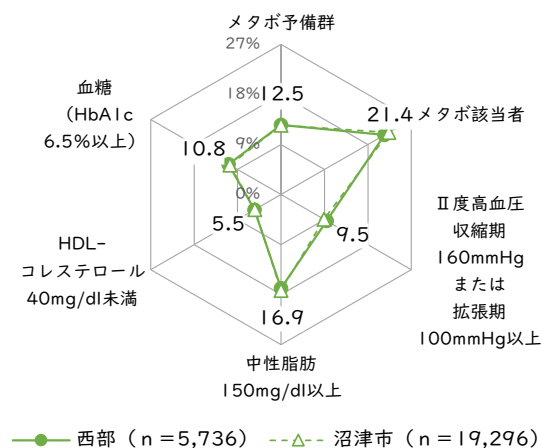
【①各種機能】



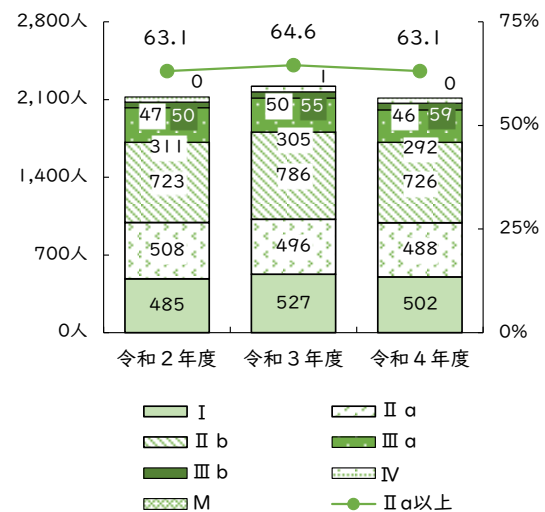
【②介護認定原因疾患＜上位5位＞】



【③生活習慣病リスク保有状況】



【④認知症高齢者数の推移】



資料：①②「令和4年度沼津市高齢者の生活と意識に関する調査」 ③「令和4年度特定健康診査等の結果」
④（各年度3月31日現在）（住所地特例該当者等を除く）

5 地域の特性と課題

(1) 地域の特性

高齢者人口が最も多い地域です。出現率は最も低いものの、要支援・要介護認定者数は最も多く、軽度（要支援1～要介護1）と重度（要介護4～5）が多くなっています。介護認定原因疾患は、高齢による衰弱が25.9%と多くなっています。

(2) 地域の課題

高齢者人口が多いことに伴い、要介護等認定者も多くなっているため、介護ニーズの急激な上昇を抑えるためには、介護予防の取組を広く浸透させる必要があります。また、圏域内には交通の利便性が悪い地域があることから、外出支援・移動支援を充実させて、高齢者の外出の機会創出に努めなければなりません。他にも、地域の担い手も高齢者となり、これまでの活動が継続できなくなる可能性が高いことから、高齢者サロン活動等の担い手の確保・育成が急がれます。

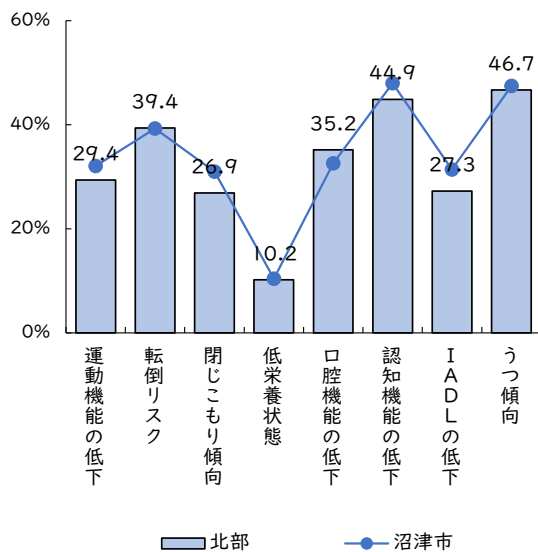
【北部】

1	地域包括支援センターの名称	かなおか	かどいけ	きせがわ	計																																																				
2	人口の状況（令和5年3月末）																																																								
	（1）総人口（人）	20,417	19,353	19,761	59,531																																																				
	（2）高齢者人口（人）	5,984	5,096	5,253	16,333																																																				
	65歳～74歳（人）	2,685	2,319	2,414	7,418																																																				
	75歳以上（人）	3,299	2,777	2,839	8,915																																																				
	（3）高齢化率（％）	29.3	26.3	26.6	27.4																																																				
	（4）要支援・要介護認定者数（人）	884	767	777	2,428																																																				
	（5）出現率（％）	14.8	15.1	14.8	14.9																																																				
	【人口の推移と構成】 <table><caption>人口の推移と構成（単位：人）</caption><thead><tr><th>項目</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>非高齢者</td><td>43,486</td><td>42,363</td><td>43,198</td></tr><tr><td>65～74歳</td><td>7,843</td><td>8,291</td><td>7,418</td></tr><tr><td>75歳以上</td><td>8,216</td><td>8,774</td><td>8,915</td></tr><tr><td>高齢化率</td><td>27.0</td><td>28.7</td><td>27.4</td></tr></tbody></table> 【要支援・要介護認定者数の推移と構成】 <table><caption>要支援・要介護認定者数の推移と構成（単位：人）</caption><thead><tr><th>項目</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>要支援Ⅰ</td><td>293</td><td>281</td><td>306</td></tr><tr><td>要介護Ⅰ</td><td>386</td><td>419</td><td>480</td></tr><tr><td>要介護Ⅱ</td><td>437</td><td>439</td><td>492</td></tr><tr><td>要介護Ⅲ</td><td>374</td><td>401</td><td>410</td></tr><tr><td>要介護Ⅳ</td><td>346</td><td>355</td><td>317</td></tr><tr><td>要介護Ⅴ</td><td>300</td><td>329</td><td>268</td></tr><tr><td>出現率</td><td>14.3</td><td>14.1</td><td>14.9</td></tr></tbody></table> 資料：「住民基本台帳（各年度3月末時点）」 （各年度3月末時点）					項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	非高齢者	43,486	42,363	43,198	65～74歳	7,843	8,291	7,418	75歳以上	8,216	8,774	8,915	高齢化率	27.0	28.7	27.4	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	要支援Ⅰ	293	281	306	要介護Ⅰ	386	419	480	要介護Ⅱ	437	439	492	要介護Ⅲ	374	401	410	要介護Ⅳ	346	355	317	要介護Ⅴ	300	329	268	出現率	14.3	14.1	14.9
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																						
非高齢者	43,486	42,363	43,198																																																						
65～74歳	7,843	8,291	7,418																																																						
75歳以上	8,216	8,774	8,915																																																						
高齢化率	27.0	28.7	27.4																																																						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																						
要支援Ⅰ	293	281	306																																																						
要介護Ⅰ	386	419	480																																																						
要介護Ⅱ	437	439	492																																																						
要介護Ⅲ	374	401	410																																																						
要介護Ⅳ	346	355	317																																																						
要介護Ⅴ	300	329	268																																																						
出現率	14.3	14.1	14.9																																																						
3	地域資源																																																								
	（1）医療機関（か所）																																																								
	病院・医科診療所	19	12	14	45																																																				
	歯科診療所	6	8	11	25																																																				
	（2）活動場所や通いの場（か所）																																																								
	通いの場（登録高齢者サロン含む）	18	3	4	25																																																				
	認知症カフェ	2	1	1	4																																																				
	市老連加入老人クラブ	0	4	0	4																																																				
	（3）見守り・安心（件）																																																								
	高齢者あんしんサポート店	7	3	5	15																																																				
	高齢者あんしん見守りネットワーク協力事業所	2	5	6	13																																																				

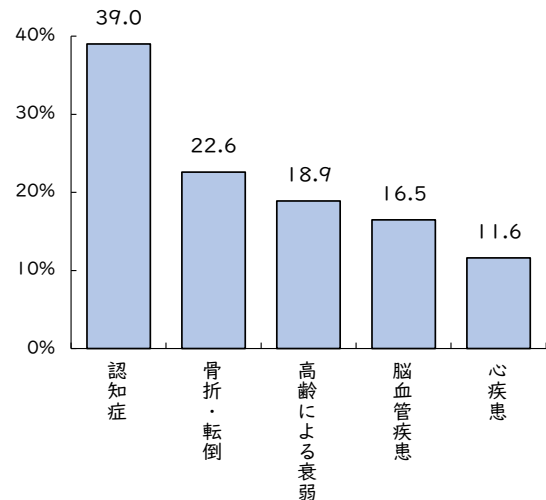
【北部】

4 高齢者の健康状況等

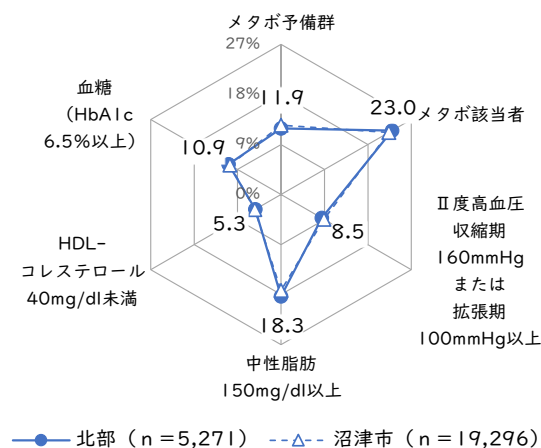
【①各種機能】



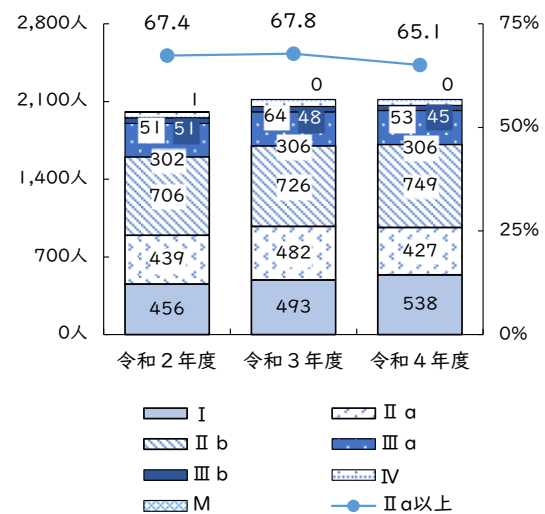
【②介護認定原因疾患＜上位5位＞】



【③生活習慣病リスク保有状況】



【④認知症高齢者数の推移】



資料：①②「令和4年度沼津市高齢者の生活と意識に関する調査」 ③「令和4年度特定健康診査等の結果」
④（各年度3月31日現在）（住所地特例該当者等を除く）

5 地域の特性と課題

(1) 地域の特性

総人口が最も多く、高齢化率が最も低い地域です。しかし、令和2年度からの2年間で後期高齢者人口が699人増加しています。また、要支援・要介護認定者も増加しており、令和2年度からの2年間で127人増加しています。中でも、中度（要介護2～3）が最も多くなっています。さらに、要介護等認定者の中でも何らかの認知症の症状がある方が最も多くなっています。

(2) 地域の課題

現時点では高齢化率が低いものの、高齢者、特に後期高齢者が増加傾向にあることから、介護ニーズの上昇に対応できる体制を整える必要があります。また、比較的若い世代が多いことから、介護予防の重要性を広く周知することで将来的な介護ニーズの抑制にもつながると考えられます。

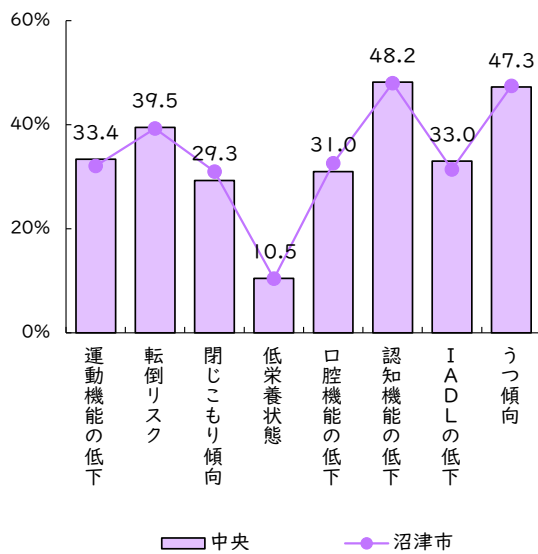
【中央】

1 地域包括支援センターの名称	千本	第五	計																																																								
2 人口の状況（令和5年3月末）																																																											
(1) 総人口（人）	23,982	18,793	42,775																																																								
(2) 高齢者人口（人）	8,364	5,957	14,321																																																								
65歳～74歳（人）	3,657	2,750	6,407																																																								
75歳以上（人）	4,707	3,207	7,914																																																								
(3) 高齢化率（％）	34.9	31.7	33.5																																																								
(4) 要支援・要介護認定者数（人）	1,348	933	2,281																																																								
(5) 出現率（％）	16.1	15.7	15.9																																																								
【人口の推移と構成】 <table border="1"> <caption>人口の推移と構成（単位：人）</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非高齢者</td> <td>28,826</td> <td>28,781</td> <td>28,454</td> </tr> <tr> <td>65～74歳</td> <td>6,696</td> <td>6,405</td> <td>6,407</td> </tr> <tr> <td>75歳以上</td> <td>7,521</td> <td>7,193</td> <td>7,914</td> </tr> <tr> <td>高齢化率（％）</td> <td>33.0</td> <td>32.1</td> <td>33.5</td> </tr> </tbody> </table> 【要支援・要介護認定者数の推移と構成】 <table border="1"> <caption>要支援・要介護認定者数の推移と構成（単位：人）</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援I</td> <td>348</td> <td>322</td> <td>367</td> </tr> <tr> <td>要支援II</td> <td>437</td> <td>422</td> <td>487</td> </tr> <tr> <td>要介護I</td> <td>410</td> <td>412</td> <td>431</td> </tr> <tr> <td>要介護II</td> <td>322</td> <td>354</td> <td>368</td> </tr> <tr> <td>要介護III</td> <td>333</td> <td>320</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td>要介護IV</td> <td>279</td> <td>309</td> <td>221</td> </tr> <tr> <td>要介護V</td> <td>134</td> <td>141</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>出現率（％）</td> <td>15.9</td> <td>16.8</td> <td>15.9</td> </tr> </tbody> </table> 資料：「住民基本台帳（各年度3月末時点）」 （各年度3月末時点）				項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	非高齢者	28,826	28,781	28,454	65～74歳	6,696	6,405	6,407	75歳以上	7,521	7,193	7,914	高齢化率（％）	33.0	32.1	33.5	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	要支援I	348	322	367	要支援II	437	422	487	要介護I	410	412	431	要介護II	322	354	368	要介護III	333	320	287	要介護IV	279	309	221	要介護V	134	141	120	出現率（％）	15.9	16.8	15.9
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																								
非高齢者	28,826	28,781	28,454																																																								
65～74歳	6,696	6,405	6,407																																																								
75歳以上	7,521	7,193	7,914																																																								
高齢化率（％）	33.0	32.1	33.5																																																								
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																								
要支援I	348	322	367																																																								
要支援II	437	422	487																																																								
要介護I	410	412	431																																																								
要介護II	322	354	368																																																								
要介護III	333	320	287																																																								
要介護IV	279	309	221																																																								
要介護V	134	141	120																																																								
出現率（％）	15.9	16.8	15.9																																																								
3 地域資源																																																											
(1) 医療機関（か所）																																																											
病院・医科診療所	39	23	62																																																								
歯科診療所	35	26	61																																																								
(2) 活動場所や通いの場（か所）																																																											
通いの場（登録高齢者サロン含む）	13	12	25																																																								
認知症カフェ	1	1	2																																																								
市老連加入老人クラブ	4	4	8																																																								
(3) 見守り・安心（件）																																																											
高齢者あんしんサポート店	31	11	42																																																								
高齢者あんしん見守りネットワーク協力事業所	20	7	27																																																								

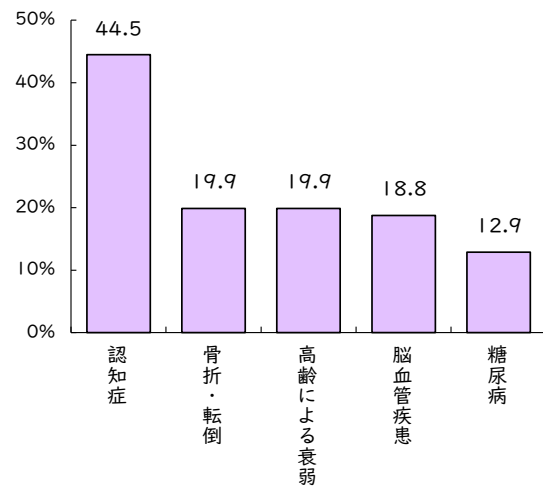
【中央】

4 高齢者の健康状況等

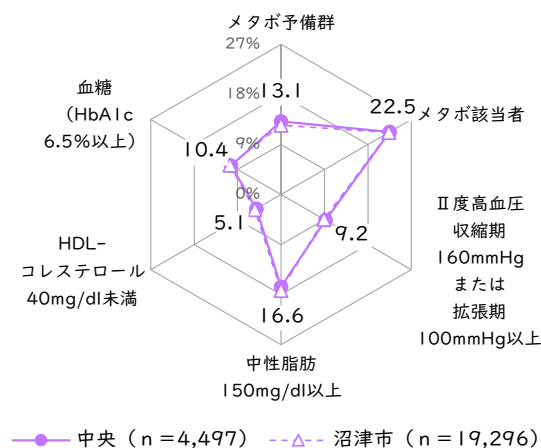
【①各種機能】



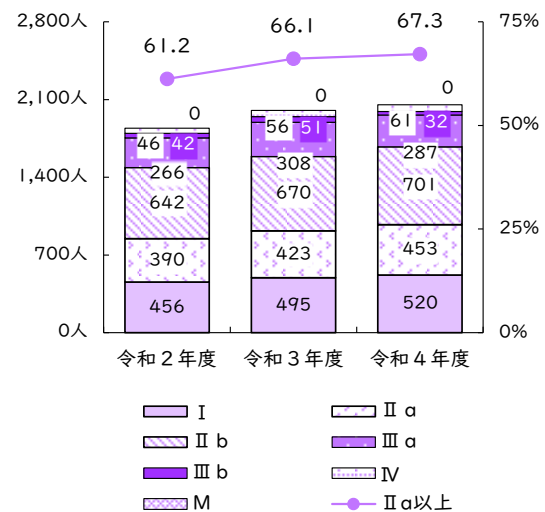
【②介護認定原因疾患＜上位5位＞】



【③生活習慣病リスク保有状況】



【④認知症高齢者数の推移】



資料：①②「令和4年度沼津市高齢者の生活と意識に関する調査」 ③「令和4年度特定健康診査等の結果」
④（各年度3月31日現在）（住所地特例該当者等を除く）

5 地域の特性と課題

(1) 地域の特性

2番目に高齢化率が高い地域です。要支援・要介護認定者の出現率も2番目に高くなっていますが、重度（要介護4～5）は最も少なくなっています。介護認定原因疾患は、認知症が44.5%と多くなっています。また、要介護等認定者で認知症の程度がII a以上の方の割合が、67.3%と最も高くなっています。

(2) 地域の課題

介護認定原因疾患としての認知症が他圏域より多いことから、認知症高齢者や家族介護者への支援に取り組む必要があります。市内で最も医療機関が多いという特徴を活かして、医療分野と連携した認知症の早期発見・早期対応にも期待がされます。また、旧住民とマンション居住者が混在する地域であるため、今後は住民や管理会社の協力を含めた幅広い支援の検討が求められます。

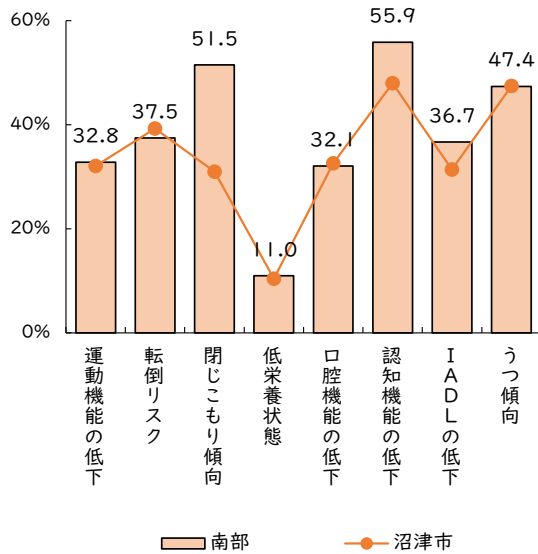
【南部】

1 地域包括支援センターの名称	かぬき	三浦・戸田	計																																																				
2 人口の状況（令和5年3月末）																																																							
(1) 総人口（人）	22,447	10,550	32,997																																																				
(2) 高齢者人口（人）	7,783	4,978	12,761																																																				
65歳～74歳（人）	3,395	2,109	5,504																																																				
75歳以上（人）	4,388	2,869	7,257																																																				
(3) 高齢化率（％）	34.7	47.2	38.7																																																				
(4) 要支援・要介護認定者数（人）	1,297	864	2,161																																																				
(5) 出現率（％）	16.7	17.4	16.9																																																				
【人口の推移と構成】 <table border="1"> <caption>人口の推移と構成（単位：人）</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非高齢者</td> <td>22,092</td> <td>22,754</td> <td>20,236</td> </tr> <tr> <td>65～74歳</td> <td>6,055</td> <td>5,540</td> <td>5,504</td> </tr> <tr> <td>75歳以上</td> <td>7,140</td> <td>6,270</td> <td>7,257</td> </tr> <tr> <td>高齢化率（％）</td> <td>37.4</td> <td>34.2</td> <td>38.7</td> </tr> </tbody> </table> 【要支援・要介護認定者数の推移と構成】 <table border="1"> <caption>要支援・要介護認定者数の推移と構成（単位：人）</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援I</td> <td>302</td> <td>278</td> <td>323</td> </tr> <tr> <td>要介護I</td> <td>403</td> <td>441</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>要介護II</td> <td>361</td> <td>357</td> <td>388</td> </tr> <tr> <td>要介護III</td> <td>327</td> <td>358</td> <td>335</td> </tr> <tr> <td>要介護IV</td> <td>327</td> <td>296</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>要介護V</td> <td>240</td> <td>288</td> <td>241</td> </tr> <tr> <td>出現率（％）</td> <td>16.1</td> <td>18.6</td> <td>16.9</td> </tr> </tbody> </table> 資料：「住民基本台帳（各年度3月末時点）」 （各年度3月末時点）				項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	非高齢者	22,092	22,754	20,236	65～74歳	6,055	5,540	5,504	75歳以上	7,140	6,270	7,257	高齢化率（％）	37.4	34.2	38.7	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	要支援I	302	278	323	要介護I	403	441	480	要介護II	361	357	388	要介護III	327	358	335	要介護IV	327	296	257	要介護V	240	288	241	出現率（％）	16.1	18.6	16.9
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																				
非高齢者	22,092	22,754	20,236																																																				
65～74歳	6,055	5,540	5,504																																																				
75歳以上	7,140	6,270	7,257																																																				
高齢化率（％）	37.4	34.2	38.7																																																				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																				
要支援I	302	278	323																																																				
要介護I	403	441	480																																																				
要介護II	361	357	388																																																				
要介護III	327	358	335																																																				
要介護IV	327	296	257																																																				
要介護V	240	288	241																																																				
出現率（％）	16.1	18.6	16.9																																																				
3 地域資源																																																							
(1) 医療機関（か所）																																																							
病院・内科診療所	16	7	23																																																				
歯科診療所	13	5	18																																																				
(2) 活動場所や通いの場（か所）																																																							
通いの場（登録高齢者サロン含む）	12	5	17																																																				
認知症カフェ	2	1	3																																																				
市老連加入老人クラブ	17	12	29																																																				
(3) 見守り・安心（件）																																																							
高齢者あんしんサポート店	10	9	19																																																				
高齢者あんしん見守りネットワーク協力事業所	4	5	9																																																				

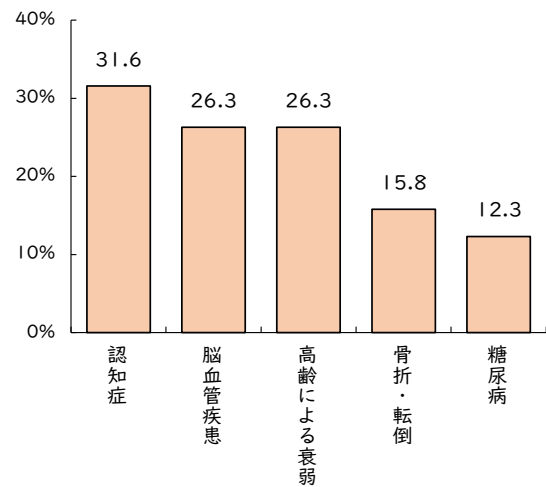
【南部】

4 高齢者の健康状況等

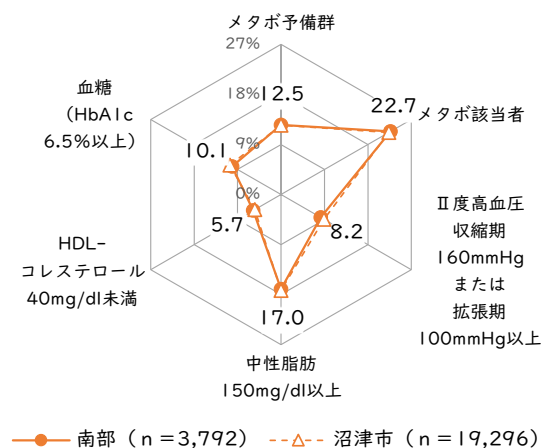
【①各種機能】



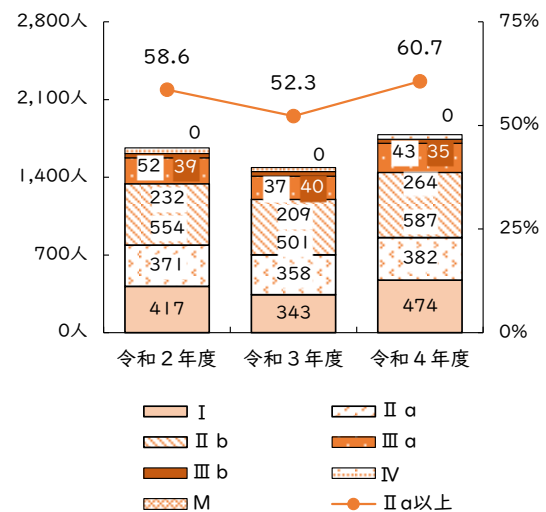
【②介護認定原因疾患＜上位5位＞】



【③生活習慣病リスク保有状況】



【④認知症高齢者数の推移】



資料：①②「令和4年度沼津市高齢者の生活と意識に関する調査」 ③「令和4年度特定健康診査等の結果」
④（各年度3月31日現在）（住所地特例該当者等を除く）

5 地域の特性と課題

(1) 地域の特性

総人口・高齢者人口が最も少なく、高齢化率・要介護等認定者の出現率が最も高い地域です。閉じこもり傾向・認知機能の低下・IADLの低下が見られます。介護認定原因疾患は、脳血管疾患・高齢による衰弱が多く、骨折・転倒が少なくなっています。

(2) 地域の課題

農業や漁業等の第一次産業に従事する高齢者が多く、体を動かす機会に恵まれている地域ですが、高齢化率・要介護等認定者の出現率が市内で最も高く、今後は更なる介護ニーズの上昇が見込まれます。一方で、若い世代や店舗等の資源が減少しており、高齢者のニーズに応えるための支援体制の構築に不安が残ります。また、機能低下が最もみられる地域でもあることから、高齢者の介護予防や居場所づくりに取り組む必要があります。

第4章

基本理念・基本施策

第4章 基本理念・基本施策

1 基本理念

第5次沼津市総合計画（令和3年度から令和12年度）では、将来の都市像として『人・まち・自然が調和し、躍動するまち～誇り高い沼津を目指して～』を掲げ、まちづくりの基本理念として「動き出す 創り出す」、「誇りとつながり」、「心も体も元気で健康」の3つの理念を定めています。

第10次沼津市高齢者保健福祉計画では、第5次沼津市総合計画や国・県の方針を踏まえ、第9次沼津市高齢者保健福祉計画の基本理念である【住み慣れた地域で、ともに支え合いながら、高齢者が自分らしく、安心して暮らせるまち】を継承し、高齢者がいつまでも生きがいや役割をもって、地域社会とのつながりを大切にしながら、元気に自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。

**住み慣れた地域で、ともに支え合いながら、
高齢者が自分らしく、安心して暮らせるまち**

2 基本施策

基本理念の実現に向けて、6つの基本施策と、施策の方針やその具体的な取組及び目標値について設定します。

基本施策1 生きがいと健康づくりの推進

生涯元気で充実した生活を送ることができるよう、趣味の活動や学習機会の提供・就労支援等を通じた高齢者の生きがいづくりの機会創出や社会参加の推進を図ります。

また、スポーツを活用した健康づくりの推進に取り組むほか、疾病の早期発見・早期治療のため、健康診査や各種がん検診を実施し、高齢者の健康維持に取り組めます。

基本施策2 安心して暮らせるまちづくり

高齢者やその家族が、介護等により生活のあり方が変化しても、できる限り自宅や住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を営む上で必要な福祉サービス等の支援を行います。

また、高齢者が多様な課題を抱えたままでも地域生活を安全に営めるまちづくりが求められていることから、高齢者の実情に合わせた住環境の整備や交通手段の確保、交通・防犯対策等を講じるほか、自分らしく尊厳をもって生活していくための支援を行います。

基本施策3 地域における支援体制の整備

保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、サービスを一体的に提供していく地域づくり・人づくりを実現するため、地域包括支援センターや地域ケア会議を通じた支援ネットワークの構築や地域課題の発見と地域資源の活用、地域活動の担い手となる人材の確保・育成や新たなサービスの創出等、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

また、地域共生社会の実現を目指し、地域住民や多様な主体と市が協働して、地域生活における課題の相談支援体制を整備します。

基本施策4 自立支援と介護予防及び重度化防止

高齢者がいつまでも元気に生活し、できる限り要支援・要介護状態にならないよう、また、介護が必要となった場合でもその状態が重度化しないよう、フレイル予防をはじめ、各種講座を実施するほか、通いの場等の充実を図ります。

また、多職種・多機関による連携と、様々な状況に合わせて切れ目なくリハビリテーションを提供する体制を整備し、地域における介護予防の取組の強化を進めます。

基本施策5 在宅医療と介護連携の推進

慢性疾患等により医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、住み慣れた地域で日常生活を継続できるよう、地域における医療・介護の関係機関と連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するための体制強化を図ります。

基本施策6 認知症施策の推進

認知症に対する正しい理解の促進を図るため、ICTを活用した情報発信等、認知症に関する知識の普及・啓発を図ります。

また、地域の関係機関との連携を強化し、認知症の早期発見・早期対応に努めるとともに、認知症になっても、できる限り住み慣れた地域において本人の意思が尊重された環境で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族のニーズに合わせ、切れ目のないサービスの提供に努めます。

3 施策の体系図

基本理念

住み慣れた地域で、ともに支え合いながら、
高齢者が自分らしく、安心して暮らせるまち

基本施策1 生きがいと健康づくりの推進

(1) 生きがいづくりと社会参加の推進

- | | |
|-----------------|------------|
| ①千本プラザの運営 | ②生涯学習の推進 |
| ③敬老行事の実施 | ④老人クラブへの支援 |
| ⑤ねんりんピック出場者への支援 | ⑥就労への支援 |
| ⑦沼津しごと応援事業 | |

(2) 健康づくりの推進

- | | |
|--------------|----------|
| ①各種スポーツ教室の開催 | ②健康診査の実施 |
| ③各種がん検診の実施 | ④予防接種の実施 |
| ⑤歯の健康づくりへの取組 | |

基本施策2 安心して暮らせるまちづくり

(1) 在宅福祉サービスの充実

- | | |
|--------------|---------------|
| ①市特別給付 | ②在宅高齢者世帯等への支援 |
| ③介護マークの普及・促進 | ④利用者負担の軽減 |

(2) 住まいの確保と生活環境の整備

- | | |
|------------------|---------------------|
| ①高齢者等に対する賃貸住宅の確保 | ②高齢者向け住宅設置に対する支援 |
| ③家具転倒防止事業 | ④ユニバーサルデザインによるまちづくり |
| ⑤高齢者の移動手段の確保 | |

(3) 安全・安心対策の推進

- | | |
|----------|-------------------|
| ①犯罪被害の防止 | ②交通安全の推進 |
| ③感染症予防対策 | ④災害時の支援と感染症流行時の支援 |

(4) 尊厳ある暮らしの確保

- | | |
|----------------------|----------------|
| ①消費生活相談の実施・消費者被害への対応 | ②成年後見制度の活用 |
| ③高齢者虐待への対応 | ④養護老人ホームへの入所措置 |

基本施策3 地域における支援体制の整備

(1) 地域包括支援センターの機能強化

- ①基幹型地域包括支援センターの運営
- ②地域包括支援センターの運営
- ③地域ケア会議の実施
- ④地域包括支援センター運営協議会の開催

(2) 生活支援体制の整備

- ①生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置
- ②在宅生活応援サービス提供者の拡充

(3) 見守り体制の推進

- ①高齢者あんしんサポート店の拡充
- ②高齢者あんしん見守りネットワーク協力事業所の拡充
- ③見守り活動の連携の促進
- ④徘徊高齢者探索サービスの提供
- ⑤認知症高齢者見守りシールの普及

(4) 担い手となる人材の確保と育成

基本施策4 自立支援と介護予防及び重度化防止

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

- ①訪問型サービス
- ②通所型サービス
- ③多様な主体によるサービスの提供体制の構築

(2) 保健事業と介護予防の一体的な実施

- ①保健事業と介護予防事業の連携

(3) 一般介護予防事業

- ①フレイルチェック・予防
- ②運動器の機能向上
- ③口腔機能の向上・栄養改善
- ④認知症の予防
- ⑤各地域における講座等の開催
- ⑥通いの場の構築支援
- ⑦介護ボランティアの育成

(4) 地域リハビリテーション提供体制の構築

- ①地域リハビリテーション活動支援事業の実施
- ②専門職への意識啓発及び連携強化
- ③リハビリテーション指標の設定

基本施策5 在宅医療と介護連携の推進

(1) 資源の把握と課題の抽出

- ①地域の医療・介護の資源の把握
- ②在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討

(2) 在宅医療と介護の連携体制の推進

- ①切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ②在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ③医療・介護関係者の研修
- ④地域住民への普及啓発

基本施策6 認知症施策の推進

(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発

- ①認知症サポーターの養成とチームオレンジの設置
- ②相談先の周知
- ③認知症当事者からの発信支援
- ④若年性認知症の人への支援

(2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ①認知症地域支援推進員の配置
- ②認知症疾患医療センター等医療機関との連携の推進
- ③認知症初期集中支援チームの配置
- ④認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催
- ⑤医療従事者・介護従事者等の認知症対応力向上の促進
- ⑥認知症の人の介護者の負担軽減の推進

第5章

計画各論

第 5 章 計画各論

基本施策 1 生きがいと健康づくりの推進



いきいきとした生活を送るうえで、健康な心身を保ち、打ち込める趣味や地域活動等があることは、非常に大切なことです。

高齢者は定年退職や大切な人との離別等を経験し、社会とのつながりが希薄となる傾向があります。中には、自宅にこもりきりになることで身体機能や認知機能等が急激に低下し、介護が必要な状態となる人もいます。そのため、地域活動等、社会の一員として活動する機会に参加し、社会とのつながりを持ち続けることが重要となります。また、これらの機会において友人や地域住民等との良好な関係を構築することは、将来困った時に支援や相談につながりやすくなるというメリットもあります。

さらに、このような活動を行うためには、心身が健康であることが大前提です。加齢による心身の不調は多くの人を経験することから、高齢者一人ひとりが日々自分の健康状態を正しく把握し、どのような活動をどのくらいの程度・頻度で行うことが適切かを判断できることが、活動を長期間継続するための秘訣と言えます。また、定期的に健康診査や検診等を受診したり、適度な運動を日々の習慣として取り入れたりする等、積極的な健康づくりに努める必要もあります。

(1) 生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者がいきいきとした生活を送ることができるよう、生きがいを感じるための各種講座やイベント、社会とのつながりを維持する就労等に関する事業を行います。

① 千本プラザの運営 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	千本プラザを指定管理制度にて運営し、季節ごとの各種イベント、趣味の教室、世代交流事業、展示事業を実施します。
取組方針	高齢者のニーズを把握し、イベントや講座の内容を随時見直しながら運営していきます。

② 生涯学習の推進 ＜生涯学習課＞	
事業内容	65 歳以上の高齢者を対象に、高齢者学級（万年青大学 5 学級と寿大学 16 学級）を開設し、高齢者の生き方、健康と食事、体操、歴史等の幅広いテーマで毎月 1 回の講座等を実施します。
取組方針	高齢者が安心して楽しく受講できる体制を維持するとともに、わかりやすくより魅力的な講座を提供することで、学級生数の確保に努めます。

③ 敬老行事の実施 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	高齢者を敬愛し、長寿を祝うために、敬老の日に合わせて敬老行事を開催するとともに、節目の年齢の高齢者に祝金・祝品を贈呈します。
取組方針	社会情勢の変化や敬老対象者の増加を踏まえ、今後の敬老行事のあり方を検討しながら、実施していきます。

④ 老人クラブへの支援 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	高齢者による自主的な社会奉仕活動やスポーツ・趣味の活動を実施している地域の老人クラブ及び沼津市老人クラブ連合会の活動を支援します。また、地域の高齢者の交流の場として老人クラブや自治会等が設置する「老人つどいの家」の整備に対し、支援を行います。
取組方針	高齢者が地域社会で交流・活動できるよう、沼津市老人クラブ連合会への運営支援を行うとともに、老人つどいの家の整備支援を行っていきます。



趣味の教室



沼津市老人クラブ連合会

⑤ ねんりんピック出場者への支援 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	高齢者が生きがいをもち、健康に社会活動ができるよう、全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場者を激励し、高齢者の生きがいづくり、健康づくりを支援します。
取組方針	支援を継続していきます。

⑥ 就労への支援 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	高齢者就業センターを指定管理制度にて運営し、就業に必要な情報収集及び提供を行うとともに、就業・社会参加等に係る講座や講習会を実施します。また、沼津市シルバー人材センターの事業運営を支援します。
取組方針	高齢者就業センターを運営するとともに、沼津市シルバー人材センターへの支援を継続していきます。

⑦ 沼津しごと応援事業 【新規】 ＜商工振興課＞	
事業内容	市内企業における多様な働き方の推進を支援するため、多様な人材活用を目的としたセミナーを開催するとともに、企業とのマッチングを目的とした面接会を開催します。
取組方針	参加企業の増加を図り、高齢者の就労における選択肢を増やすことに努めます。



高齢者就業センター
シニア向けパソコン中級講習会



沼津しごと応援事業
高齢者向け面接会

(2) 健康づくりの推進

すべての人の生活の基本となる健康を維持・増進できるよう、健康体力づくりや病気の早期発見、予防接種、オーラルフレイル予防等に関する事業を行います。

① 各種スポーツ教室の開催		＜ウィズスポーツ課＞
事業内容	市民の健康体力づくりを目的に、地区センター等を会場とする地域体力づくり教室や短期講座を実施します。	
取組方針	新たな市場を開拓し、市民の運動実施率の向上を図るため、運動を始めるきっかけづくりとなるような取り組みやすい教室・講座の充実を図ります。	



地域体力づくり教室

② 健康診査の実施		＜健康づくり課＞
事業内容	高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法に基づき、年に1度健康診査を実施します。 ・特定健康診査：40歳以上の国民健康保険加入者 ・特定保健指導：特定健康診査受診者でメタボリックシンドローム該当者 ・健康診査：後期高齢者医療制度加入者等	
取組方針	「国民健康保険特定健康診査等実施計画」及び「静岡県後期高齢者医療広域連合データヘルス計画」に沿って、目標値達成に向けて、高齢者の健康づくり推進に取り組めます。	

③ 各種がん検診の実施		＜健康づくり課＞
事業内容	健康増進法に基づき、早期発見・早期治療のため、年に1度、がん等の検診を実施します。 ・胃がん検診：35歳以上の人 ・肺がん検診：40歳以上の人 ・大腸がん検診：40歳以上の人 ・子宮頸がん検診：20歳以上の女性 ・乳がん検診：40歳以上の女性（2年に1回） ・前立腺がん検診：50歳以上の男性 ・肝炎ウイルス検診：40歳以上で過去に受けたことがない人	
取組方針	国の指針及びがん対策推進基本計画に沿って、がん検診の実施及び精度管理向上に努めます。	

④ 予防接種の実施		＜健康づくり課＞
事業内容	予防接種法により、65歳以上または60歳以上65歳未満の特定の疾患により日常生活に障がいのある人に対するインフルエンザ予防接種を実施するほか、高齢者肺炎球菌予防接種の費用の一部を助成します。	
取組方針	予防接種法に基づき、事業を継続します。	

⑤ 歯の健康づくりへの取組		＜健康づくり課＞
事業内容	20歳以上の市民を対象に歯周病検診を実施します。また、出前講座や地域での講座の開催により、オーラルフレイル予防の普及啓発を行います。	
取組方針	「沼津市歯科口腔保健計画」に沿って、目標値達成に向けて、高齢者の歯と口腔の健康づくり推進に取り組めます。	

基本施策2 安心して暮らせるまちづくり



日々の生活を構成する要素は数多くありますが、その中でも安心して暮らすことができる環境が整っていることは、多くの人にとって重要なことです。特に、高齢者は加齢による身体機能や認知機能等の低下を実感することで、少しずつできないことが増えていくことへの不安を抱えている人や将来の生活への不安を抱えている人が多くいます。行政としてこのような不安の解消に努めることが、安心して暮らすことができる環境への第一歩と考えます。具体的な取組としては、増加傾向にある高齢者のみの世帯への支援をはじめ、家族介護者への支援や高齢者向け住まいの確保、ユニバーサルデザインの推進、移動手段の確保等、高齢者の生活を支える取組を幅広く行っていきます。

また、高齢者が被害に遭いやすい詐欺等の犯罪や交通事故、災害等に対しても、日頃から防犯・防災の取組を行うことで高齢者の意識向上を図り、高齢者の被害を最小限に留める必要があります。他にも、不当な契約や虐待等、高齢者の権利が侵害される事例が全国的にみられることから、生涯を通じて一人の人間としての権利が守られる体制を整えていかなければなりません。

(1) 在宅福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた自宅での生活を継続できるよう、在宅生活の支援に関する事業を行います。

① 市特別給付		<介護保険課>
事業内容	市独自に保険利用できるようにした次のサービスを実施します。 ア 生活援助見守り型配食サービス イ 生活援助見守り型訪問介護サービス（見守り、外出支援） ウ 住宅改修上乘せ エ 紙おむつ等介護用品支給サービス（地域支援事業から移行）	
取組方針	アについては、物価高騰などの厳しい社会情勢の中、本事業の持続可能性を確保するため、令和6年度からは、見直しを行った単価と低所得者層の負担増とならない利用者負担額で実施するとともに、利用者負担のあり方については、引き続き見直しの検討を進めていきます。 エについては、平成27年度以降は原則として地域支援事業における任意事業の対象外であるため、市特別給付に移行して引き続き実施するものとします。	

※指標については、介護保険の給付となりますので、87ページに介護保険サービス量の見込みとして記載しています。

② 在宅高齢者世帯等への支援		＜介護保険課・クリーンセンター収集課＞
事業 内容	ア 配食サービス	： 要支援・要介護認定を受けていない調理困難な高齢者世帯等を対象として、食事サービスを提供するとともに、安否確認を行います。
	イ 在宅生活支援用具購入等の支援	： 一定の要件を満たした単身高齢者等を対象に、電磁調理器や防災警報器の購入等に対して、支援を行います。
	ウ 重度要介護者通院支援事業	： 要介護4または5で、ストレッチャー対応により大型車での移動を要する人を対象に、通院時の居宅と医療機関との間の送迎を支援します。
	エ 家族介護者慰労事業	： 要介護3以上の高齢者を在宅で、介護保険サービスを利用せずに介護している同居の家族を対象に慰労金を支給します。
	オ 高齢者世帯の粗大ごみ収集	： 70 歳以上の高齢者のみの世帯を対象として、大型家具等の粗大ごみの収集を実施します。
取組 方針	アについては、物価高騰などの厳しい社会情勢の中、本事業の持続可能性を確保するため、令和6年度からは、見直しを行った単価と低所得者層の負担増とならない利用者負担額で実施するとともに、利用者負担のあり方については、引き続き見直しの検討を進めていきます。 その他の事業については、在宅で暮らしている高齢者やその家族の実情等を踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行います。	

指 標	単位	実績		見込	第 10 次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配食サービス	人	282	330	340	340	340	340
在宅生活支援用具 購入等の支援	件	0	2	1	2	2	2
重度要介護者 通院支援事業	回	40.5	36	35	33	33	33
家族介護者慰労事業	人	2	2	2	2	2	2

③ 介護マークの普及・促進		＜介護保険課・長寿福祉課・障がい福祉課＞
事業内容	介護している人が、周囲の人に介護中であることを知ってもらうために、県が作成した介護マークを配布するとともに、その活用促進を実施します。	
取組方針	介護マーク利用者を増加させ、周囲の認知度を上昇させるよう、ポスターやチラシ等で周知していきます。	

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護マーク配布数	枚	6	10	10	10	10	10



④ 利用者負担の軽減		＜介護保険課＞
事業内容	低所得者層を対象に次の事業を実施します。 ア 介護保険施設を利用する際の居住費や食費の負担軽減 イ 介護保険料の減免 ウ 災害等による保険料や利用者負担の軽減	
取組方針	制度改正等を注視しながら、低所得者層の負担を軽減する事業を実施します。	

(2) 住まいの確保と生活環境の整備

高齢者の自宅が安心して暮らせる場となるよう、また、外出時に不便と感ずることがないよう、住まいやユニバーサルデザイン、移動手段等に関する事業を行います。

① 高齢者等に対する賃貸住宅の確保		＜住宅政策課・長寿福祉課＞
事業内容	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」等に基づく情報提供や静岡県居住支援協議会への参加を通じ、高齢者等に対する賃貸住宅の確保に努めます。 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備状況について、県と情報共有を図りながら、適切な助言・指導を行うとともに、開設後の運営状況については、老人福祉法の目的を実現できるよう、法令及び指針に基づき適切に指導等を行います。	
取組方針	指導等を行うとともに、需給バランスについての把握を行っていきます。	
② 高齢者向け住宅設置に対する支援		＜住宅政策課・市街地整備課＞
事業内容	高齢者向け優良賃貸住宅の入居者が負担する家賃の一部を補助します。 高齢者等に対応する住宅の設置を行う事業者等への支援を検討します。	
取組方針	高齢者向け優良賃貸住宅の入居者が負担する家賃の一部を補助し、高齢者が安心して居住できる住宅の確保を支援します。 市街地再開発事業が進展する中、高齢者等居住人口の拡大を目指します。	
③ 家具転倒防止事業		＜危機管理課＞
事業内容	地震で家具が転倒することによる直接的な被害の軽減や、逃げ遅れを防ぐための家庭内の対策として、特に配慮が必要となる高齢者、障がいのある人を含む世帯等に対し、金具代も含めた家具の無料固定を実施します。	
取組方針	事業を継続していきます。	
④ ユニバーサルデザインによるまちづくり		＜政策企画課・障がい福祉課＞
事業内容	「沼津市ユニバーサルデザイン推進のための基本方針」に基づき、性別や年齢、身体等の違いにかかわらず、様々な人が暮らしやすいまちづくりを推進します。	
取組方針	今後も「沼津市ユニバーサルデザイン推進のための基本方針」に基づき、性別や年齢、身体等の違いにかかわらず、様々な人が暮らしやすいまちづくりを目指し、障がいのある人も等しく行政情報を得ることができるよう努めます。	

⑤ 高齢者の移動手段の確保		くまちづくり政策課・長寿福祉課
事業内容	生活するために必要な通院や買い物が困難な高齢者のための支援として、生活支援コーディネーターや交通事業者を中心に多様な主体による移動手段を検討します。 ・ 自主運行バス、地域内フィーダー系統による運行維持 ・ 多様なニーズに対応したタクシーの活用 ・ バリアフリー車両の導入推進 (ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入推進)	
取組方針	地域の実情に合わせた移動支援の方法について検討を重ねていきます。	



ノンステップバス（バリアフリー車両）

出典：バリアフリー整備ガイドライン（国土交通省）

（3）安全・安心対策の推進

高齢者が心穏やかに生活を送ることができるよう、犯罪被害の防止や交通事故の予防、災害時や緊急時における高齢者の支援等に関する事業を行います。

① 犯罪被害の防止		＜生活安心課＞
事業内容	振込め詐欺等の特殊詐欺や悪質な勧誘等、電話を介した詐欺被害が多発しており、被害の未然防止のため、悪質電話対策機器の利用を促進します。また、地区自治会において設置するLED防犯灯や放送施設の設置及び維持管理を支援します。	
取組方針	高齢者やその家族が実施する特殊詐欺対策や地域ぐるみで実施する地域防犯活動への支援や啓発に取り組んでいきます。	

② 交通安全の推進		＜生活安心課＞
事業内容	高齢運転者による事故防止を図るため、有効期間内の運転免許証を自主返納した 65 歳以上の市民を対象に、市内協力事業者で利用できるバス・タクシー利用券 5,000 円分（100 円券×50 枚）を交付します。	
取組方針	高齢運転者に起因する事故の防止対策として、運転免許の自主返納支援を継続するとともに、交通事故防止に寄与する安全運転支援装置搭載自動車の普及に向けた情報提供に取り組んでいきます。	

③ 感染症予防対策		＜健康づくり課＞
事業内容	感染症予防対策を実施するため、関係法令等に基づき、情報収集や情報提供を行います。	
取組方針	関係法令等に基づき、国や県が発信する情報の収集や情報提供に努めます。	

④ 災害時の支援と感染症流行時の支援		＜福祉企画課・危機管理課・健康づくり課・長寿福祉課＞
事業内容	「災害時要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成や要援護者の支援体制の整備、福祉避難所等との連携についての取組を進めます。また、様々な訓練や研修会への職員派遣など、地域支援を行うとともに、危機管理情報の取得手段として、本市からの避難情報等を事前登録した電話番号に発信する「自動架電システム」や同報無線の難聴・聞き逃しに対応するため、48 時間前までの放送内容を確認できる「自動応答システムダイヤル」等について普及啓発を図ります。 介護事業所に対しては、風水害等に備えるため、避難確保計画の策定や訓練の実施を指導するとともに、地域包括支援センター等が地域と協働し、防災や感染症予防について周知・啓発を行います。 情報収集や情報提供を行うとともに、災害等発生時には、地域と連携し、必要な物資等の支援・応援体制を構築します。	
取組方針	継続して、「避難行動要支援者名簿」の作成を行うとともに、個別避難計画の作成を市域に段階的に展開していきます。 また、関係法令等に基づき、国や県が発信する情報の収集や情報提供に努め、風水害を始めとした自然災害が起こったとしても、要支援・要介護者に対する支援を継続できるよう、取り組んでいきます。	

(4) 尊厳ある暮らしの確保

認知機能や判断機能が低下したとしても高齢者一人ひとりの尊厳や権利が侵害されないよう、消費者問題・権利問題や虐待防止、緊急時の住まい等に関する事業を行います。

① 消費生活相談の実施・消費者被害への対応		＜生活安心課・長寿福祉課＞
事業内容	消費生活に関する正確な知識や的確な判断力を身につけられるよう、出前講座による消費者教育や各種イベントでの啓発活動を実施します。また、消費者安全確保地域協議会を通じて地域包括支援センターと消費生活センターが連携し、消費被害の早期発見・早期対応に努めます。	
取組方針	高齢者の消費者トラブル及び特殊詐欺被害を未然に防止することを目的として啓発活動を実施するとともに、高齢者からの消費生活相談に対してはよりわかりやすい説明を心掛けます。 チラシ配布だけでなく、高齢者サロン等の通いの場での啓発をより一層行い、消費者教育と早期予防・早期対応を実施していきます。	
② 成年後見制度の活用		＜福祉企画課・長寿福祉課＞
事業内容	成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見支援センターにおいて、市民に対して制度の周知を図るとともに、市民後見人の養成や活動支援を行います。 判断能力が十分でない高齢者であって、日常生活を営むのに支障があると認められる者が、成年後見制度を利用する場合に、必要な支援を行います。	
取組方針	制度に関する周知や市民後見人の養成・活動支援を行います。 より多くの高齢者団体や介護関係職員に事業を活用していただけるよう、周知啓発に努めます。	
③ 高齢者虐待への対応		＜長寿福祉課＞
事業内容	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担軽減を図ること等により高齢者虐待の防止に資する措置等を行います。また、沼津市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会において、高齢者虐待の防止に関する普及啓発や関係機関相互の連絡調整などを協議し、高齢者の虐待防止及び早期発見、適切な支援の提供を目指して、関係機関の連携強化を図ります。	
取組方針	虐待の早期発見や予防のための取組を進めていきます。	
④ 養護老人ホームへの入所措置		＜長寿福祉課＞
事業内容	老人福祉法第11条により、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームに入所委託します。	
取組方針	今後も同様に実施します。	

基本施策3 地域における支援体制の整備



高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域での生活を継続するためには、地域における地域包括ケアシステムが構築され、地域の状況に応じた充実が図られている必要があります。地域包括ケアシステムとは、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が地域において一体的に提供される体制のことで、高齢化の進行に伴い全国的に推進されている施策です。地域包括ケアシステムが充実することで、高齢者は住み慣れた地域で切れ目のない支援を受け続けることができるようになります。

この地域包括ケアシステムの中核的な役割を担っているのは、高齢者の総合相談や包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等の機能を持つ地域包括支援センターです。また、属性や世代を超えて相談できる包括的相談支援事業の介護分野の相談も受けつける等、高齢者に関わる事柄に広く対応している地域包括支援センターの機能は更なる拡充が求められています。

他にも、高齢者の支援体制の整備や高齢者を日常的に見守る地域ネットワーク、認知症の人の徘徊への対応等、地域のあらゆる主体による協力体制や地域における高齢者の支援体制の充実が求められています。



相談風景



協議体

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターがより充実するよう、情報共有や関係機関との連携、地域ケア会議・運営協議会等に関する事業を行います。

① 基幹型地域包括支援センターの運営		＜長寿福祉課＞
事業内容	市内 10 か所ある地域包括支援センターがその機能を十分に発揮できるよう、後方支援や総合調整機能を担います。また、高齢者総合相談窓口及び 8050 問題※1やヤングケアラー※2などの様々な課題に合わせた庁舎内、関係機関との連携体制を構築します。	
取組方針	地域包括ケアシステムをより発展させていくために、各地域包括支援センターから情報収集をするとともに、関係機関との連携を図りながら、医療、介護、福祉、生活支援等の様々な資源とネットワークの充実を図ります。また、個別ケースが抱える問題が多様化していることから、地域包括支援センター全体のスキルアップを目指します。	

② 地域包括支援センターの運営		＜長寿福祉課＞
事業内容	高齢者等の地域住民の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。	
取組方針	高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、「総合相談」「権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント」「介護予防」の4つの事業を通じ、地域包括ケアを推進していきます。	

指 標	単位	実績		見込	第 10 次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談件数	件	4,719	4,662	4,700	4,800	5,000	5,200
うち 基幹型件数	件	492	432	500	500	520	550

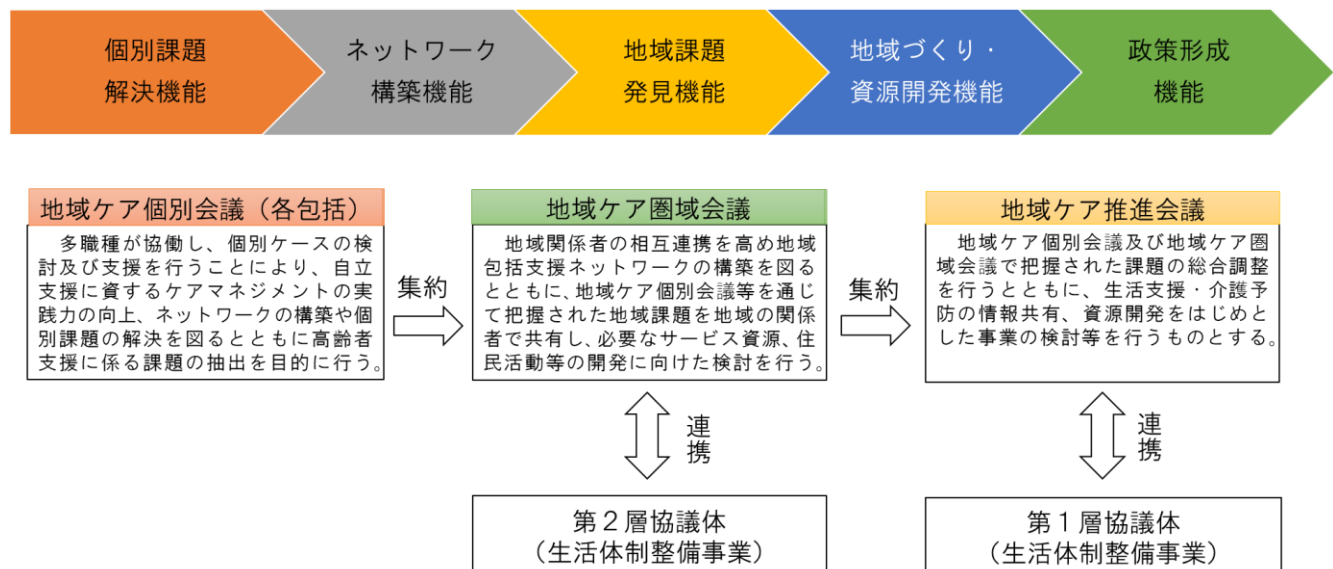
指 標	単位	実績		見込	第 10 次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
権利擁護相談件数	件	109	95	100	110	120	125
うち 基幹型件数	件	47	52	50	50	50	50

※1 8050問題 : 80代の親が自立していない50代の子どもの生活を支えることにより、経済的・身体的・精神的な負担を抱えている状態のことです。

※2 ヤングケアラー : 大人が担うことと考えられる家事や育児、介護等を日常的に行っている18歳未満の子どものことです。

③ 地域ケア会議の実施 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	支援が必要な高齢者等への適切な支援を行うための検討を多様な関係者で行うとともに、個別ケースの検討によって共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていくことで、地域包括ケアを推進していきます。
取組方針	地域包括ケアシステムの更なる発展と高齢者個人に対する支援の充実のために地域ケア会議を活用していきます。また、地域関係者等に向け、地域ケア会議の理解促進のための取組を実施していきます。

＜沼津市における地域ケア会議の体系＞



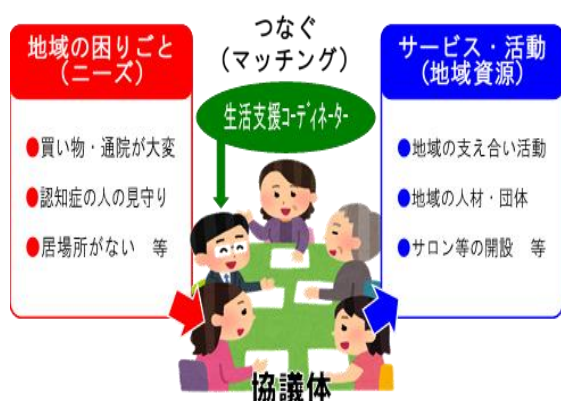
指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア個別会議	回	58	57	60	60	65	70
地域ケア圏域会議	回	23	22	30	30	35	40
地域ケア推進会議	回	2	1	2	2	2	2

④ 地域包括支援センター運営協議会の開催 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	地域包括支援センターの適切、公正かつ中立的な運営を確保するため、医師をはじめとする医療関係者、介護サービス事業者、家族介護者、自治会、民生委員、有識者等により運営協議会を設置します。 運営協議会では、地域包括支援センターの設置や変更に関する事項、包括的支援事業の実施に関する事項等について協議します。
取組方針	今後も同様に継続していきます。

(2) 生活支援体制の整備

高齢者の生活を支援するために必要な体制が整備されるよう、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置、サービス提供者の拡充等に関する事業を行います。

① 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	地域において介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすために、「生活支援コーディネーター」を配置します。また、生活支援コーディネーターと関係団体等の構成員が参画し、支え合いの地域づくりのための話し合いの場である「協議体」を設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進します。
取組方針	地域におけるニーズの把握に努め、支え合いの地域づくりを進めます。



生活支援コーディネーターの役割（イメージ）



高齢者スマホ講座

② 在宅生活応援サービス提供者の拡充 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	高齢者に対するやさしい取組や高齢者の生活の支えとなる取組（配食、宅配、清掃等）の提供者を「在宅生活応援サービス提供者」として登録します。
取組方針	地域の高齢者が買い物に困っているから何とかして欲しいという声に対して、電話スーパーや移動販売等の民間事業者によるサービス提供の拡充に努めます。

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規登録数	件	0	0	1	1	1	1
登録累計数	件	5	5	6	7	8	9

(3) 見守り体制の推進

地域で高齢者を見守り、必要な時に手を差し伸べることができるよう、地域の店舗や事業所等との連携や認知症の人の徘徊行動への対応等に関する事業を行います。

① 高齢者あんしんサポート店の拡充		＜長寿福祉課＞
事業内容	高齢者や認知症の人に対して、やさしい店づくりや身の回りのちょっとしたサービスを積極的に行っている事業所や商店等を「高齢者あんしんサポート店」として登録します。	
取組方針	企業や事業所等の認知症サポーター養成講座の際に、高齢者あんしんサポート店登録を推奨して協力店舗を増やし、より一層高齢者や認知症の人が安心して暮らせるまちづくりを目指します。	

高齢者あんしんサポート店
登録店舗ステッカー



指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
累計登録数	件	93	96	100	101	102	103

② 高齢者あんしん見守りネットワーク協力事業所の拡充		＜長寿福祉課＞
事業内容	高齢者の居宅を訪問する機会の多い事業所や商店等を、業務や活動等を通じて訪問する高齢者を見守り、異変を発見した際は、市や地域包括支援センターに連絡する「高齢者あんしん見守りネットワーク協力事業所」として登録します。	
取組方針	貢献していただいた際は、感謝状等の授与を行い、その都度メディアに取り上げ、より多くの人に認知されることで、より一層高齢者や認知症の人々が安心して暮らせるまちづくりを目指します。	

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
累計登録数	件	37	38	40	41	42	43

③ 見守り活動の連携の促進 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	自発的な声かけ等による見守りや災害時の安否確認等の地域活動に対し、関係機関との連携の促進や情報共有を行います。
取組方針	見守り体制の構築・推進に向け関係機関との連携が図れるよう、取り組みます。

④ 徘徊高齢者探索サービスの提供 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	徘徊行動により行方不明となった高齢者の探索を容易にする位置探索サービスの活用を支援します。
取組方針	徘徊の可能性のある高齢者や家族には、地域包括支援センターと連携しながら必要な見守り事業を提案していきます。

⑤ 認知症高齢者見守りシールの普及 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	徘徊行動により身元不明となった高齢者を発見し保護した方と、高齢者の家族等が安否情報等をインターネット上で共有し、引き渡しを円滑に行うための見守りシールの普及を推進します。
取組方針	徘徊の可能性のある高齢者や家族には、地域包括支援センターと連携しながら必要な見守り事業を提案していきます。

認知症高齢者
見守りシールの見本



(4) 担い手となる人材の確保と育成

少子高齢化が進行する中、介護や支援を必要とする高齢者の日常生活を支えるために、従来の介護専門職による介護給付・予防給付のサービスだけでなく、高齢者の多様なニーズに応じた支援を行うため、総合事業、インフォーマルサービスなどを担う人材の育成を行います。また、学校における福祉教育や職業体験における介護職場との連携を図ることで、児童・生徒・教員・保護者等の介護職場に対する正しい理解促進を図ります。

主 な 施 策	掲載ページ
多様な主体によるサービスの提供体制の構築	66 ページ
介護ボランティアの育成	69 ページ
認知症サポーターの養成とチームオレンジの設置	75 ページ
介護に携わる人材の確保・育成	94 ページ
介護の職場環境改善の推進	94 ページ

基本施策4 自立支援と介護予防及び重度化防止



加齢による身体機能や認知機能等の低下は、誰もが少なからず経験することです。しかし、その低下を軽度の状態で維持できるかどうかは、高齢者本人の努力によるところが大きいと言えます。一度介護を必要とする状態となってしまうと大幅な改善は見込めないことから、元気うち、または、身体機能等の低下が軽度のうちに、介護予防の取組を実践すること、そして、それを習慣づけることが重要です。

元気な高齢者の場合、将来自分が介護を必要とする状態になることを想像することは簡単ではないと思います。しかしながら、元気な高齢者でも一度の転倒・骨折で寝たきりとなる可能性があることを踏まえると、健康寿命（介護を必要としない期間）を延ばすことを目的に介護予防に取り組むことは、将来的に高齢者本人のメリットにつながります。また、介護予防の取組を通じて他者と関わることは、認知機能に良い影響を与えと考えられています。

このため、高齢者が住み慣れた地域で介護予防の取組に参加するにあたり適切な指導を受けられることができるよう、行政として様々な教室・講座の実施や専門職の派遣等に努めます。

（１）介護予防・生活支援サービス事業

身体機能等の低下がみられる高齢者が介護を必要とする状態となることを防げるよう、多様な主体による訪問・通所によるサービス等に関する事業を行います。

① 訪問型サービス ＜長寿福祉課＞	
事業内容	支援を必要とする方々に対し、訪問介護員（ホームヘルパー）による食事・入浴・排せつ等の身体介護や、洗濯・掃除等の生活援助を行う「訪問型サービス」を提供します。 また、状況を踏まえながら、事業者による訪問型サービスのみではなく、多様なサービスが利用できる支援策を検討します。
取組方針	今後も同様に継続していきます。

② 通所型サービス ＜長寿福祉課＞	
事業内容	支援を必要とする方々に対し、生活機能の向上のための機能訓練を行う「通所型サービス」を提供します。 また、利用者が主体的に介護予防の取組を実践できるよう、事業者による支援のほか、住民やボランティアが運営する通いの場の提供を支援します。
取組方針	今後も同様に継続していきます。

③ 多様な主体によるサービスの提供体制の構築 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援します。
取組方針	今後も同様に継続していきます。

(2) 保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者への支援をより効果的・効率的に行うことができるよう、保健分野と介護分野の事業を一体的に行います。

① 保健事業と介護予防事業の連携	
＜国民健康保険課・健康づくり課・介護保険課・長寿福祉課＞	
事業内容	高齢者ができる限り住み慣れた地域で健康的な生活ができるよう、フレイル等の高齢者の心身の多様な課題に応じたきめ細やかな支援を実現するために、健康課題に応じた保健事業と介護予防事業の一体的な取組を実施します。
取組方針	健診・医療・介護データの横断的な分析から、本市の高齢者が抱える健康課題を抽出し、関係各課及び関係機関と連携を図りながら、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を組み合わせた事業を推進します。

(3) 一般介護予防事業

高齢者が元気なうちから介護予防に取り組み、健康寿命を延伸させることができるよう、フレイルチェックや介護予防教室等に関する事業を行います。

① フレイルチェック・予防	
＜長寿福祉課＞	
事業内容	高齢者が早期に自身のフレイル状態（高齢による心身の活力が低下した状態）を自覚し、介護予防に取り組むことを目的にフレイルチェック及び専門職による講話を実施するとともに、フレイル予防啓発の担い手となるフレイルサポーターを養成します。
取組方針	地域包括支援センターの圏域ごとにフレイルチェックが実施できる体制を順次整備し、身近な地域でフレイル予防に取り組むことができるよう、普及啓発を図ります。

② 運動器の機能向上	
＜長寿福祉課＞	
事業内容	筋力の低下に起因する転倒や骨折による身体能力と意欲の低下を防止するため、習慣的な運動による介護予防を目的とした教室を開催します。 ・高齢者向け体操教室（筋力パワーアップ教室） ・ノルディックウォーキングイベント
取組方針	今後の開催にあたり、新規参加者の確保及び参加者の増加に向けて、開催方法や募集方法等を検討し、当該事業の普及を図ります。

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者向け体操教室	人	182	176	150	150	150	150
ノルディックウォーキングイベント	人	69	90	70	120	120	120

③ 口腔機能の向上・栄養改善 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	通いの場等において、専門職が、高齢期における栄養管理や口腔ケアに関する指導を実施します。
取組方針	より多くの高齢者に講座を活用していただけるよう、周知啓発に努めます。

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
口腔・栄養教育講座	人	63	150	130	150	160	170

④ 認知症の予防 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	医師による講演会を開催し、認知症になりにくい生活習慣や基礎知識について啓発するとともに、認知症集団検査の実施や認知症予防教室の開催を行います。
取組方針	より多くの高齢者に参加していただけるよう、周知啓発に努めます。

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症予防講演会	人	48	57	65	120	120	120
認知症集団検査	人	48	56	63	60	60	60
認知症予防教室	人	208	136	155	420	420	420

⑤ 各地域における講座等の開催 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	高齢者団体からの依頼に基づく「出前講座」の開催や、各地域包括支援センターにおいて「地域介護予防教室」を開催します。
取組方針	より多くの高齢者に講座を活用していただけるよう、周知啓発に努めます。

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
出前講座	人	259	315	280	300	300	300
地域介護予防教室	人	3,044	5,036	6,000	6,500	6,550	6,600

⑥ 通いの場の構築支援		＜長寿福祉課＞
事業内容	年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰もが自由に参加できる市内の拠点となる「通いの場」を整備します。	
取組方針	今まで行われてきた活動に加え、新規の活動内容を増やすことで、マンネリ化を防ぎ、更なる高齢者の参加を促します。	

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通いの場累計数	か所	129	127	127	128	129	130
認知症カフェ累計数	か所	17	18	19	19	19	20

⑦ 介護ボランティアの育成		＜長寿福祉課＞
事業内容	地域において介護予防活動の支え手となる介護予防ボランティアを養成します。	
取組方針	ボランティアの担い手とニーズがマッチングするよう、講座の実施方法や内容、ボランティアの活用等を検討します。	

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
セカンドライフ講座	人	33	45	50	55	60	65
健康体操サポーター養成講座	人	72	94	100	105	110	115
介護予防サポーター養成講座	人	24	44	50	55	60	65
ノルディックサポーター養成講座	人	41	188	200	210	220	230
介護予防ボランティア (登録者累計数)	人	251	349	400	420	440	460

(4) 地域リハビリテーション提供体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で介護予防や重度化予防の機会に参加できるよう、リハビリテーション専門職の派遣や専門職への意識啓発、専門職間の連携等に関する事業を行います。

① 地域リハビリテーション活動支援事業の実施		＜長寿福祉課＞
事業内容	市が実施する介護予防の取組や、高齢者サロン等の通いの場、サービス担当者会議等にリハビリテーション専門職を派遣します。	
取組方針	自立支援や介護予防の取組の機能強化を図るため、研修や地域ケア会議等への派遣依頼の確保が課題で、より多くの利用機会を提供するため、募集やPRの方法を工夫します。	

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通いの場累計数	回	4	7	5	8	9	10
	人(延)	89	211	221	230	240	250
介護職員等への研修	回	2	0	4	2	2	2
	人(延)	37	0	40	20	20	20
サービス担当者会議	回	1	0	2	1	1	1

② 専門職への意識啓発及び連携強化		＜長寿福祉課＞
事業内容	専門職（歯科衛生士・栄養士・リハビリ専門職）に向けた基礎研修会等の開催や関係機関が実施する事業に協力する等、専門職間の連携を強化します。	
取組方針	各関係機関における共通認識及び連携強化の機会を提供するため、周知及び案内を継続していきます。	

③ リハビリテーション指標の設定

<長寿福祉課・介護保険課>

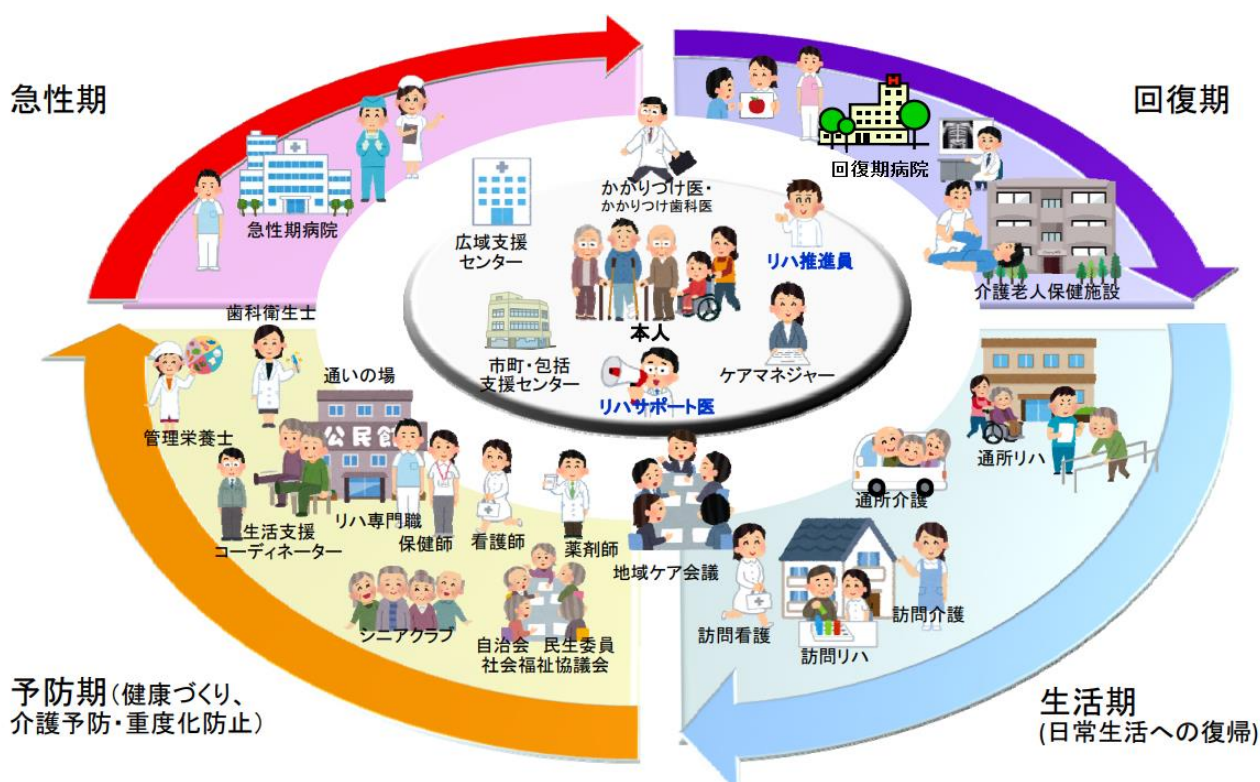
事業内容	介護サービスの提供実態を把握することを目的に、リハビリテーションを供給する介護サービス事業所数及びリハビリテーションサービス提供量の把握のための指標を設定します。
取組方針	本人の状態に応じたりハビリテーションを利用しながら住み慣れた地域での生活が継続できるよう、体制構築を図っていきます。

指 標		単位	実績		見込	第10次計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数 ※1	訪問リハビリテーション	か所	5	5	7	7	7	7
	通所リハビリテーション	か所	14	14	14	14	14	14
利用率 ※2	訪問リハビリテーション	%	1.00	1.14	1.21	1.23	1.26	1.25
		人	98	111	119	122	127	128
	通所リハビリテーション	%	11.22	11.23	10.96	10.97	10.99	11.01
		人	1,097	1,097	1,081	1,088	1,110	1,129

※1 事業所数：年度中に1回以上サービス提供の実績のある施設・事業所数

※2 利用率：月あたりの利用人数／要支援・要介護認定者数（各年度10月1日現在）

<地域リハビリテーション提供体制のイメージ>



基本施策5 在宅医療と介護連携の推進



高齢者人口が増加したことで、様々なニーズを持つ高齢者も増加しました。その中で、今後もニーズの高まりが見込まれているのが、医療と介護の両方を必要とするケースです。

これまでは、医療を必要とする高齢者は病院に入院し、回復が見込めない場合でも緩和ケア等を受けながら病院で最期を迎えることが当たり前でした。しかし、病院ではなく住み慣れた自宅で最期を迎えることを希望している高齢者は少なくないことから、高齢者本人や家族の希望に応じて自宅で療養することができる体制を充実する方向へと動き出しています。そこで重要となるのは、在宅医療と介護の連携です。

医療を必要とする高齢者は何らかの介護も必要としていることが多く、在宅生活を継続するとすると医療と介護の双方の担当者が自宅を訪問することになります。この時に、医療と介護の情報共有ができていれば、高齢者本人の状態を正確に判断でき、適切な対応をとることができます。また、家族介護者とのコミュニケーションを通じて得た情報を共有することで、速やかに必要な支援へとつなげることもできます。今後は在宅での看取り等のニーズも見据えた在宅医療と介護の連携強化はますます求められるようになります。

(1) 資源の把握と課題の抽出

地域における医療資源や介護資源を有効に活用できるよう、地域のニーズの把握や地域資源についての情報共有、医療・介護の連携における課題等に関する事業を行います。

① 地域の医療・介護の資源の把握 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	地域の医療・介護サービスについての実態把握と分析を行うほか、地域資源マップや関係団体リストを作成し、医療・介護関係者や地域住民に対する医療・介護の資源に関する情報を共有します。
取組方針	地域資源マップや関係団体リストを作成し、医療・介護関係者や地域住民に対する医療・介護の資源に関する情報の共有を図ります。あわせて、地域の医療・介護サービスについての実態把握と分析を行うために、厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」等の活用や住民や医療・介護関係者が抱える課題やニーズの把握に努めます。

② 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	地域の医療・介護関係者や、地域住民からなる「在宅医療・介護連携推進協議会」において、在宅医療と介護の連携に関する地域の課題を抽出し、その対応策を検討します。
取組方針	在宅医療・介護連携推進協議会を開催し、地域の在宅医療・介護連携の課題とその対応策について検討します。

(2) 在宅医療と介護の連携体制の推進

増加が見込まれている医療と介護の両方を必要とする高齢者のニーズに応えられるよう、在宅医療と介護の連携に必要な体制や関係者への研修等に関する事業を行います。

① 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進		＜長寿福祉課＞
事業内容	基幹型地域包括支援センターを中心として、地域包括支援センターや地域の医療・介護関係者の協力を得ながら切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制を構築します。医療・介護関係者の情報共有ツールのひとつとして、静岡県在宅医療・介護連携情報システム（シズケア＊かけはし）を導入し、活用方法を検討します。	
取組方針	多職種参加の研修会の開催等により、医療・介護関係者が連携できる体制づくりを進めます。	

② 在宅医療・介護連携に関する相談支援		＜長寿福祉課＞
事業内容	基幹型地域包括支援センター内に相談窓口を設置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談を受け、課題解決に向けた支援を行います。	
取組方針	今後も同様に継続していきます。	

③ 医療・介護関係者の研修		＜長寿福祉課＞
事業内容	医療・介護の専門職の連携を進めるにあたっての課題の解消や更なる連携強化のために研修等を行います。	
取組方針	今後も同様に継続していきます。	

④ 地域住民への普及啓発		＜長寿福祉課＞
事業内容	在宅医療・介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等を通じ、地域住民への普及啓発を図ります。	
取組方針	今後も同様に継続していきます。	

基本施策6 認知症施策の推進



認知症は、認知機能が低下して社会における生活に支障が出た状態のことを指し、高齢者が増加するにつれ認知症の人は増加傾向にあります。病気の性質上、他者とのコミュニケーションが難しくなり、状態が悪化するほど家族等の負担が重くなることも知られています。一方で、認知症の人にも感情や意思があり、不安や混乱の中で日々の生活を送っていることはあまり知られていません。

認知症の人が心理的に安定した生活を送るためには、住み慣れた地域で家族や地域の人に見守られながら、社会の一員としての自分の役割を果たすことができる環境を整えることが必要です。そのためには、地域が認知症についての理解を深め、より専門的な知識を習得することで、認知症の人を地域で支える基盤を構築することが大切です。また、認知症は早期発見・早期治療することで進行を遅らせることができる病気であることから、不安を感じた時に相談できる窓口の周知や専門医療機関との連携等にも努めます。さらに、負担が重くなりやすい家族介護者の支援を行うことで、認知症の人の地域での生活を支えていきます。

また、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が定められたことから、今後、国や県の動向を注視し、施策に反映していきます。

【チームオレンジ活動の様子】



(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発

認知症と診断されても住み慣れた地域での生活を継続できるよう、認知症サポーターや認知症に関する情報提供、当事者の意見収集等に関する事業を行います。

① 認知症サポーターの養成とチームオレンジの設置		＜長寿福祉課＞
事業内容	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」の養成を目指し、自治会・民生委員・地区社会福祉協議会のほか、学校や職場等で認知症サポーター養成講座を開催します。 また、地域における「認知症サポーター」がチームを組むことで認知症やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる「チームオレンジ」の活動を支援します。	
取組方針	認知症の理解を深めるため、ICTを活用した情報発信や普及啓発を行い、認知症サポーターの養成やチームオレンジ活動の支援を行います。	

認知症サポーター・キャラバンのマーク

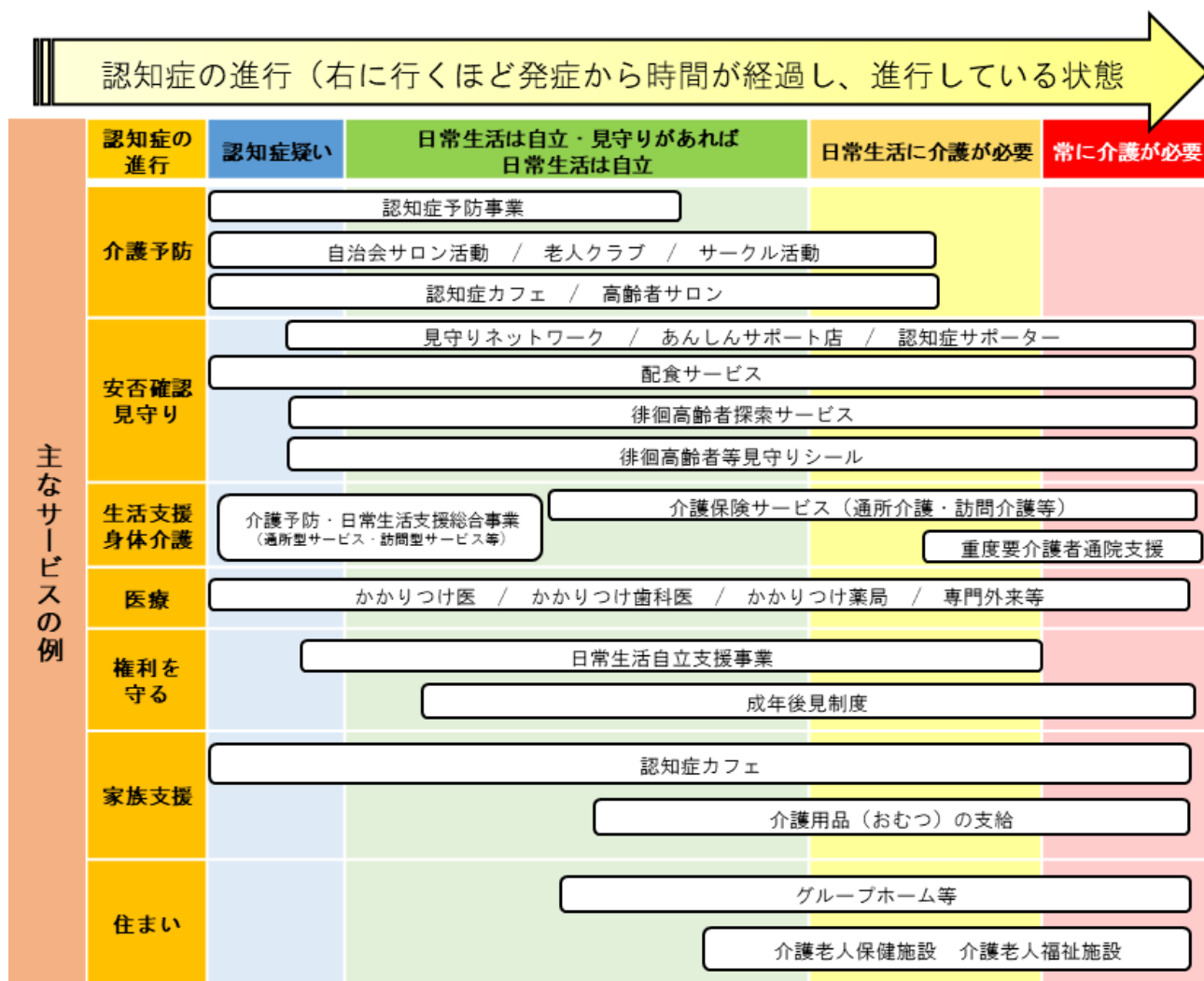
※認知症サポーター・キャラバンは、認知症の正しい理解の普及啓発を行う事業です。



指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座	回	43	47	50	50	50	50
認知症サポーター養成数	人	1,502	1,425	2,000	2,000	2,000	2,000
うち こどもサポーター養成数	人	753	722	1,000	1,000	1,000	1,000
認知症サポーター累計数	人	27,644	29,069	31,069	33,069	35,069	37,069

② 相談先の周知		<長寿福祉課>
事業内容	認知症ケアパスの利用等、認知症に関する基礎的な情報、相談先・受診先の利用方法等について、周知体制を整備するとともに、I C Tを活用した情報発信に努めます。	
取組方針	企業や事業所等の認知症サポーター養成講座の際に、認知症ケアパスの利用等を推奨するとともに、情報発信の協力店舗を増やし、より一層高齢者や認知症の人々が安心して暮らせるまちづくりを目指します。	

<認知症ケアパス概念図>



③ 認知症当事者からの発信支援 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	認知症カフェ等の通いの場等を活用し、認知症当事者の意見を受け止め、把握するとともに、認知症当事者の意見を反映した認知症施策を企画・立案します。
取組方針	今後も同様に継続していきます。

④ 若年性認知症の人への支援 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員と県の若年性認知症支援コーディネーターとの広域的なネットワークづくりを促進します。
取組方針	若年性認知症の人が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、ネットワークづくりに努めます。

(2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症の人やその家族が安心して生活を送ることができるよう、効果的・効率的な支援や認知症の早期発見、関係者の資質向上、家族の負担軽減等に関する事業を行います。

① 認知症地域支援推進員の配置 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、容態の変化に応じ必要な医療・介護ネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うために「認知症地域支援推進員」を配置します。
取組方針	今後も増加が見込まれる認知症の人に対し、安心して住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、環境整備や体制づくりを進めます。また、認知症理解に対する普及啓発についてはチームオレンジ（認知症サポーター活動促進事業）と連携して、事業を推進します。

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症地域支援推進員の配置	人	11	11	10	10	10	10

② 認知症疾患医療センター等医療機関との連携の推進 ＜長寿福祉課＞	
事業内容	早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられるよう、認知症疾患医療センター、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師等地域の医療機関と地域包括支援センターとの日常的な連携を推進します。
取組方針	認知症初期集中支援チーム検討委員会は、認知症疾患医療センター、医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員の代表者が委員となり、認知症初期集中支援チームの活動に加え、認知症関連事業についても報告し意見をいただきます。本計画からは、本項目の内容を6(2)④へ含めて実施していきます。

③ 認知症初期集中支援チームの配置

<長寿福祉課>

事業内容	認知症や認知症が疑われる方々に対し、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築するため、医療・介護専門職と専門医がチームとなり、包括的かつ集中的な初期支援を行い、自立生活をサポートする「認知症初期集中支援チーム」を配置します。
取組方針	今後も増加が見込まれる認知症の人を早期に必要な資源へつなげる体制づくりのために認知症初期集中支援チームを配置していきます。認知症の症状により医療・介護サービスを中断している方についても、早期の支援につながるよう、医療・介護関係者への周知を行っています。

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム配置数	か所	11	11	10	10	10	10
認知症初期集中支援チーム訪問件数	件	10	10	10	10	10	10

④ 認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催

<長寿福祉課>

事業内容	認知症初期集中支援チームの活動を支援・推進するために「認知症初期集中支援チーム検討委員会」を設置し、チームの活動が推進されるよう、検討を図るための会議を開催します。
取組方針	認知症初期集中支援チーム検討委員会は認知症疾患医療センター、医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員の代表者が委員となり、認知症初期集中支援チームの活動に加え、認知症関連事業についても報告し意見をいただきます。「6(2)② 認知症疾患医療センター等医療機関との連携の推進」の内容を含めて、年間1回以上委員会の開催に努めます。

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム検討委員会開催	回	2	2	2	2	2	2

⑤ 医療従事者・介護従事者等の認知症対応力向上の促進

<長寿福祉課>

事業内容	認知症サポート医や関係団体の協力を得ながら、医療従事者や介護職員等に対する認知症対応力向上研修を開催します。
取組方針	研修の開催等により、認知症の人を尊重し尊厳を守るための啓発を行います。

⑥ 認知症の人の介護者の負担軽減の推進	<長寿福祉課>
事業内容	企業に対し、認知症サポーター養成講座等を通じ、認知症に対する理解を深める活動を実施するとともに、従業員の仕事と介護の両立に関する支援制度等の情報提供に努め、介護者が仕事と介護の両立で抱える負担軽減を図ることができる環境づくりを進めます。また、認知症介護に関する悩み等について、認知症カフェ等の気軽に相談できる集いの場を積極的に開催し、介護負担の軽減に努めます。
取組方針	認知症の人やその家族が暮らしやすい地域づくりにつながるよう、事業を進めていきます。



出張相談会



小学生対象認知症サポーター養成講座



e スポーツ



高齢者サロン

第6章

介護保険サービス量等の 見込みと保険料

第6章 介護保険サービス量等の見込みと保険料

1 総人口及び高齢者人口の推計

令和元年度から令和5年度の性別・年齢別の変化率を用いて、全国的に団塊ジュニア世代が65歳に到達しはじめ、現役世代の人口が大幅な減少に向かう令和22年度（2040年度）、75歳以上人口が増加し続ける令和32年度（2050年度）までの人口推計を行うと、下表のとおりになります。

本市の総人口は減少傾向が続き、令和32年度（2050年度）では123,027人と、令和3年度（2021年度）よりも68,783人減少することが見込まれます。

年齢階層別の推計値をみると、本計画期間までは、前期高齢者の65歳～74歳、第2号被保険者の40歳～64歳人口、40歳未満人口はいずれも減少傾向が続く中、75歳以上の後期高齢者のみ増加傾向となっています。

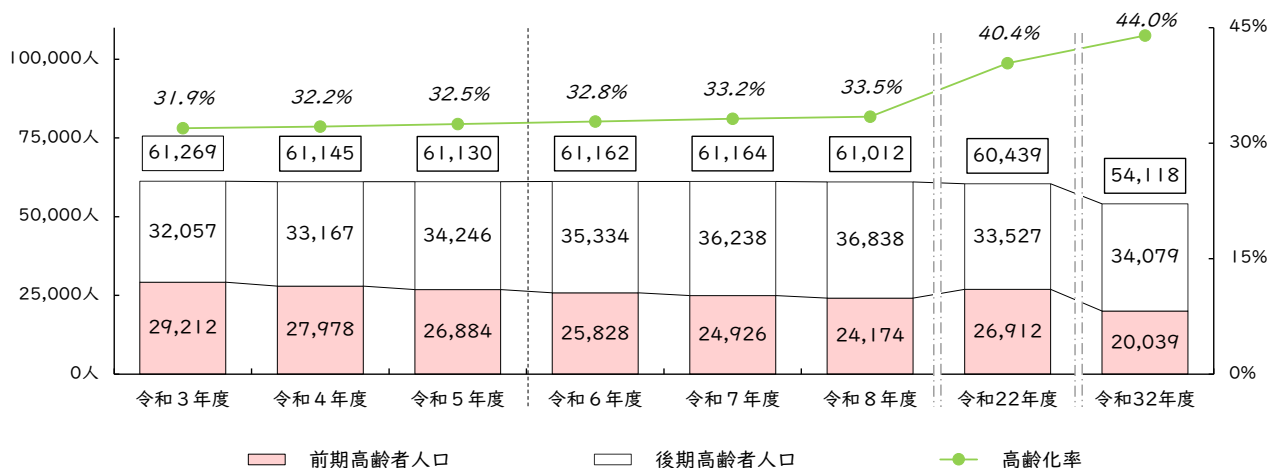
本計画期間の最終年度である令和8年度（2026年度）では、総人口が182,392人、うち65歳以上の高齢者は61,012人（後期高齢者は36,838人）、高齢化率は33.5%に上昇すると見込まれます。

<人口推計>

単位：人

	第9次 実績値			第10次 計画値			将来	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
総人口 (A)	191,810	190,096	188,180	186,315	184,389	182,392	149,681	123,027
高齢化率 (B) / (A)	31.9%	32.2%	32.5%	32.8%	33.2%	33.5%	40.4%	44.0%
高齢者人口 (B)								
後期高齢者 (75歳以上)	61,269	61,145	61,130	61,162	61,164	61,012	60,439	54,118
前期高齢者 (65～74歳)	32,057	33,167	34,246	35,334	36,238	36,838	33,527	34,079
40～64歳人口	29,212	27,978	26,884	25,828	24,926	24,174	26,912	20,039
40歳未満人口	66,740	66,155	65,601	64,928	64,265	63,633	47,248	39,535
40歳未満人口	63,801	62,796	61,449	60,225	58,960	57,747	41,994	29,374

* 令和3年度～令和5年度は、10月1日現在の住民基本台帳を年齢階層別に記載
令和6年度以降は、令和元年～令和5年（10月1日時点）の性別・年齢別の平均変化率を用いて算出した推計値を年齢階層別に記載



2 要支援及び要介護認定者の推計

令和3年度から令和5年度における性別・年齢階層別・要介護度別の出現率の伸びを用いて、令和32年度（2050年度）までの要支援・要介護認定者数を推計すると、下表のとおりになります。

後期高齢者の割合が増加することに伴い、本計画期間の要支援・要介護認定者数、出現率はともに増加傾向で、最終年度の令和8年度（2026年度）では、要支援・要介護認定者数は10,254人に、出現率は16.8%に達すると見込んでいます。

また、後期高齢者の割合は高い推移が続くため、令和32年度（2050年度）においては、要支援・要介護認定者数は9,968人、出現率は18.4%まで上昇すると推計されます。

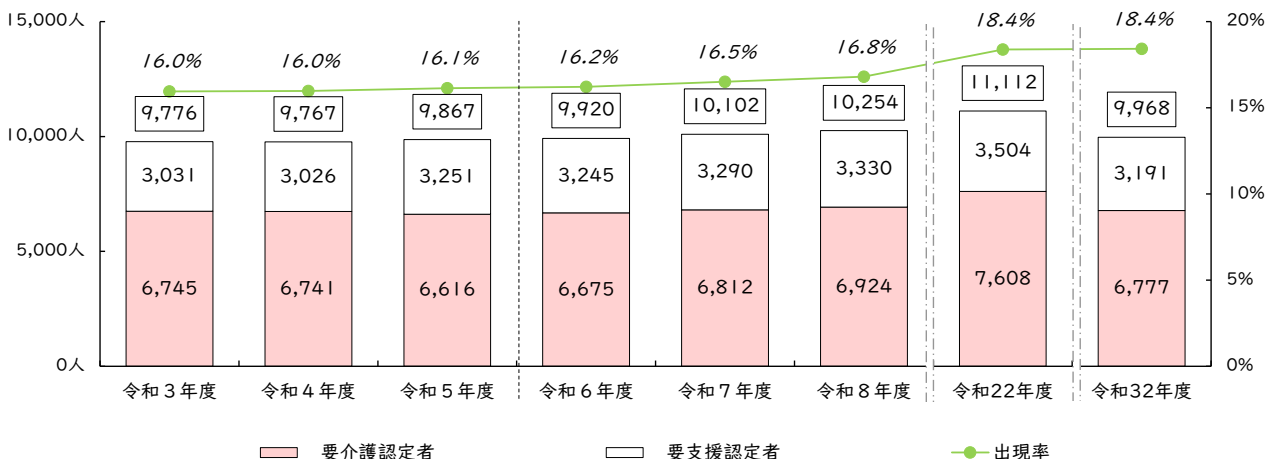
<要支援・要介護認定者の推計>

単位:人

	第9次 実績値			第10次 計画値			将来	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
要支援・要介護認定者数 (B) *第2号被保険者を含む	9,776	9,767	9,867	9,920	10,102	10,254	11,112	9,968
要支援1	1,284	1,232	1,310	1,263	1,269	1,280	1,325	1,223
要支援2	1,747	1,794	1,941	1,982	2,021	2,050	2,179	1,968
要介護1	1,703	1,672	1,756	1,725	1,729	1,752	1,915	1,717
要介護2	1,529	1,631	1,556	1,668	1,727	1,761	1,921	1,717
要介護3	1,462	1,357	1,351	1,257	1,271	1,290	1,420	1,263
要介護4	1,287	1,351	1,273	1,350	1,401	1,434	1,611	1,414
要介護5	764	730	680	675	684	687	741	666
高齢者人口 (A)	61,269	61,145	61,130	61,162	61,164	61,012	60,439	54,118
出現率 (B) / (A)	16.0%	16.0%	16.1%	16.2%	16.5%	16.8%	18.4%	18.4%

*実績値は、各年度とも10月1日現在

令和6年度以降の数値は、令和3年度⇒令和5年度の自然体推計より算出した推計値（地域包括ケア「見える化」システム*より）



* 地域包括ケア「見える化」システム：都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための国の情報システムです。介護保険に関連する情報ははじめ、地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

3 施設・居住系サービス利用者の推計

県が指定・監督する介護施設に関しては、現時点では新設・増床の見込みがないため令和5年度の実績のままの推移で見込んでいます。

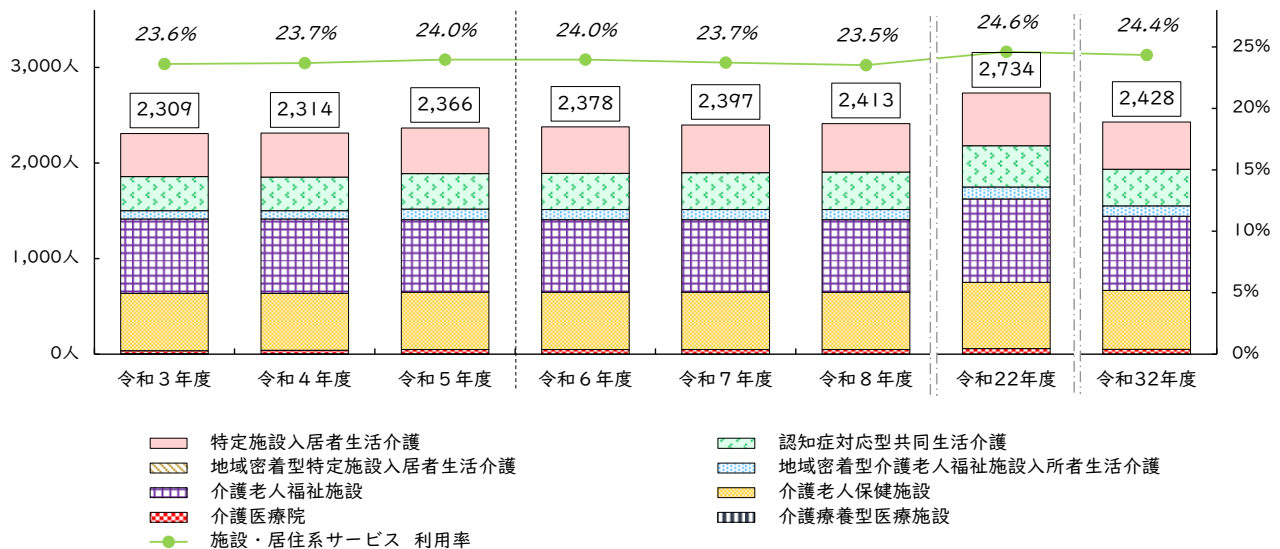
一方、本市が指定・監督する地域密着型の介護施設に関しては、微増傾向で見込んでいます。

<施設・居住系サービス利用者の推計>

単位:人/月

		第9次 実績値			第10次 計画値			将来	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
施設・居住系サービス 利用者数(月あたり)(B)		2,309	2,314	2,366	2,378	2,397	2,413	2,734	2,428
居住	特定施設入居者生活介護	451	460	477	487	498	507	553	494
	認知症対応型共同生活介護	356	354	371	377	385	392	431	383
地域密着	地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	87	87	111	107	107	107	125	109
施設	介護老人福祉施設	779	778	759	759	759	759	874	776
	介護老人保健施設	601	594	601	600	600	600	694	616
	介護医療院	32	40	46	48	48	48	57	50
	介護療養型医療施設	3	1	1					
要支援・要介護認定者数(A) *第2号被保険者を含む		9,776	9,767	9,867	9,920	10,102	10,254	11,112	9,968
施設・居住系サービス 利用率(B)/(A)		23.6%	23.7%	24.0%	24.0%	23.7%	23.5%	24.6%	24.4%

*令和3年度～令和4年度は、介護保険事業状況報告の各サービス年間受給者数を、12か月で割り戻して算出した月あたりの平均値
令和5年度は10月までの月報の実績値による推計



4 居宅サービス対象者の推計

要支援・要介護認定者数から施設・居住系サービスの利用者を除いた居宅サービス対象者の推計は、下表のとおりとなります。

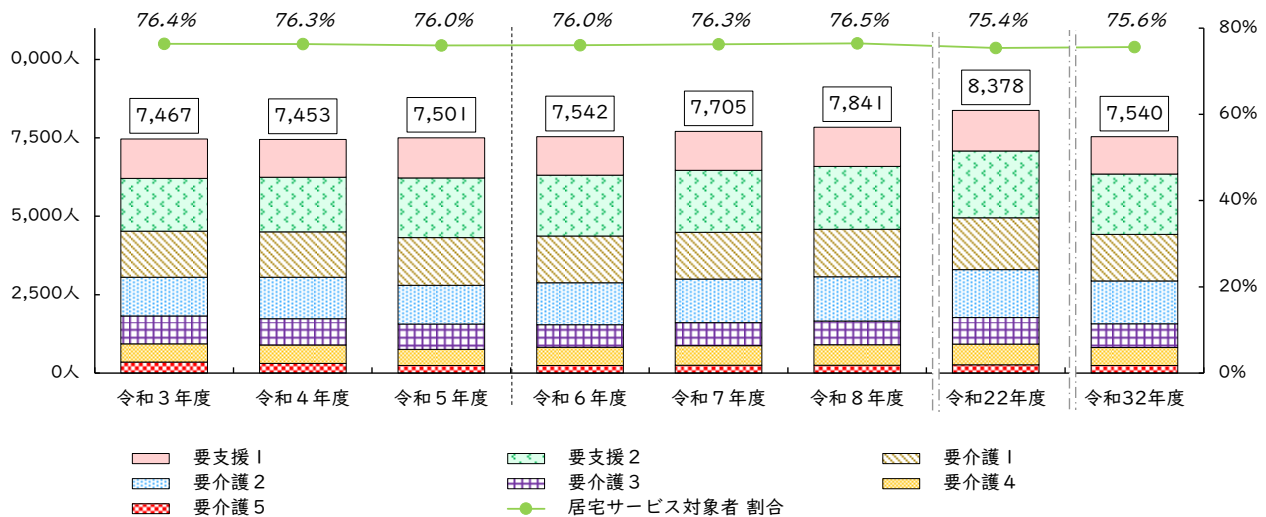
本計画期間の最終年度である令和8年度（2026年度）には、居宅サービスの対象者が7,841人になり、特に、要介護2から要介護4の中重度者が増加すると見込んでいます。

<居宅サービス対象者の推計>

単位：人／月

		第9次 実績値			第10次 計画値			将来	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
居宅サービス 対象者数 (月あたり) (B)		7,467	7,453	7,501	7,542	7,705	7,841	8,378	7,540
要支援	要支援1	1,255	1,207	1,280	1,233	1,239	1,249	1,293	1,194
	要支援2	1,687	1,743	1,899	1,938	1,976	2,004	2,131	1,924
要介護	要介護1	1,466	1,444	1,522	1,492	1,494	1,515	1,656	1,485
	要介護2	1,236	1,324	1,233	1,334	1,386	1,416	1,530	1,367
	要介護3	893	837	810	726	739	754	845	753
	要介護4	582	592	513	582	625	654	659	579
	要介護5	348	306	244	237	246	249	264	238
要支援・要介護認定者数 (A) *第2号被保険者を含む		9,776	9,767	9,867	9,920	10,102	10,254	11,112	9,968
居宅サービス対象者 割合 (B) / (A)		76.4%	76.3%	76.0%	76.0%	76.3%	76.5%	75.4%	75.6%

*各年度の10月1日現在の認定者数から、施設・居住系サービス受給者を差し引いています。



5 介護保険サービス量の見込み

これまでの利用実績をもとに、各サービスの回数や人数、日数を推計しました。

(1) 介護給付

※月あたり

介護サービスの種類	単位	第9次 実績値			第10次 計画値			将来	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
(1) 居宅サービス									
訪問介護	回数(回)	47,597.3	50,056.3	51,307.5	51,695.0	53,756.0	55,093.2	58,679.2	52,224.9
訪問入浴介護	回数(回)	803	780	758	776.7	811.5	831.7	866.7	776.7
訪問看護	回数(回)	6,604.9	7,236.1	7,460.4	7,543.5	7,793.3	7,998.6	8,558.3	7,633.0
訪問リハビリテーション	回数(回)	913.4	971.8	1,006.8	1,046.5	1,089.4	1,101.1	1,174.9	1,056.0
居宅療養管理指導	人数(人)	1,489	1,558	1,628	1,649	1,711	1,754	1,873	1,669
通所介護	回数(回)	15,994	16,207	16,409	16,129.6	16,581.7	16,949.4	18,322.3	16,336.4
通所リハビリテーション	回数(回)	4,831.0	4,890.8	4,714.4	4,746.9	4,870.2	4,976.1	5,397.9	4,824.4
短期入所生活介護	日数(日)	5,422.1	5,148.8	4,890.7	4,857.0	5,018.6	5,146.7	5,529.4	4,915.9
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	118.6	89.7	143.5	152.6	163.2	175.3	183.9	160.2
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福祉用具貸与	人数(人)	2,733	2,817	2,756	2,801	2,894	2,963	3,187	2,842
特定福祉用具購入費	人数(人)	39	38	25	27	28	29	31	27
住宅改修費	人数(人)	31	30	22	21	23	24	25	22
特定施設入居者生活介護	人数(人)	364	386	399	414	424	431	474	422
(2) 地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	13	21	20	47	48	50	55	48
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回)	8,846.5	8,513.3	7,969.6	7,930.3	8,145.4	8,312.9	9,010.2	8,035.0
認知症対応型通所介護	回数(回)	1,232.1	1,164.1	1,190.2	1,049.3	1,073.1	1,104.2	1,210.0	1,070.8
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	137	130	124	126	129	132	143	127
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	354	353	370	376	384	391	430	382
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	87	87	111	107	107	107	125	109
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	32	29	22	26	26	27	29	26
(3) 施設サービス									
介護老人福祉施設	人数(人)	779	778	759	759	759	759	874	776
介護老人保健施設	人数(人)	601	594	601	600	600	600	694	616
介護医療院	人数(人)	32	40	46	48	48	48	57	50
介護療養型医療施設	人数(人)	3	1	1					
(4) 居宅介護支援	人数(人)	3,771	3,854	3,758	3,784	3,890	3,974	4,293	3,831

(2) 予防給付

※月あたり

介護サービスの種類	単位	第9次 実績値			第10次 計画値			将来	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
(1) 介護予防サービス									
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	16.3	8.6	5.9	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2
介護予防訪問看護	回数(回)	1,962.0	2,066.0	2,310.6	2,390.6	2,432.1	2,471.1	2,615.5	2,362.4
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	280.5	262.7	245.7	253.1	262.4	262.4	281.0	253.1
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	162	160	173	171	174	176	186	169
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	509	495	494	491	498	504	531	483
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	202.4	215.5	299.2	277.5	283.0	283.0	294.0	277.5
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	0.9	9.9	25.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	1,297	1,276	1,331	1,333	1,354	1,371	1,448	1,315
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	25	22	25	25	25	25	26	23
介護予防住宅改修	人数(人)	25	29	25	26	26	26	27	25
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	87	75	78	73	74	76	79	72
(2) 地域密着型介護予防サービス									
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0.3	4.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	17	16	14	14	14	14	16	14
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	2	1	1	1	1	1	1	1
(3) 介護予防支援	人数(人)	1,656	1,656	1,703	1,700	1,726	1,747	1,844	1,675

(3) 市特別給付

※年間

介護サービスの種類	単位	第9次 実績値			第10次 計画値			将来	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
配食サービス	人数(人)	784	858	885	890	895	890	750	680
訪問介護サービス(見守り、外出支援)	人数(人)	0	0	2	2	2	2	2	2
住宅改修の上乗せ	人数(人)	244	247	250	255	260	255	230	210
紙おむつ等介護用品支給サービス	人数(人)	1,018	1,051	1,085	1,100	1,150	1,100	890	800

(4) 総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)

※年間

介護サービスの種類	単位	第9次 実績値			第10次 計画値			将来	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
(1) 第1号訪問事業									
介護予防訪問サービス	人数(人)	9,361	9,180	9,978	9,967	9,966	9,988	8,479	7,374
基準緩和型訪問サービス	人数(人)	26	14	20	20	20	20	17	15
(2) 第1号通所事業									
介護予防通所サービス	人数(人)	11,745	11,663	12,989	12,974	12,972	13,000	11,037	9,599
基準緩和型通所サービス	人数(人)	1,117	1,046	1,081	1,080	1,080	1,082	919	799
(3) 第1号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)	人数(人)	10,838	10,507	11,683	11,670	11,668	11,694	10,164	8,634

(5) 施設の整備計画

要支援・要介護認定を受けるようになって、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービスの充実を図るため事業所の整備を推進します。

施設・住居系サービス施設

(単位：床)

種 類		見 込	第10次計画			
		令和2～令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	整備数	0	0	0	0	
	累 計	800	800	800	800	
介護老人保健施設	整備数	0	0	0	0	
	累 計	623	623	623	623	
混合型特定施設	整備数	0	0	0	0	
	累 計	599	599	599	599	
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	整備数	29	0	0	0	
	累 計	116	116	116	116	
認知症対応型共同生活介護事業所 (認知症高齢者グループホーム)	整備数	18	0	18	0	
	累 計	387	387	405	405	
介護医療院	整備数	15	0	0	0	
	累 計	15	15	15	15	
地域密着型特定施設	整備数	0	0	0	29	
	累 計	0	0	0	29	

地域密着型サービス拠点

(単位：か所)

種 類		見 込	第10次計画			
		令和2～令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
認知症対応型通所介護事業所 (認知症対応型グループホーム)	整備数	0	0	0	0	
	累 計	8	8	8	8	
小規模多機能型 居宅介護事業所	整備数	0	0	0	1	
	累 計	6	6	6	7	
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	整備数	1	0	0	0	
	累 計	3	3	3	3	
看護小規模多機能型 居宅介護事業所	整備数	0	0	1	0	
	累 計	4	4	5	5	

※第9次計画にて整備目標とした看護小規模多機能型居宅介護事業所については、引き続き整備に向けた取組を進めます。

6 介護保険サービス事業費等の見込み

介護保険サービス量の見込みに基づいて算出しました。

(1) 介護給付費

(単位：千円)

介護サービスの種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
居宅サービス				
①訪問介護	1,697,915	1,766,169	1,809,510	5,273,594
②訪問入浴介護	119,703	125,229	128,348	373,280
③訪問看護	434,747	449,722	461,484	1,345,953
④訪問リハビリテーション	36,222	37,761	38,162	112,145
⑤居宅療養管理指導	235,347	244,613	250,831	730,791
⑥通所介護	1,476,208	1,522,903	1,557,858	4,556,969
⑦通所リハビリテーション	459,212	472,331	483,142	1,414,685
⑧短期入所生活介護	477,546	494,954	508,203	1,480,703
⑨短期入所療養介護	19,935	21,430	23,022	64,387
⑩福祉用具貸与	502,306	522,006	535,475	1,559,787
⑪特定福祉用具購入費	11,663	12,209	12,595	36,467
⑫住宅改修費	25,180	27,495	28,700	81,375
⑬特定施設入居者生活介護	1,024,095	1,049,945	1,066,882	3,140,922
地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	79,183	81,947	84,273	245,403
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③地域密着型通所介護	790,109	814,813	832,495	2,437,417
④認知症対応型通所介護	134,002	137,345	141,215	412,562
⑤小規模多機能型居宅介護	340,496	350,334	359,352	1,050,182
⑥認知症対応型共同生活介護	1,217,792	1,245,371	1,268,084	3,731,247
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	371,119	371,588	371,588	1,114,295
⑨看護小規模多機能型居宅介護	102,446	102,576	106,769	311,791
介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	2,470,105	2,473,231	2,473,231	7,416,567
②介護老人保健施設	2,091,846	2,094,493	2,094,493	6,280,832
③介護医療院	208,450	208,713	208,713	625,876
居宅介護支援	705,948	727,361	743,498	2,176,807
介護給付費計	15,031,575	15,354,539	15,587,923	45,974,037

(2) 予防給付費

(単位：千円)

介護サービスの種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
介護予防サービス				
①介護予防訪問入浴介護	1,535	1,537	1,537	4,609
②介護予防訪問看護	118,707	120,932	122,871	362,510
③介護予防訪問リハビリテーション	8,327	8,646	8,646	25,619
④介護予防居宅療養管理指導	19,397	19,777	20,000	59,174
⑤介護予防通所リハビリテーション	208,780	212,337	215,125	636,242
⑥介護予防短期入所生活介護	16,984	17,429	17,429	51,842
⑦介護予防短期入所療養介護	1,665	1,667	1,667	4,999
⑧介護予防福祉用具貸与	103,132	104,788	106,116	314,036
⑨特定介護予防福祉用具購入費	9,539	9,539	9,539	28,617
⑩介護予防住宅改修費	30,902	30,902	30,902	92,706
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	75,023	76,351	78,321	229,695
地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	14,237	14,255	14,255	42,747
③介護予防認知症対応型共同生活介護	3,010	3,014	3,014	9,038
介護予防支援	98,266	99,893	101,108	299,267
介護予防給付費計	709,504	721,067	730,530	2,161,101

(3) その他の給付費

(単位：千円)

介護サービスの種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
特定入所者介護サービス費等給付額	367,397	374,137	379,767	1,121,301
高額介護サービス費等給付額	372,574	379,410	385,119	1,137,103
高額医療合算介護サービス費等給付額	48,310	49,196	49,936	147,442
市特別給付費	116,048	123,695	131,847	371,590
算定対象審査支払手数料	12,326	12,552	12,741	37,619

(4) 地域支援事業費

(単位：千円)

介護サービスの種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
地域支援事業費	986,916	956,718	958,079	2,901,713
介護予防・日常生活支援総合事業費	604,755	574,557	575,918	1,755,230
包括的支援事業費	334,917	334,917	334,917	1,004,751
任意事業費	47,244	47,244	47,244	141,732

7 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、本計画期間の3年間に必要な保険給付費と地域支援事業費の総額から、国、県、市の負担分及び第2号被保険者の保険料を差し引いた額を、第1号被保険者数で割って算出します。

(1) 保険給付費及び地域支援事業費の財源構成

(単位:%)

区 分		保 険 料		国		県	市
		第1号被保険者	第2号被保険者	定率負担	調整交付金※	定率負担	定率負担
保 険 給 付 費		23.0	27.0	20.0	5.0	12.50	12.50
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業	23.0	27.0	20.0	5.0	12.50	12.50
	包括的支援事業、任意事業	23.0	—	38.5	—	19.25	19.25

※調整交付金の交付率は、それぞれの市町村の後期高齢者の割合や被保険者の所得段階に応じて調整されます。

(2) 基金からの繰り入れ

介護給付費準備基金を取り崩し、保険給付費に繰り入れることで保険料の上昇を抑制します。

基 金 名	繰 入 額
沼津市介護給付費準備基金	700,000 千円

(3) 保険料基準額及び所得段階別保険料

段階	該当要件		保険料率	保 険 料	
				年額	月額
第 1 段階	生活保護受給者等		0.285	18,800 円	1,567 円
		80 万円以下の場合等			
第 2 段階	世帯員全員が市民税非課税であって本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80 万円を超え 120 万円以下の場合等	0.485	32,000 円	2,667 円
第 3 段階		120 万円を超える場合等	0.685	45,200 円	3,767 円
第 4 段階		80 万円以下の場合等	0.85	56,100 円	4,675 円
第 5 段階 (基準)	世帯員の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であって本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80 万円を超える場合等	1.0	66,000 円	5,500 円
第 6 段階	本人が市民税課税であって前年の合計所得金額が	120 万円未満の場合等	1.15	75,900 円	6,325 円
第 7 段階		120 万円以上 210 万円未満の場合等	1.3	85,800 円	7,150 円
第 8 段階		210 万円以上 320 万円未満の場合等	1.5	99,000 円	8,250 円
第 9 段階		320 万円以上 420 万円未満の場合等	1.7	112,200 円	9,350 円
第 10 段階		420 万円以上 520 万円未満の場合等	1.9	125,400 円	10,450 円
第 11 段階		520 万円以上 620 万円未満の場合等	2.0	132,000 円	11,000 円
第 12 段階		620 万円以上 720 万円未満の場合等	2.05	135,300 円	11,275 円
第 13 段階		720 万円以上 1,000 万円未満の場合等	2.1	138,600 円	11,550 円
第 14 段階		1,000 万円以上の場合	2.2	145,200 円	12,100 円

※月額は、参考に年額を 12 で割った額であり、実際の月額と一致しないことがあります。

8 介護サービスの充実と円滑な利用

介護保険事業者等への指導などの取組により介護保険サービスの質の向上を図るとともに、介護保険制度の信頼性を高めるため、「沼津市介護給付適正化計画」に基づき適正な介護保険給付に努めます。

(1) 介護保険サービスの質の向上

介護保険事業者等への指導、介護相談員の派遣、介護に携わる人材の確保・育成、介護の職場環境改善の推進を通じて、介護保険サービスの質の向上を図ります。

① 介護保険事業者等への指導					<長寿福祉課>		
取組方針	介護保険サービスの提供及び有料老人ホームの運営が、適切・適正に行われるよう集団指導・運営指導を行います。						
指 標	単位	実績		見込	第 10 次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護保険事業者への運営指導	件	58	54	49	55	55	55

② 介護相談員の派遣					<長寿福祉課>		
取組方針	介護サービス施設等を訪問し、利用者の疑問、不安等の解消を図るとともに、介護サービス提供事業者と意見交換を行い、サービスの質の確保及び向上を図ります。						
指 標	単位	実績		見込	第 10 次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護相談員派遣（介護相談員）	人	7	6	6	6	6	6
介護相談員派遣（施設数）	施設数	66	72	78	80	85	85
介護相談員派遣（派遣延回）	回	706	819	900	900	950	950

③ 介護に携わる人材の確保・育成

<長寿福祉課、介護保険課>

取組方針	県が実施する各種研修への参加勧奨を行い、介護人材の確保を図ります。また、介護支援専門員及び介護従事者の資質向上を目指し、ケアプラン指導研修を実施します。そのほか、市内の小・中学校等での福祉教育や職場体験活動を支援し、将来介護に携わる人材の育成に努めます。
------	---

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症介護実践研修	人	2	1	2	2	4	3
認知症対応型サービス事業管理者研修	人	12	4	8	8	10	9
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	人	4	3	4	4	5	5
主任介護支援専門員研修	人	9	14	11	10	10	10
主任介護支援専門員更新研修	人	14	30	15	20	20	20
介護支援専門員リーダー養成研修会	人	5	2	4	4	4	4
ケアプラン指導研修	人	0	88	100	80	80	80

④ 介護の職場環境改善の推進

<長寿福祉課>

取組方針	I C Tの利用促進により、事務手続きの負担を減らすとともに、介護ロボットの効果的な活用方法や作業への組み込み方について情報提供することで、介護に従事する職員の身体的な負担を削減するよう勧奨します。
------	---

(2) 介護給付の適正化の推進

介護給付の適正化として、要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検、医療情報との突合・縦覧点検の主要3事業について取組を進めます。

なお、国による適正化主要事業の見直しを受け、費用対効果を見込みづらい介護給付費通知については、令和5年度をもって終了します。

① 要介護認定の適正化		<介護保険課>
取組方針	要介護認定の適正化を図るため、全ての認定調査結果の内容について点検・確認を行います。また、調査の質の確保に向け計画的に研修等を行い、認定調査員の資質向上に努めます。	

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査結果の点検・確認数	件	7,465	7,668	7,900	8,000	8,000	8,000
調査員への研修等開催数	回	2	2	2	2	2	2

② ケアプラン等の点検		<介護保険課>
取組方針	ア ケアプランの点検：不適正な可能性のある給付実績を抽出し、居宅介護支援事業所に対して受給者が必要とするサービスが十分に確保されているか、または過剰なサービス提供がないか等について確認し、必要に応じて助言や指導を行います。 イ 住宅改修の点検：住宅改修の内容について、申請書類の点検を行うことにより、不適切な住宅改修を防止します。 ウ 福祉用具購入・貸与調査：福祉用具の必要性や利用状況等について、申請書類の点検を行うことにより、不適切または不要な福祉用具の購入・貸与を防止し、受給者の身体の状態に応じた福祉用具の活用を促進します。	

指 標	単位	実績		見込	第10次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプランの点検件数	件	80	58	80	80	80	80
住宅改修の点検件数	件	729	811	770	750	750	750
福祉用具の購入・貸与の調査件数	件	843	817	830	800	800	800

③ 医療情報との突合・縦覧点検		＜介護保険課＞
取組方針	国民健康保険団体連合会から提供される帳票の点検を行い、介護と医療の重複請求の防止等を図ります。	

指 標	単位	実績		見込	第 10 次計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療情報との突合件数	件	215	198	190	190	190	190
縦覧点検の件数	件	14,298	11,191	13,000	13,000	13,000	13,000

第7章

計画推進のために

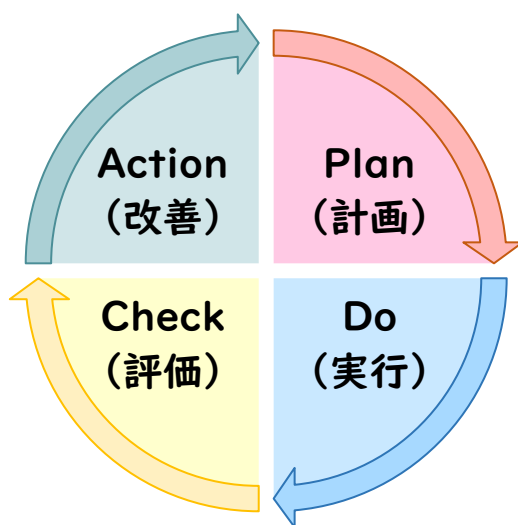
第7章 計画推進のために

1 計画の周知啓発

本計画を効果的・効率的に推進していくためには、市民や高齢者・介護に関わる方（介護サービス事業者、介護従事者、民間企業、NPO法人等）に広く計画を周知し、本市が目指す高齢者施策の方向性を共有することでスムーズな連携につなげる必要があります。そこで、本計画を市ホームページで公表するとともに、地域包括支援センターや地域ケア会議、生活支援コーディネーター等を通じて計画の周知に努めます。

2 計画の進行管理及び評価・点検

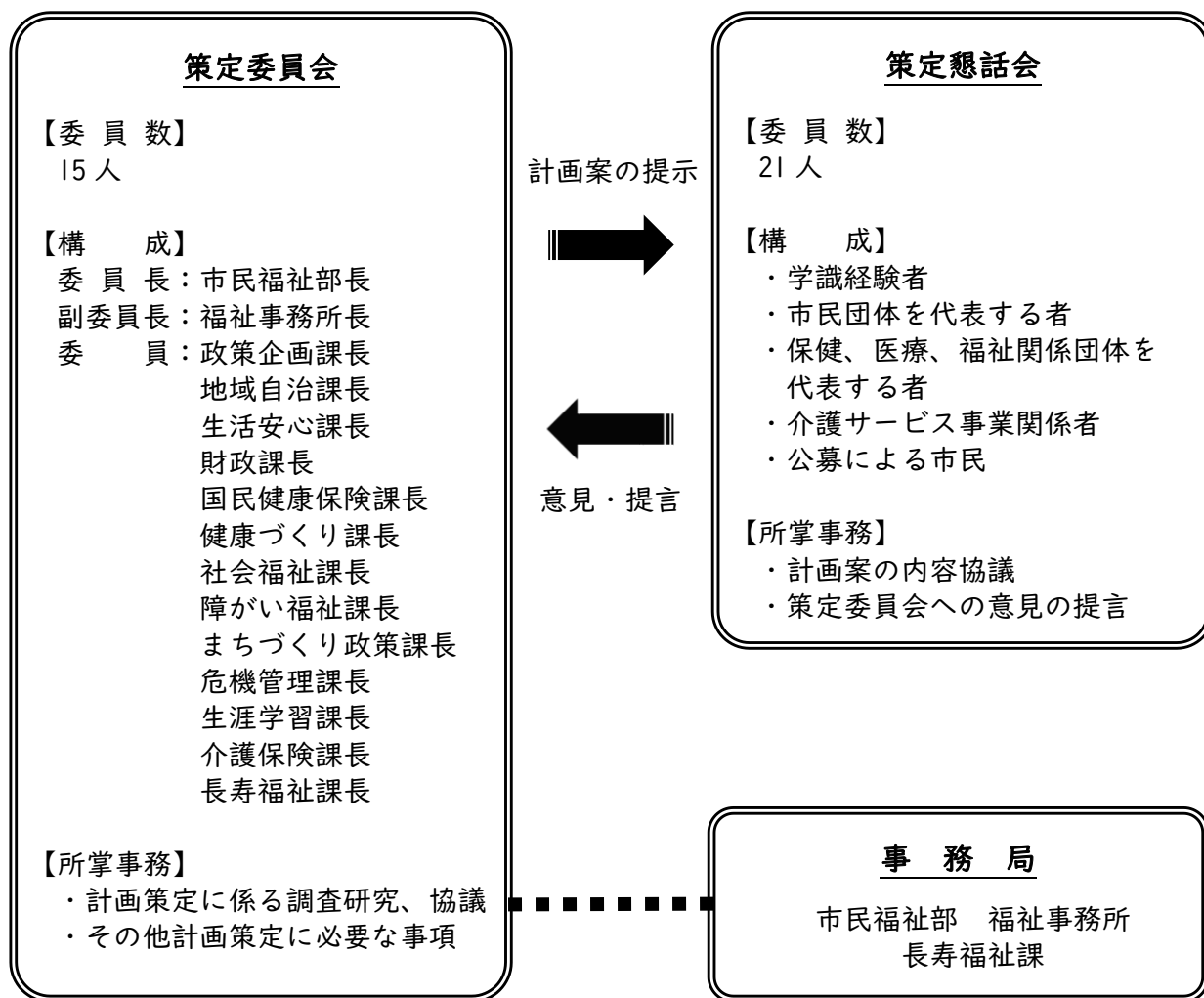
本計画の施策が変わりゆく状況に対応できる施策となるよう、PDCAサイクルを活用します。これにより、定期的に施策が進行管理されるとともに、施策実施後の評価・点検の結果に応じて内容の見直しが行われることとなります。



資料編

1 計画の策定体制及び策定までの経過

(1) 第10次沼津市高齢者保健福祉計画策定体制図



(2) 沼津市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

平成22年11月16日 副市長決裁

最終改正 令和5年3月22日 市民福祉部長決裁

(設置)

第1条 沼津市高齢者保健福祉計画（以下「高齢者保健福祉計画」という。）を策定するため、沼津市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 高齢者保健福祉計画の策定に係る調査研究及び協議をすること。
- (2) その他高齢者保健福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は市民福祉部長を、副委員長は福祉事務所長をもって充てる。

3 委員長は、会務を所掌し、会議の長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民福祉部長寿福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長（市民福祉部長）が定める。

付 則

この要綱は、平成22年11月16日から施行する。

付 則 （平成23年4月1日副市長決裁）

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 （平成24年3月22日市民福祉部長決裁）

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 （平成26年3月11日市民福祉部長決裁）

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 （平成29年4月25日市民福祉部長決裁）

この改正は、平成29年4月25日から施行する。

付 則 （令和2年4月8日市民福祉部長決裁）

この改正は、決裁の日から施行する。

付 則 （令和5年3月22日市民福祉部長決裁）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部 等	委 員
政策推進部	政策企画課長 地域自治課長 生活安心課長
財務部	財政課長
市民福祉部	市民福祉部長 福祉事務所長 国民健康保険課長 健康づくり課長 社会福祉課長 長寿福祉課長 介護保険課長 障がい福祉課長
都市計画部	まちづくり政策課長
危機管理課	危機管理課長
教育委員会事務局	生涯学習課長

(3) 沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会設置要綱

平成22年10月29日 副市長決裁

(設置)

第1条 沼津市高齢者保健福祉計画（以下「高齢者保健福祉計画」という。）の策定にあたり、広く市民からの意見を求めるため、沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、高齢者保健福祉計画の案について内容を協議し、沼津市高齢者保健福祉計画策定委員会に意見を提言する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体を代表する者
- (3) 保健・医療・福祉関係団体を代表する者
- (4) 介護サービス事業関係者
- (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、高齢者保健福祉計画策定終了時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会議を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民福祉部長寿福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年10月29日から施行する。

付 則（平成24年3月22日市民福祉部長決裁）

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（令和元年10月9日市民福祉部長決裁）

この改正は、決裁の日から施行する。

第10次沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会 委員名簿

	役職	氏 名	団体名称	備 考
1	会長	平 田 厚	静岡福祉文化実践研究所	学識経験者
2		堀 内 洋 志	沼津市自治会連合会	市民団体
3		鈴 木 弘 子	沼津市老人クラブ連合会	
4		太 田 陽 介	沼津地区労働者福祉協議会	
5		雨 宮 徳 直	一般社団法人沼津医師会	保健・医療・福祉
6		横 井 麗 子	一般社団法人沼津市歯科医師会	
7		山 本 泰	一般社団法人沼津薬剤師会	
8		浅沼 起世枝	公益社団法人静岡県看護協会	
9		中 島 康 司	社会福祉法人沼津市社会福祉協議会	
10		馬 場 弘 美	沼津市民生委員児童委員協議会	
11	副会長	石 川 三 義	沼津市地域包括支援センター運営協議会	
12		岡 田 由 佳	沼津介護支援専門員連絡協議会	
13		田 中 賢 司	一般社団法人静岡県社会福祉士会	
14		和 田 喜美枝	沼津市介護家族の会	
15		後 藤 政 美	沼津市特別養護老人ホーム連絡協議会	介護サービス 事業関係者
16		若 林 直 子	沼津市グループホーム連絡協議会	
17		ピ リ 睦	沼津市リハビリテーション連絡協議会	
18		花 田 静 子		公募委員
19		鈴 木 秀		
20		池 谷 広 美		
21		田 畑 朋 美		

(4) 計画の策定方法

①市民を対象としたアンケート調査の実施

計画で取り組むべき課題を検討するための基礎資料とすることを目的として、一般高齢者等の保健福祉サービス等の実態調査、要介護認定者の介護保険サービスの利用実態調査等を実施しました。(第2章に調査結果の抜粋を掲載しています。)

②「沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会」等による検討

市民である被保険者等の意見が反映されるよう、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、市民代表が参画する沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会において、協議を重ねて策定しました。

また、庁内では、事業等に係る連携を図るため、沼津市高齢者保健福祉計画策定委員会を設置し、関係各課職員等による検討、調整等を図るとともに、高齢者に関する施策検討を実施しました。

③パブリックコメントの実施

本計画の策定に際し、市民の意見を取り入れる機会として、パブリックコメントによる意見聴取を実施しました。

④介護保険事業計画における保険料や各種サービス等の推計について

介護保険料や、介護保険サービス・地域支援事業の見込量については、厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」により推計しました。

(5) 計画策定までの経過

日程	会議名等	内容
令和4年度		
12月7日～12月23日	市民を対象としたアンケート調査の実施	◎介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ◎在宅介護実態調査 ※第2章参照
令和5年度		
7月1日	第10次沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会委員委嘱	
7月14日	第1回策定委員会	◎沼津市高齢者保健福祉計画について ◎第9次計画の進捗状況及び評価について ◎沼津市高齢者の生活と意識に関する調査結果（アンケート調査結果）の報告について ◎基本理念と基本施策について
8月3日	第1回策定懇話会	
10月12日	第2回策定委員会	◎第10次沼津市高齢者保健福祉計画について ・日常生活圏域について ・計画各論について ・介護保険サービス量の見込みについて（暫定）
11月8日	第2回策定懇話会	
12月13日	第3回策定委員会	◎第10次沼津市高齢者保健福祉計画（案）について ・計画案に関する意見聴取 ・パブリックコメントの実施について
12月20日	第3回策定懇話会	
1月24日～2月22日	パブリックコメントの実施	◎第10次沼津市高齢者保健福祉計画（案）について
3月1日	第4回策定委員会	◎パブリックコメントの結果について ◎第10次沼津市高齢者保健福祉計画（案）について
3月	策定	

2 介護保険サービス一覧

(1) 居宅サービス

サービスの種類	内容
訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護員が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行います。
訪問入浴介護	入浴が困難な方の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行います。
通所介護（デイサービス）	日中、通所介護施設で、必要な日常生活上の支援や機能訓練の提供等を行います。
短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホーム等で、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を提供します。
訪問看護	看護師等が居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、必要なりハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が、在宅療養中で通院困難な方の居宅を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行います。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や診療所、病院において、必要なりハビリテーションを行います。
短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設や診療所、病院等で、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援等を行います。
居宅介護支援・介護予防支援	ケアマネジャー（介護支援専門員）が、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿ったケアプラン（居宅サービス計画）の作成、ケアプランに位置づけたサービス提供事業所等との連絡・調整等を行います。
特定施設入居者生活介護	特定施設の入居者に対して、日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話を行います。
福祉用具貸与	自立支援や介護者の負担軽減を目的とした福祉用具を貸与します。
特定福祉用具購入	自立支援や介護者の負担軽減を目的とした特定福祉用具の購入費を支給します。
住宅改修	住みなれた自宅で生活が続けられるよう、手すりの取り付け等の改修費を支給します。

(2) 地域密着型サービス

サービスの種類	内容
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症利用者が共同で生活する少人数(5人～9人)の住居で、必要な日常生活上の支援、機能訓練を行います。
認知症対応型通所介護	通所介護施設で、通所の認知症利用者に対して、必要な日常生活上の支援、機能訓練を行います。
地域密着型通所介護 (小規模デイサービス)	利用定員18人以下の通所介護施設で、必要な日常生活上の支援や機能訓練の提供等を行います。
小規模多機能型居宅介護	通いによるサービスを中心に、利用者の希望等に応じて、訪問や宿泊を組み合わせて、必要な日常生活上の支援や機能訓練の提供等を行います。
夜間対応型訪問介護	夜間、定期巡回または随時での訪問介護サービスや通報に応じたオペレーションサービスを行います。
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームで、日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話を行います。
地域密着型特定施設 入居者生活介護	入居定員が29人以下の特定施設の入居者に対して、日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話を行います。
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の連携により、定期巡回と随時の対応を行います。
看護小規模多機能型 居宅介護	「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ提供します。

(3) 施設サービス

サービスの種類	内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で自宅での生活が難しい方を対象に日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話を行う入所施設です。
介護老人保健施設	看護、医学的管理下での介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う入所施設です。
介護医療院	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ方を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う施設です。

3 地域支援事業一覧

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

事業の種類	サービスの種類	内容
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	①訪問介護：訪問介護員による身体介護等 ②訪問型サービスA：緩和した基準による生活援助等
	通所型サービス	①通所介護：通所介護と同様のサービス ②通所型サービスA：緩和した基準によるミニデイサービス、運動・レクリエーション等
	生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食や、住民ボランティア等が行う見守り、訪問型サービス・通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援を行います。
	介護予防ケアマネジメント	基本チェックリストによる高齢者に対するスクリーニング、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後の再アセスメント、総合事業の事業評価を行います。
一般介護予防事業	介護予防把握事業	地域の支援を要する方を把握し、介護予防活動へつなげます。
	介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行います。
	地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。
	一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画の目標値達成状況の検証と一般介護予防事業の事業評価を行います。
	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

(2) 包括的支援事業

サービスの種類	内容	実施主体
介護予防ケアマネジメント事業	基本チェックリストによる高齢者に対するスクリーニング、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後の再アセスメント、総合事業の事業評価を行います。	地域包括支援センター
総合相談支援業務	地域におけるネットワークの構築と実態把握や、初期相談から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・支援を行います。	
権利擁護業務	成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止を行います。	
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの活用、日常的個別指導・相談、支援困難事例等への指導、助言等を行います。	
在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行います。	沼津市
認知症施策総合推進事業	認知症初期集中支援チームによる支援と認知症地域支援推進員、チームオレンジコーディネーターによる地域の体制整備を行います。	
生活支援サービス体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置による地域資源の開発等を行います。	
地域ケア会議運営	保健医療や福祉の専門職等が参画し、個別事例や地域課題の検討を行います。	

(3) 任意事業

サービスの種類	内容
認知症高齢者見守り事業	認知症等により徘徊癖を持つ高齢者が行方不明にならないよう、市内民間事業者の協力により見守り協力事業所を配置するとともに、行方不明となった場合の探索サービスを提供します。
成年後見制度利用支援事業	認知症等の理由により判断能力が十分でない方が、契約や財産管理を行う後見人の選任、成年後見制度利用手続きの代行、裁判所への申立等を行うことについて、支援を行います。
認知症サポーター等養成事業	認知症について正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成し、またその活動を支援します。
介護相談員派遣等事業	介護サービスの利用者と提供者双方の声を聴くことにより、介護サービスの現状把握を行い、サービスの改善と質的向上につなげることを目的に、介護相談員を派遣します。
介護給付費等費用適正化事業	利用者に適切な介護サービスが提供されているか、また、不要なものが提供されていないか等の検証を通じ、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します。
家族介護者慰労事業	要介護3以上の高齢者を在宅で、介護保険サービスを利用せずに介護している同居の家族を慰労します。
住宅改修支援事業	居宅介護支援事業所等と契約していない要支援・要介護認定者の、住宅改修費支給申請に係る理由書を作成した者に対して、支援を行います。
配食サービス事業	要支援・要介護認定を受けていない調理困難な高齢者世帯等を対象に、食事サービスを提供するとともに安否確認を行います。

(4) その他の地域支援事業

サービスの種類	内容
高齢者虐待防止ネットワーク	高齢者に対する虐待の防止及び発生時の対応について、適切に対応できるよう、関係機関と情報共有を行い、連携を図ります。
高齢者一時保護事業	老人福祉法及び高齢者虐待防止法に基づき、養護者等から虐待を受けている等の状況により在宅での生活が困難となった高齢者等に対し、短期間の宿泊を提供し、心身の状態の回復を図ります。
重度要介護者通院支援事業	要介護4または5で、ストレッチャー対応により大型車での移動を要する人を対象に、通院時の居宅と医療機関との間の送迎を支援します。
在宅生活支援用具購入等支援事業	一定の要件を満たした単身高齢者等を対象に、電磁調理器や防災警報器の購入等に対して、支援を行います。

第 10 次沼津市高齢者保健福祉計画

《第 10 次沼津市老人福祉計画・第 9 期沼津市介護保険事業計画》

令和 6 年 3 月発行

〒410-8601 沼津市御幸町 16 番 1 号

沼津市 市民福祉部

長寿福祉課 TEL：055-934-4834 ／ 介護保険課 TEL：055-934-4836